海部灘沿岸

海岸保全基本計画

令和2年9月

徳 島 県高 知 県

<u>目 次</u>

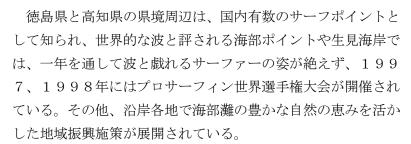
序論 海岸保全基本計画策定にあたって	
	 -
1. 海部灘沿岸の概要	
2. 海部灘沿岸の区域	
3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念	
4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念	
第1編 海部攤沿岸海岸保全基本計画(徳島県域)	
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項	
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	1-1
1-1. 海岸の現況	1-1
1-2. 海岸事業の経緯	1-12
1-3. 現況課題	1-13
2. 海岸の防護に関する事項	
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	1-20
第2章 海岸保全施設整備に関する基本的な事項	
1. 海岸保全施設を整備しようとする区域(整備対象海岸)	1-21
1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方	1-21
1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価	1-29
2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要	1-32
3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	1-32
第2編 海部攤沿岸海岸保全基本計画(高知県域)	
第1章 海岸の保全に関する基本的な事項	
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項	2-1
2. 海岸の防護に関する事項	2-21
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項	2-29
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	_
5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針	
0.7 V 四月以07 V 四四十月四	4 94
第2章 海岸保全施設の整備等に関する基本的な事項	
1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	0.00
	2-33

序論 海岸保全基本計画策定にあたって

1. 海部灘沿岸の概要

海部灘沿岸は、徳島県の蒲生田岬から高知県室戸岬に連なる四国東南部の太平洋に面した沿岸である。沿岸のほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩礁や急峻な海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の眺望は日本でも希有である。

蒲生田岬から日和佐、牟岐に至る間は直線状の断層海岸で、 千羽海崖は高さ 240mに達し、牟岐から南は八坂八浜、甲ノ浦 などのきめの細かな風景に変る。室戸岬では隆起による急峻な 岩石海岸が続き、アコウやリュウビンタイなどの亜熱帯性樹林 と、ウバメガシやトベラなどの海岸植物群落が南国らしい風景 を演出している。また、大浜海岸のアカウミガメの産卵地、牟 岐町大島及び海陽町竹ヶ島のサンゴの群集地など貴重な自然 環境が多く残されている。



一方、当沿岸は太平洋に直面しており、台風などによる高波 の影響を強く受けるため災害も多く、さらに、南海トラフを震 源とする地震による津波被害では沿岸各地で大きな被害を受 けている。

昭和南海地震からすでに 70 年近くが経過し、2014年1月には地震調査研究推進本部から南海トラフを震源とするマグニチュード8~9クラスの地震発生確率が「今後30年以内で70%程度」と公表されるなど、その切迫度は徐々に高まっている。

2012年には発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害となる南海トラフ巨大地震の発生も指摘されている。



大浜海岸



千羽海崖



生見海岸

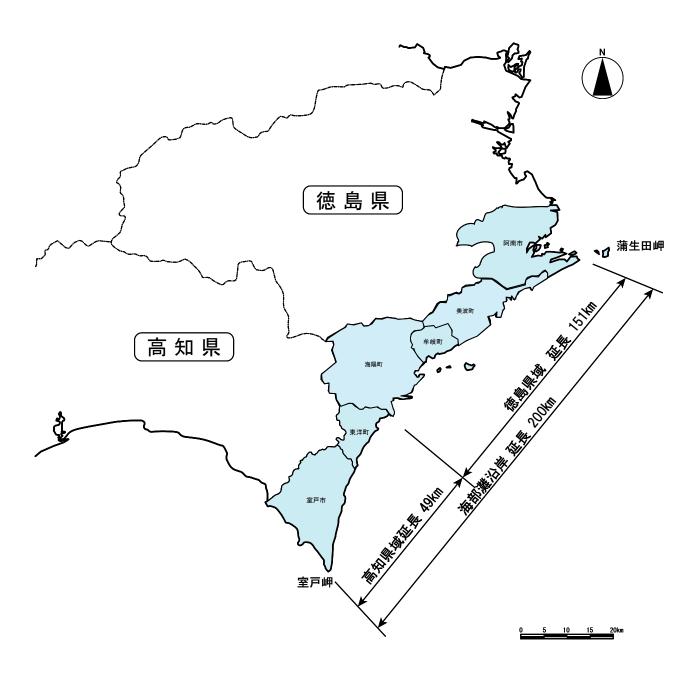


室戸岬

このように、海部灘沿岸は、豊かな自然環境の保全と当沿岸特有の海岸利用への配慮及び防災対策の強化が必要な地域である。

2. 海部灘沿岸の区域

海部灘沿岸の区域は下記のとおりで、徳島県と高知県にまたがる2市4町である。



徳島県 : 阿南市、美波町、牟岐町、海陽町

高知県 : 室戸市、東洋町

3. 海部灘沿岸における海岸保全基本計画の策定手法

3-1. 海部灘沿岸における計画策定方針

当沿岸においては以下に示す事項を考慮し、徳島及び高知の両県で計画策定を行う。

<計画策定にあたっての考慮事項>

- ●同じ沿岸であっても、県域の違いにより、これまでの海岸整備の状況や地域の位置づけも異なり、また、今後の長期的な海岸保全のあり方、整備目標及び整備優先度の考え方も異なる。
- ●総合計画、地域防災計画及び環境基本計画などの関連計画が県単位に独自性のある計画として定められている。

上記事項を考慮し、県単位にて海岸保全基本計画を策定することとしたが、沿岸単位の基本計画として調整を図るため、共通の計画策定方針を定める。

以下に計画策定方針を示す。

<計画策定方針>

- ●「海岸保全基本計画」は、両県の考え方を尊重し策定する。
- ●本基本計画においては、今後20年から30年以内に事業着手する海岸を対象とする。
- ●両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」を掲げ、この基本理念の基に各県毎に基本計画を策定する。

次頁に、海部灘沿岸に属する徳島県及び高知県独自の計画策定方針を示す。

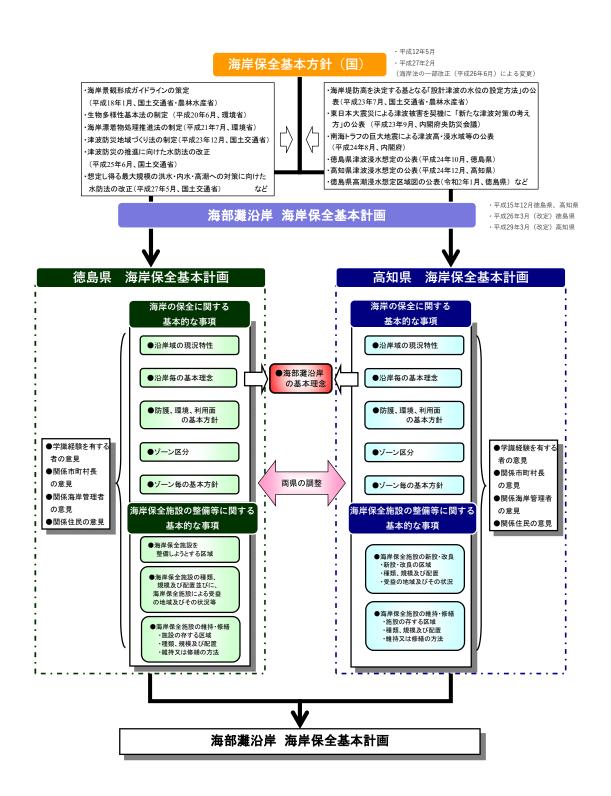
<徳島県における計画策定方針>

- ●「本基本計画」では、海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に 海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然 的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
 - ○海岸保全施設の整備に関する事項:『海岸保全区域』を対象
 - ○その他、海岸の管理に関する事項:『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- ●「本基本計画」の内容は、改正海岸法に定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、 沿岸・地域 (ゾーン)・各海岸 (海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸) 毎に、目 指すべき方向性・海岸保全への取組み方針についても定めるものとする。
- ●「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした 海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・各海岸 毎に地元住民・関係市町・県等が協力し、目指すべき方向に向け、取組みを推進していくも のである。
- ●海岸事業**を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。 したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから手を加え ない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。
- ※海岸事業: 高潮対策事業、侵食対策事業、海岸耐震対策緊急事業、海岸堤防等老朽化対策緊急事業、 津波·高潮危機管理対策緊急事業、海岸環境整備事業、海域浄化整備事業 等
- ●抽出した「整備対象海岸」毎に整備計画を策定するが、今後の事業着手に伴う詳細検討(調査・計画・設計)における整備の方向性を示すものとする。 具体的な施設規模、構造及び工法等については、詳細設計段階にて検討し、地元説明会等を経て決定していくこととする。
- 「本基本計画」の対象期間は、今後 20 年から 30 年間とする。 なお、自然的・社会的状況の変化などにより必要に応じて見直しを行うものとする。

<高知県における計画策定方針>

- ●「本基本計画」では、改正海岸法に従い、計画の対象範囲を以下のように定めるが、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸については対象範囲に含むこととした。また、自然的・社会的条件等の変化により、今後さらに対象範囲が拡大する可能性もある。
 - ○海岸保全施設の整備に関する事項 →『海岸保全区域』を対象
 - ○その他、海岸の管理に関する事項 →『海岸保全区域』及び『一般公共海岸区域』を対象
- ●「本基本計画」の内容は、改正海岸法で定められている「定めるべき基本的な事項」に加え、 沿岸・地域(ゾーン)・各海岸(海岸保全区域及び保全すべき区域の全ての海岸)毎に、めざ すべき方向性・海岸保全への取り組み方針についても定めるものとする。
- ●海岸整備事業としては、主に、高潮(津波)対策、侵食対策、環境整備、局部改良などの事業があり、これらの事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。なお、優れた自然環境を有し、また、事業導入の必要性が極めて低いことから手を加えない海岸等については「整備対象海岸」の対象外とする。
- ●「本基本計画」は、住民・各種団体・行政が一体となって「美しく、安全で、いきいきした 海岸」づくりを進めていくための指針となるもので、計画策定後、各沿岸・各地域・海岸毎に 地元住民・関係市町村・県等が協力し、めざすべき方向に向け、できることから順次、取り組 みを推進していくものである。
- ●記載する施策等のうち、海岸管理者が直接対応することができないものについては、他の事業主体との調整を図ると共に地域住民との連携を図り、実現に努めることとする。
- ●「本基本計画」で整備対象海岸毎に定める整備計画(整備しようとする施設の規模、種類、 配置等)は、今後、事業の実施に際して必要となる詳細検討に向けた整備の方向性を示すもの である。具体的な工法や構造、施設規模等については、詳細検討の段階において必要な調査、 検討及び地元説明会等を経て決定するものとする。
- ●「本基本計画」の計画期間は、今後概ね 20 年間とするが、自然的・社会的条件等の変化などにより、必要に応じて随時、見直しを図るものとする。

3-2. 海部灘沿岸における計画策定フロー



計画策定フロー

4. 海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念

徳島県と高知県では、「 海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土 の海岸づくり 」を両県共通の「海部灘沿岸の海岸保全に関する基本理念」とし、これに基づき 各県域での海岸保全を実施する。

海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、 安心して暮らせる郷土の海岸づくり

【 日常の暮らしを守る施設整備と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進 】

高潮や侵食に対する海岸保全施設の整備水準の向上、安全性の高い施設整備を行い、地域住民の日常の暮らしを守る。

平成 27 年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害が多発しており、高潮浸水想定区域の指定・公表等により、浸水被害の危険を周知することで住民の命を守る。

また、南海トラフ地震による津波に対しては、一定の防護施設を備えつつ、安全な場所への避難を基本に、円滑な避難を支援する施設整備、情報伝達及び避難体制の強化を図るとともに、ソフト対策と一体となって地域住民や観光客をはじめとする全ての海岸利用者にとって安全で安心できる海岸づくりを進める。

さらに、持続的に安全を確保するため、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理を徹底する。

【 室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承 】

急峻な岩礁や海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の優れた景観を有し、アカウミガメの産卵地やサンゴの群集地など稀少な生物の生息地となっている海部灘の海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避し、自然との共生を図ることで、環境に配慮した海岸づくりを目指し、優れた海岸環境を次世代へ継承していく。

【 海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上 】

サーフィンなど海部灘特有の海洋レクリエーションや、豊かな自然を活かした体験学習などの場、あるいは憩の場といった海岸利用の促進を図るとともに、こうした利用と漁業活動との調整や、アカウミガメの産卵地など貴重な自然環境の保全など海岸利用のルールづくり、マナー啓発などによって適正な利用を促進する。

第1編 海部灘沿岸海岸保全基本計画

(徳島県域)

第1編 海部攤沿岸海岸保全基本計画(徳島県域)

笙 1	音	海岸の位	果全に	関す	ス基本	かな	車項
277 I	- -	1441-1	ヘエに	- IXI 7 '	$\omega \sim 10^{-10}$	ロンへみ	ザベ

	1. 治	毎岸の現況及び伊	R全の方向に関する事I	頁	1-1
	1-1	. 海岸の現況			1-1
	1-2	. 海岸事業の経	緯		1-12
	1-3	. 現況課題			1-13
	2. 消	毎岸の防護に関す	トる事項		1-14
	3. 渚	毎岸環境の整備及	及び保全に関する事項		1-19
	4.消	毎岸における公衆	衆の適正な利用に関す	る事項	1-19
	5. 3	バーン区分及び ン	ゾーン毎の基本方針 ·		1-20
第	2章	海岸保全施設勢	整備に関する基本的な	事項	
	1. 消	毎岸保全施設を鏨	を備しようとする区域	(整備対象海岸)	1-21
	1-1	. 整備対象海岸	の抽出及び整備優先度	の考え方	····· 1-21
	1-2	. 整備対象海岸	の抽出及び整備優先度	の評価	1-29
	2. 渚	毎岸保全施設の塾	を備の方向性と計画概	要	1-32
	3. %	毎岸保全施設の絲	推持又は修繕に関する!	事項	1-32

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

- 1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
- 1-1. 海岸の現況
- (1) 自然環境特性の概要
- ●気象・海象:
- ○年平均気温は約16℃と比較的温暖で、黒潮の影響により冬期の平均 気温も高い。また、年間降水量は2,000~3,000mm、梅雨時期の月 間降水量は400mmと多く、多雨地域である。
- ○沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約11℃と小さく、黒潮の 影響を受け冬期でも瀬戸内沿岸に比べて5℃程度高くなっている。
- ○海象は太平洋に直接面しているため外洋性であり、夏期に季節風の 影響を受けるとともに、黒潮の影響を大きく受ける。また太平洋か らのうねりが襲来するため、徳島県下において波浪条件の最も厳し い沿岸である。

●地 形・地 質:

- ○海部山地が海に迫っているため平地が少なく、河口付近に平地を擁 するのみである。わずかであるが沖積低地が点在する。
- ○海岸地形は隆起型の岩石海岸が続き、断層地形が変化して海食作用 を受けた海食崖が分布している。県下3沿岸の中では自然海岸が最 も多く残っている。
- ○海底地形は、海岸から急に深くなり、水深 50m以浅は岩礁、砂礫、 転石が多く、特に岩礁部は起伏が激しく、全体が陸棚状になってい る。

●生物相·水 質:

- ○沿岸部の植生は、トベラ・ウバメガシ群集やウバメガシ二次林が分 布している。ただし、海陽町沿岸部の一部にクロマツ植林が分布し ている。
- ○沿岸部における特定植物群落では、沿岸南部で大島のタチバナ自生 地、津島の暖地性植物群落及び那佐半島のアオギリ林などがある。
- ○沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、美波町周辺のアカウミガメをはじめ**多**種多様な種が確認されている。
- ○ガラモ場、テングサ場、ワカメ場は海部灘沿岸全ての海域でみられたが、アラメ・カジメ場は、宍喰海域では全く見られなかった。アマモ場は、日和佐海域及び牟岐海域では見られなかった。平成 19年の調査では全海域のうち、4海域で減少し、逆に牟岐で大きく増加していた。
- ○牟岐町大島と海陽町竹ヶ島にはサンゴの群集がある。特に大島は、 サンゴのみならず様々な海洋生物の生息地であり、貴重な生物が生 息している。
- ○沿岸域には、汚濁源も少なく、流入する河川の水質も良好で、天然 の好漁場を有している。CODに係わる環境基準は達成されており、 水質は良好である。また、海水浴場としての透明度も良好である。

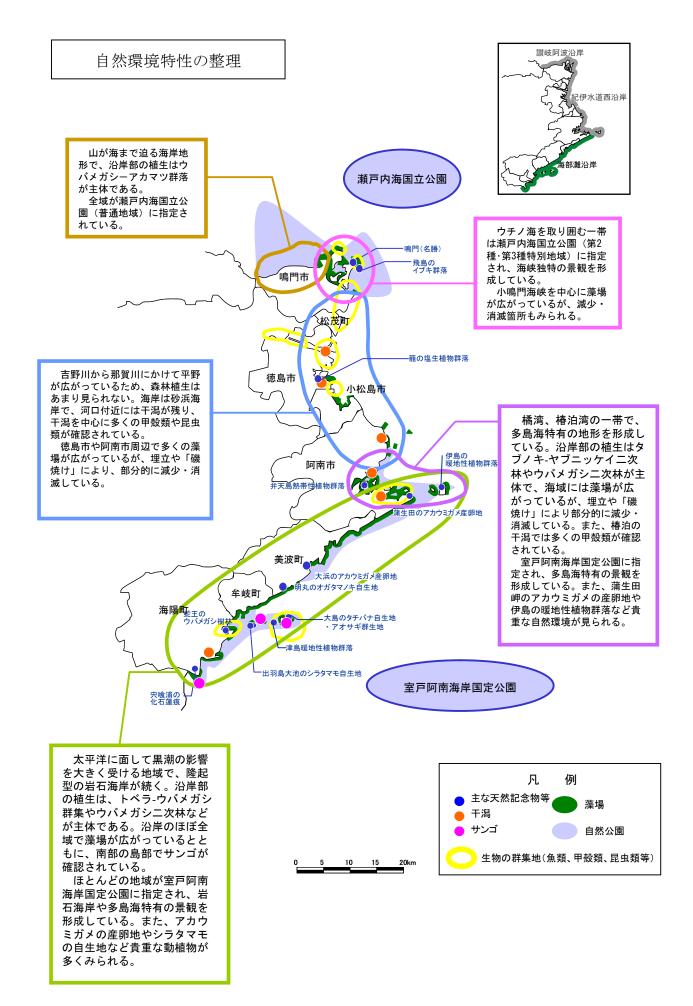
- ●自然公園・保護区: ○室戸阿南海岸国定公園が2地区に分かれて指定されている。千羽海 崖が特別保護地域に指定され、その他の沿岸は主に第2種特別地域 に指定されている。竹ヶ島西部や大島周辺の海域は海域公園区域に 指定されている。
 - ○美波町の南部でまとまって鳥獣保護区が指定されている。鳥獣保護 区特別保護地区はない。
 - ○沿岸域は断続的に保安林指定がなされている。中でも美波町は特に まとまって指定されている。
- ●海岸景観・文化財: ○岩石海岸の占める割合が高く、千羽海崖や蒲生田岬から美波町東部 にかけて海食崖が形成されている。また、南部の沿岸では多島海、 岩門、潮吹岩及び砂浜海岸などの美しい自然景観資源が広く分布し ている。
 - ○大浜海岸のウミガメおよびその産卵地をはじめ、出羽島大池のシラ タマモ自生地及び宍喰浦の化石蓮痕などが天然記念物に指定され るなど文化財が多く分布している。



断崖絶壁の千羽海崖



宍喰浦の化石蓮痕



(2) 社会環境特性の概要

●土地利用及び人口分布

: 〇沿岸には集落が点在しており、人口 5 千人から 1 万人程の規模の小さい町が並んでいる。山地が海に迫っているため、農地や宅地としての土地利用は少ない状況で人口は減少傾向にあります。

●交 通:

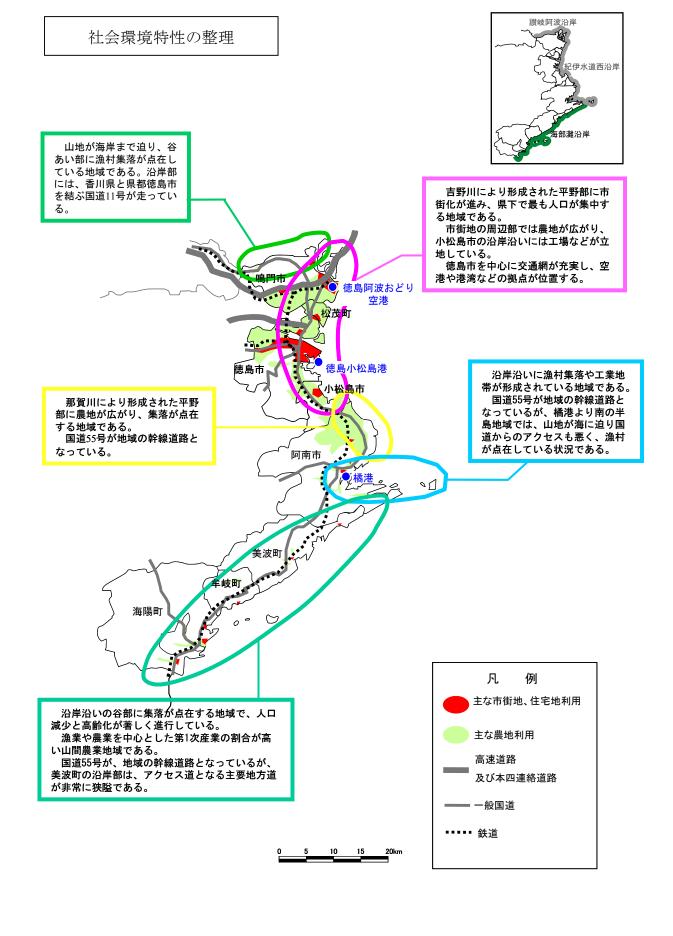
- ○当該地域の主要道路網は、高知県室戸市と県都徳島市を結ぶ国道 55 号と沿岸部を通る県道により形成されているが、山地が海岸まで迫っているなどの地形的条件から走行性が悪い。また、高速道路もないため、県都徳島市を始めとした他都市へのアクセス性が低い状況である。
- ○鉄道網は、徳島-海部間の沿岸部を JR 牟岐線が、海部-甲浦(高知県) の沿岸部を阿佐海岸鉄道が通っている。
- ●産 業: ○沿岸域の3町では第1次産業の比率が16%を超えており、県平均の2 倍となっている。



主要道路網である国道 55 号



牟岐漁港背後の漁村集落



(3) 海岸特性の概要

●海岸災害:

- ○主な海岸災害としては、第二室戸台風(昭和 36 年)による高潮被害と 南海地震(安政元年、昭和 21 年)による津波被害である。特に、浅川 港や牟岐港などでは昭和南海地震津波により、県内でも特に大きな被害 を受けている。
- ○風水害被害はあるものの、浸水などの被害は少ない。近年まで災害による復旧事業は無かったが、平成 10 年に豪雨・台風による護岸や防波堤などの復旧事業を行っている。
- ○徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900人に及ぶことが想定されている。
- ○当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間(海面変動 20 cm) は、最も短い箇所で海陽町鞆浦漁港口の4分である。最大波の津波水位 (T.P.) は最も高い箇所で海陽町宍喰漁港中央部の15.8mとなっている。
- ○当沿岸では、南海トラフの巨大地震等により、沿岸部の一部で液状化に よる被害が発生することが想定される。

●海岸侵食:

- ○ほとんどが岩礁地域であり、侵食地域は少ない。
- ○日和佐川、海部川及び宍喰川が、主な土砂の供給源となっている。

●対象外力:

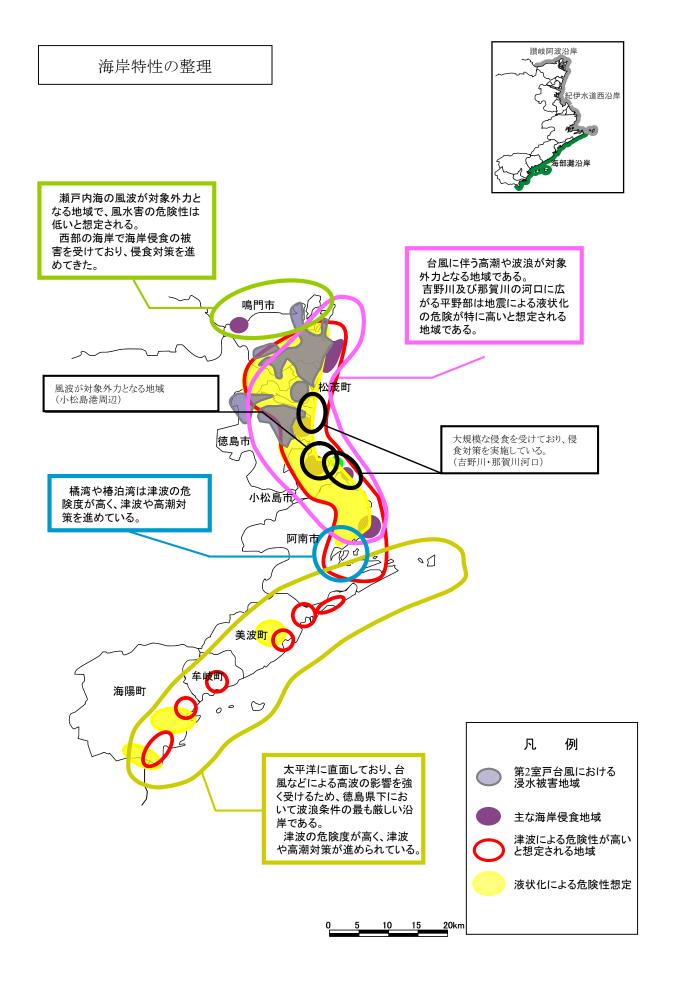
- ○太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため、 徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。
 - さらに、南海トラフ巨大地震等の津波に対する危険度が非常に高い。
- ○概ね浅川以南では津波が対象外力となっており、牟岐以北では高潮や波 浪が対象外力となる。



浅川港海岸での津波・高潮対策堤防



由岐漁港での 津波・高潮対策のための陸閘



(4) 利用特性の概要

●漁業利用の状況 : ○代表的な漁業は、延縄、一本釣、採貝藻、磯建網、定置網等であり、

県がブランド品目として育成しているアワビ類やアオリイカをは じめ、アジ、サバ、カツオ、マグロ、ブリ、タイ、タチウオ、イワ シ、イセエビ、ヒジキ及びテングサ等を漁獲している。また、一部

の湾入部では、ブリ類養殖なども行われている。

●観光レクリエーション利用: ○海水浴場は沿岸南部に集中している。また、ほぼ沿岸全域にわたっ

て磯釣り場が多く分布している。

○ 沿岸南部には、サーフポイントとして西日本を代表する生見海岸 (高知県)がある他、数多くのサーフポイントが分布している。 また、牟岐町の大島周辺や海陽町の竹ヶ島周辺にダイビングスポ

ットがある。

○千羽海崖や潮吹岩などの自然景観資源とマリンスポーツに関する観光地が広く分布し、各町で港祭りなど海に関するイベントが行われ、

美波町では海での体験学習も行われている。

●港湾施設の利用 : ○日和佐港、浅川港及び那佐港の3つの地方港湾を有している。浅川

港の貨物取扱量が最も多く約98千 t 程度である。

●主要地域計画及び: ○主要地域計画としては南部の沿岸に集落排水や公共下水といった生

土地利用希望 活環境整備が図られている。

○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点

の整備のほか、漁港・港湾としての整備が挙げられる。



海部川河口のサーフポイント



沿岸を代表する 自然景観資源であるの潮吹岩

利用特性の整理 紀伊水道西沿岸 漁港が連なる地域であ る。ウチノ海を中心に浅 海養殖漁場としての開発 が進んでいる。 海水浴など海を活用し 海を活用したレクリエー たレクリエーションが盛ん ションは、地理条件など な地域である。 から不利な地域である。 県下を代表する観光資 源である鳴門海峡が位置 する。 00-005. <u>"</u> 00 鳴門市 /松茂町 徳島小松島港 9 取り扱い貨物量の 県シェアー69% 徳島市 漁業は沿岸漁業が中心 小松島市/ で、河口付近ではノリ養 殖が盛んに行われている。 港湾機能が充実してお り、県シェアーの8割以上 海水浴や海でのイベントなど海を活用した を占める。 レクリエーションが盛んな地域である。 阿南市 (観光・レクリエーション拠点の整備要望大) 美波町 **橘港** 取り扱い貨物量の 県シェアー13% 牟岐町 凡例 海陽町 海水浴場 キャンプ場 磯釣り場が多く存在する地域 サーフホ[°]イント ダイビングスポット 重要港湾 漁業は沿岸から沖合まで 地方港湾 幅広い漁業を行っているが、 海を活用したレクリエーションが盛んな 漁港の数は少ない。 漁港 地域である。 レクリエーションとしては、 (観光・レクリエーション拠点の整備要望大) サーフポイントやダイビング 主要地域計画及び スポットが集中しており、海 土地利用希望 水浴場や釣り場も多い。 (観光・レクリエーション) (その他) 20km

讃岐阿波沿岸

(5) 住民意識の概要

●全 般: ○「アカウミガメ」や「サンゴ」で代表されるように自然の豊かさを最も 実感している海岸域である。

- ○海辺の将来については、防災面の充実への要望が高く、環境面に関して も、ソフトとハードの両面からの充実が求められている。
- ○海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から 検討などの意見が挙げられている。

●防 護: ○整備の方向性としては、積極的な整備を望んでおり、避難体制を整える 意見も多い。

- ○津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。対策の方向性としては、 東日本大震災の教訓から逃げる対策と液状化対策の重要性が挙げられ ている。
- ○整備の手段としては、このままでよいという意見が多いが、改良法としては消波ブロックを無くして自然材料を利用するという意見が多い。
- ●環 境: ○景観が良好など自然の豊かさへの意識が高い。また、生物生息環境が悪くなったという意識も多い。
 - ○守ってほしい動植物としては、「ウミガメ」が挙げられている。その他「サンゴ」・「シラタマモ」・「松林」などある。守ってほしい景勝地としては、「田井の浜」・「大里松原海岸」・「水床湾」・「大島・津島・出羽島」などが挙げられている。
 - ○自然の環境を守る意識としては、今の姿を守るという意見が非常に高い。
 - ○海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜 や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復、消波ブ ロックの撤去などの意見が挙げられている。

●利 用: ○現状では、来訪度は高く、「散歩」・「海水浴」・「遊び」など利用しやす いと感じる人が多い。

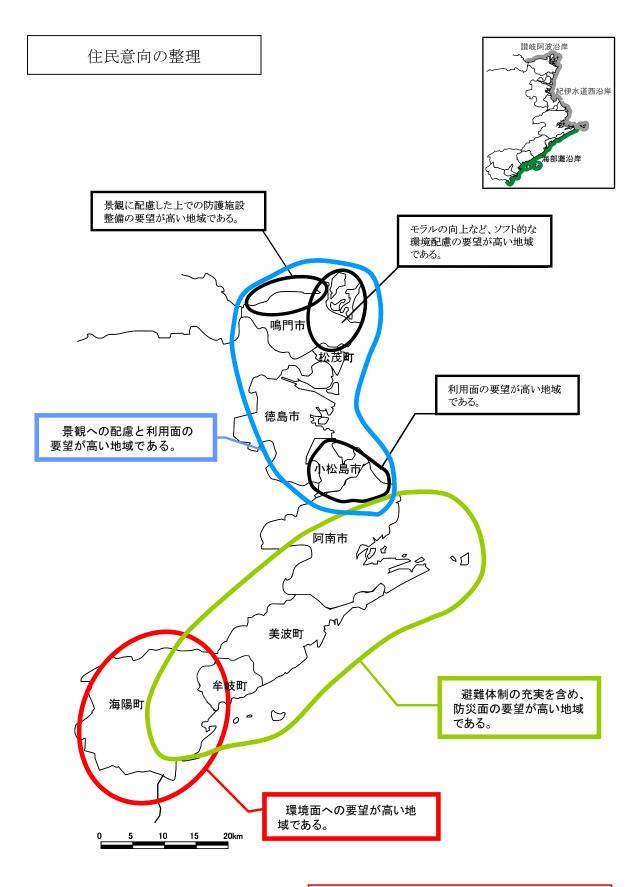
- ○海辺の施設要望としては、「魚釣り」・「水族館」・「道路」の順に挙げられる。レクリエーション希望としては、「散歩」・「海水浴」・「潮干狩り」の順に多い。
- ○整備の方向性としては、自然配慮による整備が7割と高い。



出羽島のシラタマモ自生地



沿岸を代表する 景勝地である大里松原海岸



【共通】

- ・海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅 広い視点から検討、自然環境への配慮が求められている。
- ・津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。

1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和30年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和31年の海岸法制定後、昭和35年のチリ津波や昭和36年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新改築を行ってきた。

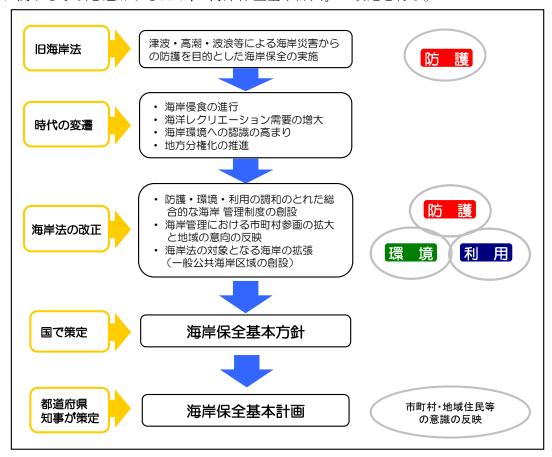
その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の 後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和 40 年代頃から突堤や離岸堤等の 整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への 多様なニーズに対応するため、平成11年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」 目的に、「環境」と「利用」の2つが追加された。

徳島県では、平成9年3月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成15年12月には、「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。

また、平成26年3月には策定後10年を経て、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフの巨大地震・津波対策や、社会環境やニーズの変化へ対応するため、「海岸保全基本計画」の改定を行った。

今回は、平成27年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害を契機にはじめられた想定し得る最大規模の高潮への対応や海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するため、「海岸保全基本計画」の改定を行う。



1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

太平洋に直面していることから波浪条件が非常に厳しく、津波の危険性も高い沿岸であり、高潮や波浪、地震・津波に対する安全性の確保が必要である。

過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策が必要である。 海岸侵食については、幅の狭い砂浜の保護とともに自然景観に配慮した防護対策が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性 や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

(2)環境面での課題

ほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園で、特に美波町の千羽海崖は特別保護地域に指定されている他、アカウミガメの産卵地や出羽島大池のシラタマモの自生地などの国の天然記念物が存在しており、こうした貴重な動植物の保護・保全が必要である。

海陽町の竹ヶ島や牟岐町の大島周辺はサンゴが生息しており、また藻場や魚介類の生息地としても重要であり、積極的な保護・保全に取り組む必要がある。

また、沿岸全域にわたり優れた自然景観を有しており、自然景観の保全に配慮する必要がある。

(3)利用面等での課題

点在する砂浜を中心にサーフィンやスキューバダイビングなどの来訪者があり、過疎化が進行する地域の活性化のためにも、交流人口の増加は非常に重要である。そのため、観光レクリエーションや環境学習の場としての海岸利用を通じた交流の促進に配慮していく必要がある。

また、漁業を含めた第一次産業従事者の占める割合が高い地域であり、漁業関連施設の充実とともに、海との関わりが深い漁業集落等での日常的な海辺利用に対する利便性向上への配慮が必要である。

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- ●集落が位置する海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上に努める。
- ●侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。 また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム 又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- ●地震・津波・高潮に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、 ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- ●津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定や水防法に基づく高潮浸水 想定区域の指定・公表などとともに、防災部局や市町村等の関係機関との連携を強 することにより、津波・高潮に対する地域における実行性のある防災体制の確立を 図る。
- ●海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の 保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- ●海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく 適切な維持管理に努める。
- ●水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波・高潮等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- ●津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」へ の指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- ●海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を 踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると 想定された地域。
- ・高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- ・ 津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域(イエローゾーン)」。
- . 【平成 26 年 3 月 11 日指定】

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加 えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- ・過去最大を上回る「想定し得る最大規模の高潮」に対しては、海岸保全施設により「浸水範囲の低減」を図るとともに、「住民の避難を柱」とした対策を充実させる。
- ・地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2)侵食

- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- ・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の 回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	設計高潮位	計画波浪 H ₀ '(換算沖波)、T ₀ '(周期)	侵食
No.54~No.61	阿南市 美波町	T.P.+2.75m	$H_0' = 3.60 \text{m} \sim 6.40 \text{m}$ $T_0' = 15.6 \text{s} \sim 16.0 \text{s}$	現在の汀線維持もしく
No.62~No.77	牟岐町 海陽町	T.P.+2.75~ +2.85m	$H_0' = 3.80 \text{m} \sim 7.00 \text{m}$ $T_0' = 9.6 \text{s} \sim 15.9 \text{s}$	は必要に応 じた汀線の 回復

(3) 地震・津波

・「設計津波(L1津波)の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や 海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。

①「避難時間の確保」に必要な施設整備

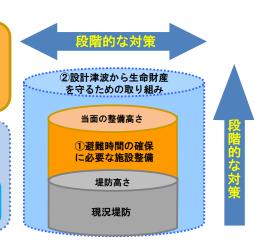
- ・現況堤防高で「避難時間の確保に必要な高さ」が不足するところは、施設の嵩上げの対策を進める。
- ・現況堤防高で「避難時間の確保に必要な高さ」を満足する施設に おいては地盤沈下に対し、液状化対策等を進める。

②「設計津波の水位」に対する取り組み

・設計津波から生命・財産を守るための施設整備は、管理者と地元市町が協議し、さまざまな工夫をしながら対策を講じる。

<配慮事項>

・環境保全 ・周辺景観との調和 ・施工性 ・地域の特性 ・既設防護施設の状況 ・維持管理の容易性 ・住民の意向 ・経済性 ・公衆の利用

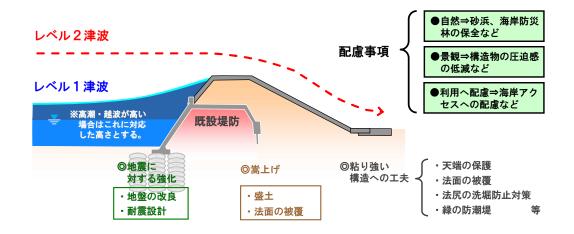


※「避難時間」は、「設計津波(L1 津波)の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

■コラム ~新しい津波対策の考え方~

- ・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。
- ・海岸保全施設は、発生頻度の高い津波(設計津波:L1 津波)に対して整備する。
- ・発生頻度の高い津波(設計津波:L1津波)を超える津波に対しても、全壊しにくく、 全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



【二つのレベルの津波】

最大クラスの津波(L2津波)

○津波レベル

・発生頻度は極めて低い。 発生すれば甚大な被害をもたらす。

<u>〇対策の基本的な考</u>え方(減災)

・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる 手段を尽くした総合的な対策。

〇対策内容

- ・率先避難の啓発 (津波防災教育、自主防災組織との連携 等)
- ・避難施設(津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路 等)
- ・津波防護施設の指定(道路嵩上げ等)

比較的発生頻度の高い津波(L1津波=設計津波)

○津波レベル

・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

<u>〇対策の基本的な考え方</u>(防災)

・人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

〇対策内容

•施設整備(液状化対策、海岸保全施設整備等)

■コラム ~高潮とは~

● 高潮とは

台風や発達した低気圧が通過するとき、潮位が大きく上昇する現象



潮位の上昇により、陸域での浸水被害をもたらす。

● 高潮の要因(3つの効果)

①気圧低下による吸い上げ効果

→ 周辺より低い気圧の影響により、 海面が上昇する現象。 気圧が1hPa下がると潮位は約1cm上昇。

②風による吹き寄せ効果

→ 海岸に向かって吹く風により、海水が吹き寄せられ、海岸付近の海面が上昇する現象。 潮位の上昇は風速の2乗に比例。

③波浪効果 (ウェーブセットアップ)

→ 砕波により汀線近傍(砕波点の岸側)で 海面が上昇する現象。

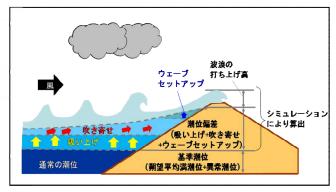


図 高潮の発生メカニズム

● 対象とする高潮

高潮浸水想定において対象とする高潮は、「<mark>最大クラスの高潮」</mark>であり、 基本的な考え方は以下のとおり。

外力	基本的な考え方		
最大クラスの高潮	 ▶ 住民等の生命を守ることを最優先とし、避難を軸とした<mark>総合的な対策</mark>を確立。 ▶ 被害の最小化を主眼とする「減災」の考えに基づき、対策を講ずる。 ▶ 海岸保全施設のハード対策により被害を軽減し、それを超える外力には、「高潮浸水想定区域図」の作成や避難路の確保などソフト対策で対応。 		
計画規模の高潮	人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から海岸保全施設を整備。海岸保全施設は、比較的発生頻度は高いものの、大きな被害をもたらす高潮を対象として整備を進める。		

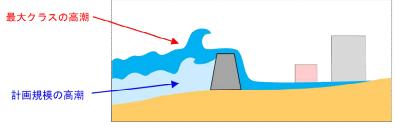
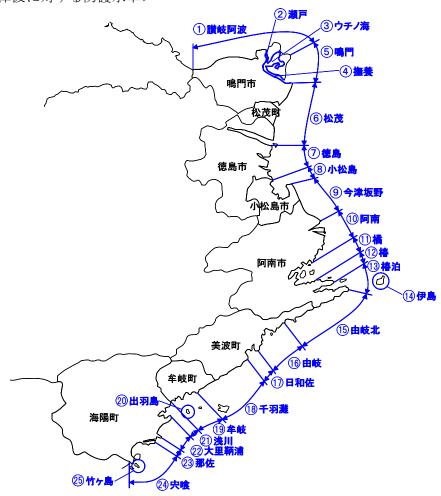


図 高潮のイメージ図

<津波に対する防護水準>



単位:m(TP)

- ※1 中央防災会議 2003 モデル(宝永地 震タイプ)を対象地震。少数第2位で 切り上げて設定。()は地域海岸内に 細分して設定した区間の設計津波の 水位。
- ※2 堤防等の計画にあたっては、「高潮・ 波浪に必要な高さ」と「設計津波の水 位」の両方を検討する必要がある。
- ※3 一つの地域海岸には、複数の海岸保 全区域があり、海岸の利用状況や整 備水準が異なるため、現況堤防高に 幅がある。
- ※4 H24.10.31「徳島県津波浸水想定」の 公表値。

地	域海岸名	設計津波 の水位 ※1	避難時間を 確保するた めの高さ	津波>高潮 のチェック ※2	現況堤防高 ※3	最大クラス の津波高 ※4
1	讃岐阿波	2.0	1.1	高潮波浪	1.5~5.4	2.7
2	瀬戸	2.1	1.1	高潮波浪	0.8~4.3	
3	ウチノ海	2.0	1.1	高潮波浪	1.0~3.4	
4	撫養	2.9 (3.1)	1.0	高潮波浪	1.1~4.9	8.2
5	鳴門	2.9	0.9	高潮波浪	3.3~6.7	
6	松茂	3.8	0.9	高潮波浪	4.1~11.3	6
7	徳島	2.9	0.9	高潮波浪	3.7~6.3	6.2
8	小松島	3.6	0.9	高潮波浪	1.7~7.7	5.5
9	今津坂野	4.9	1.7	高潮波浪	3.0~7.9	5.1
10	阿南	4.1	2.8	高潮波浪	4.0~6.1	
11	橘	7.3 (6.5)	3.2	津波	1.9~4.6	11.9
12	椿	5.2	2.8	津波	2.0~3.7	
13	椿泊	4.8 (7.6)	3.5	津波	2.3~8.0	
14	伊島	2.8	2.5	高潮波浪	6.1~9.5	6.2
15	由岐北	5.9	5.6	高潮波浪	3.3~8.7	20.9
16	由岐	6.3 (7.3)	5.3	高潮波浪	2.1~8.1	12.3
17	日和佐	6.0 (5.2)	4.9	高潮波浪	1.3~9.2	9.8
18	千羽灘	4.3	4.0	高潮波浪	2.7~5.7	
19	牟岐	5.9	4.4	高潮波浪	1.7~7.0	13.4
20	出羽島	4.7	3.3	高潮波浪	4.4~7.6	
21	浅川	6.0 (5.0)	4.3	津波	1.2~7.2	10.5
22	大里鞆裏	4.5	4.5	高潮波浪	1.7~10.0	8.1
23	那佐	5.6 (4.3)	3.6	津波·高潮	1.2~5.4	
24	宍喰	10.3 (13.1)	5.7	津波	1.4~8.5	18.4
25	竹ヶ島	8.6	4.2	津波	1.7~9.0	
	山曲、「徳自周記卦油の水位(五世の『年9日)」					

出典:「徳島県設計津波の水位(平成25年3月)」

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

●最新の知見に基づき、ハマネナシカズラなど貴重な生物をはじめとする様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

「生物多様性基本法」 平成20年6月施行 「生物多様性とくしま戦略」平成25年10月策定

- ●室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地、大島のサンゴ・タチバナ、出羽島のシラタマモ及び岩礁域における藻場、千羽海崖や水床湾をはじめとした海部灘特有の優れた自然環境・景観の保全に努める。
- ●自然環境の維持や保護を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

「海岸漂着物処理促進法 平成 21 年 7 月 15 日施行」 海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け

●全域的に減少している藻場の保全に努めるとともに、良好な水質の維持を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

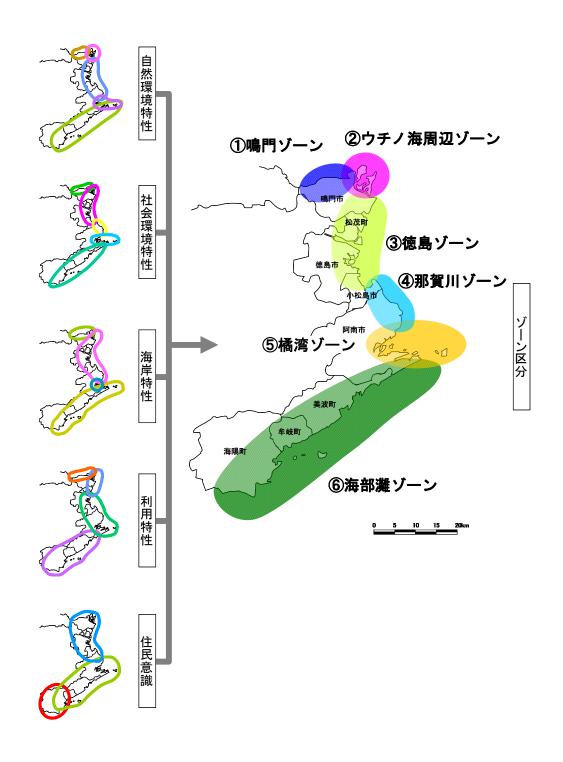
< 利用面での基本方針 >

- ●自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルート や津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全 性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。
- ●高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス 路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- ●海岸における豊かな自然環境を活かした観光レクリエーションや環境学習を推進し、地域住民と観光客の交流の場としての海辺空間づくりを促進する。
- ●地元自治体による海岸を活かした地域振興施策が活発な地域であり、こうした計画との調整や連携に留意した整備を推進する。
- ●漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の 5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、海部灘沿岸(徳島県域)は、海部灘ゾーンの1つのゾーンに位置づけている。そのため、海部灘ゾーンの基本方針は、先に示した防護・環境・利用面の基本方針となる。

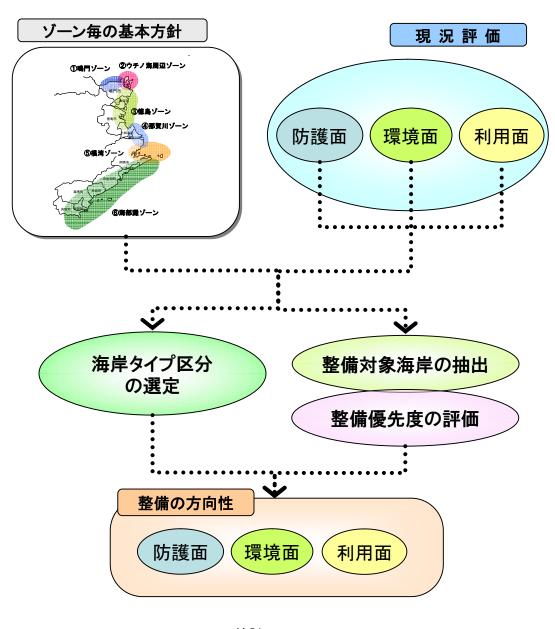


第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

- 1. 海岸保全施設を整備しようとする区域(整備対象海岸)
- 1-1. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の考え方

(1) 検討フロー

徳島県下 136 地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ(4つの区分)」の選定と整備対象海岸の抽出を行う。さらに、整備対象海岸の整備優先度の評価を行い海岸タイプを考慮して、具体的な整備の方向性を定める。



検討フロー

(2) 現況評価の考え方

1) 防護面における現況評価の視点

防護面については、「①津波対策の必要性」、「②高潮対策の必要性」、「③侵食対策の必要性」、「④背後地の重要度」の4つの視点から各海岸の現況評価を行う。以下に評価基準を示す。

①津波対策の必要性

津波対策 ランク	評価基準	
А	・「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足している。	
В	・「設計津波(L1 津波)の水位」に対し、堤防高が不足する。	
С	・「設計津波(L1 津波)の水位」に対し、所定の堤防高を有する。	
_	・背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)	

注) 堤防高は地震による沈下を考慮する。

②高潮対策の必要性

高潮対策ランク	評価基準	
А	・これまで越波・浸水等の被害がある。	
В	・今後、越波・浸水等の可能性がある。	
С	・これまで高潮対策施を実施し、所定の防護機能を有する。	
_	・背後に防護すべき対象のない海岸である。(自然のまま残されている海岸など)	

③侵食対策の必要性

侵食対策 ランク	評価基準	
А	・現在、砂浜の侵食が進行している。	
В	・今後、砂浜が侵食される可能性がある。	
C ・これまで侵食対策を実施し、効果が発揮されている。		
- ・侵食の恐れのない海岸である。		

④背後地の重要度

背後地ランク	評価基準			
А	a: 市街地や工業地帯が形成されている。			
	b:人口集中地区(DID地区)である。			
В	a:集落が連なって形成されている。			
	b: 国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。			
С	a:集落が点在している。			
	b: 広大な農地が存在する。			
D	a:谷あい等に小規模な農地が存在する。			
	b: 山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。			

[※] a,b に分かれている評価基準では、いずれかに該当する場合にそのランクを適用する。

2) 環境面における現況評価の視点

海岸整備にあたっての配慮内容の違い等から自然環境要素を体系的に整理し、現況評価を行う。

◆自然環境要素の体系的整理◆

自然環境要素を「a:貴重な動植物等」、「b:自然環境保全上の指定地域」、「c:生物の生息地等の特異な生態系」、「d:水質等」の4つの区分にて抽出し、さらに、環境要素の保護・保全を重視する「①環境保全要素」、環境要素への充分な配慮のもとに防護面・利用面との調和を図る「②環境配慮要素」の2つに区分し、自然環境要素を体系的に再整理する。

区分	自然環境要素	環境保全上注目すべき要素	備考
1	a: 貴重な動植物等	○天然記念物(国、県、市町村) ○特別天然記念物(国) ○希少野生動植物種(国内、国際)、特定植物群落 ○レッドリスト、レッドデータブック <現状環境への依存性の強い絶滅危惧 I 類>	学術上あるいは自然保 護上重要な動植物
環境保全要素	b: 自然環境保全上 の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) <特別保護地区、第1種特別地域、海域公園区域> ○名勝、日本の重要湿地 500 ○防護水面、鳥獣保護区特別保護地区 ○ウミガメ上陸地・産卵地の保護地域 ○車両乗り入れ規制 ○その他環境省等による自然環境保全上の指定地区	法令等により、自然環境の保全上の規制や指定を受け、特に開発行為等を制限すべき地域
	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○特に保全が必要な藻場(減少傾向) ○特に保全が必要な干潟(減少傾向) ○サンゴ礁、自然海岸	沿岸域の生態系を支え る重要な基盤で、特に 保護が必要な地域
2	b: 自然環境保全上 の指定地域	○自然公園区域(国立、国定、県立) <第2種・第3種特別地域、普通地域> ○自然海浜保全地区 ○保安林(魚つき保安林、風致保安林) ○日本の自然景観、日本の渚 100 選 ○日本の白砂青松 100 選、日本の水浴場 88 選	法令等により、 <u>景観保</u> 全及び海岸利用上の規 制や指定を受け、自然 環境への充分な配慮が 必要な地域
②環境配慮要素	c: 生物の生息地等 特異な生態系	○レッドリスト、レッドデータブック <現状環境への移動性が低い絶滅危惧 I 類、その他全ての 絶滅危惧 II 類、準絶滅危惧 > ○ウミガメ上陸地(確認情報) ○藻場注1 ○干潟	沿岸域の生態系を支える重要な基盤で、保全への配慮が必要な地域
	d : 水質等	○海域の水質環境基準(類型) 注2	水質汚濁の指標
	e: 自然環境保全上 の要対策地域等	○海岸漂着物対策重点区域	海岸漂着物対策の特に 必要な海岸

- 注1)「藻場」については両方の要素としたが、各海岸毎でその重要性を判断して区分する。
- 注2)海域の水質環境基準(生活環境の保全に関する基準)は次表のとおり。

類型	利用目的の適用性	備 考
А	水産1級、水浴、 自然環境及びB以下の欄に揚げるもの	水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用 産2級の水産生物用 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
В	水産2級、 工業用水及び C の欄に揚げるもの	水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物
С	環境保全	環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む) において不快感を生じない限度

◆評価基準◆

評価ランク	評 価 基 準
保全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。
維持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。

注)「①環境保全要素」と「②環境配慮要素」の両方が存在する場合は、「保全」ランクとする。

3) 利用面における現況評価の視点

利用面については、各海岸における現状の海岸利用を、利用内容の公衆性、利用内容に対する 利便施設の状況・必要性及び地域ニーズ等から、「①利用促進要素」と「②利用配慮要素」に区分 することにより、現況評価を行う。

なお、本計画での「海岸利用」とは、祭り、伝統行事、レジャー、スポーツ、体験活動及び学習活動等の「公衆の適正な利用」を対象とするものである。そのため、港湾関係者や漁業者の産業活動のための利用については対象外であるが、こうした産業活動への支障を及ぼさないなどの配慮は必要である。

◆現状の海岸利用形態◆

区分	利用上注目すべき要素	備考
①利用促進要素	○海水浴、海浜公園、キャンプ場○マリンスポーツ(サーフィン、カヤック、ダイビングなど)○祭り、伝統行事、環境学習、各種イベントなど	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)を特に必要とするレクリエーション 利用がされている海岸
	○レクリエーション利用の新規導入要望○現状の利便施設の改善要望 など	現状利用の有無に関わらず、地域からの 利用面での整備要望が挙がっている海岸
②利用配慮要素	○ジョギング、散歩、サイクリング○水遊び など	利便施設(駐車場、トイレ、休憩施設など)はあまり必要としないレクリエーション利用がされている海岸
	○漁港 ○港湾 など	「公衆の適正な利用」の対象外であるが、 産業活動の利用がされている海岸

◆評価基準◆

評価	ランク	評価基準		
促	進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もし くは機能改良を行う。		
配	慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ 支障を及ぼさないなどの配慮が必要である。		
維	持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない 海岸であり、現状の維持に努める。		

(3)総合的な視点からの海岸タイプ

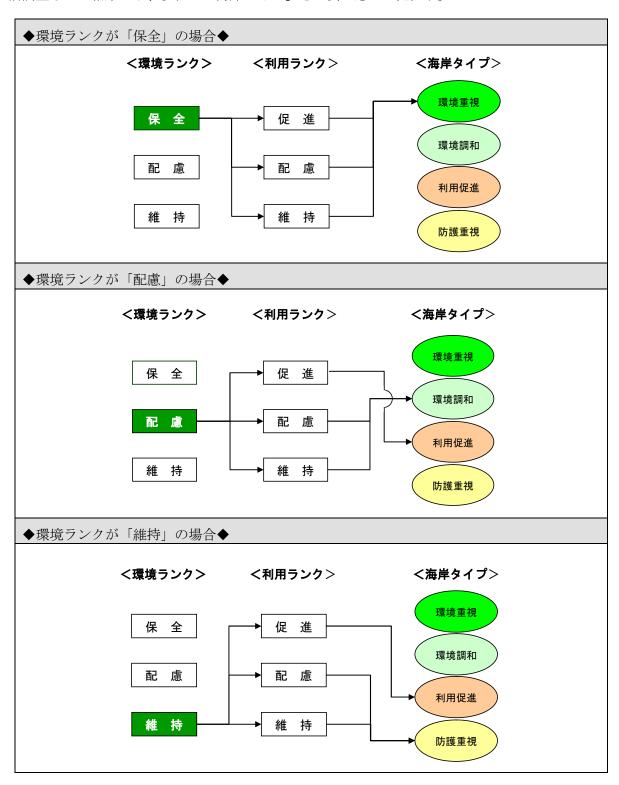
防護を基本としつつ、総合的な視点から海岸を整備するに当っての配慮事項と整備の方向性を示す指標として以下の4タイプに区分する。

防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ

タイプ	防護・環境・利用の総合的な視点からの海岸タイプ 評価の考え方		
環境重視	貴重な自然環境・景観資源等が豊 富な地域であり、特に自然環境の 保護・保全に配慮する。	生物環境保護を重視した利用規制 自然海洋の保全 単乗入れ禁止 上物環境保護を重視した利用規制	
環境調和	自然環境と人々の生活、レクリエ ーション活動及び漁業等の産業活 用の利用が共存している地域であ り、環境面と利用面の調和に配慮 する。	環境調和 松林、干潟、灌場の保護・保全 水産資源を育む海岸づくり 美しい海村景観の形成	
利用促進	特にレクリエーション面での海岸 利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に 配慮しつつ海岸利用の促進を図る。	利用促進 「断づくりの核となる海岸空間の形成 「断づくりの核となる海岸空間の形成 「動力でのレクリエーション空間の形成	
防護重視	利用・環境面については現状の維持に努め、防護面の強化を図る。	内護重視 対象での財政 対象での現状維持と防護面の強化 対象を表現している。	

「海岸タイプ」の区分は、防護・環境・利用の調和の取れた海岸整備を行うための配慮事項と整備の方向性を示すものであり、詳細な整備内容の検討に当たっては、地域住民や地元自治体の意見も参考にしながら事業計画を進めていく。

なお、「海岸タイプ」の決定根拠は、特に生態系については原則として既存の文献調査結果を参考とするが、最終的には海岸背後地の自然環境や開発状況、保全施設の整備状況なども考慮しながら、海岸環境を総合的に捉えて判断する。また、今後行われる各種調査や海岸事業の実施に伴う事前調査などの結果から、現在の「海岸タイプ」を必要に応じて見直す。



(4)整備対象海岸の抽出、整備優先度の決定の考え方

○海岸事業※を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。 したがって、優れた自然環境を有し、かつ、背後地の重要度が極めて低いことから、手を加え ない海岸や維持補修等で対応できる海岸については「整備対象海岸」の対象外とする。

※海岸事業

略 称	事 業 名
高潮	高潮対策事業
侵食	侵食対策事業
耐震	海岸耐震対策緊急事業
老朽化	海岸堤防等老朽化対策緊急事業
海岸環境	海岸環境整備事業
津波·高潮	津波·高潮危機管理対策緊急事業
海域浄化	海域浄化整備事業

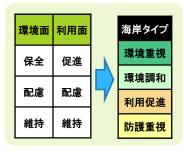
- ○整備対象海岸については、防護面における緊急度・重要度(国土保全)を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を3段階に区分する。
- 整備対象海岸のうち、対象期間内(今後 20 年から 30 年間)に着手する海岸は、優先度ランク I とする。

なお、事業中の海岸について早期完成を図るとともに、残る海岸については、優先順位を検 討の上、順次、早期に事業着手できるよう取り組む。

(整備優先項目)

防護面 防護面 優先度 考え方 ランク 津波|高潮 侵食 背後地 今後20年から30年間に Α Α Α Ι 事業に着手すべき海岸 В 長期的に事業に В В В I 着手すべき海岸 C 定期点検を実施し、 C C C D 維持管理をしていく海岸

(整備配慮項目)



※優先度ランク区分の考え方

I	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA,B
П	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、高潮、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA~C
_	上記以外

1-2. 整備対象海岸の抽出及び整備優先度の評価

		所		保全延長		整備優	先項目		優先度	整備配	慮項目	整備の	対象事業名
NO.	海岸名	管	関係市町	是 及		防調	養面	1	ランク	環境面 利用面		方向性 (海岸タイプ)	(略称)
54	伊座利漁港海岸	農水(水産)	美波町	(m) 270	津波 C	高潮 C	侵食	背後地		配慮	配慮	環境調和	() I
					Ü				_				
55-1	由岐漁港海岸(阿部地区)	農水(水産)	美波町	0	A	С	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-2	由岐漁港海岸(志和岐地区)	農水(水産)	美波町	490	Α	С	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-3	由岐漁港海岸(由宇地区)	農水(水産)	美波町	1654	Α	В	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-4	由岐漁港海岸(田井地区)	農水(水産)	美波町	815	A	В	В	В	I	保全	促進	環境重視	津波・高潮、 高潮、侵食
55-5	由岐漁港海岸(木岐地区)	農水(水産)	美波町	120	A	В	-	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
55-6	由岐漁港海岸(権現地区)	農水(水産)	美波町	210	A	С	_	D	-	配慮	配慮	環境調和	
55-7	由岐漁港海岸(白浜地区)	農水(水産)	美波町	445	A	A	В	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
56	大井地先海岸	国土(水管理)	美波町	135	A	С	_	D	_	保全	維持	環境重視	
57	山座地先海岸	国土(水管理)	美波町	150	A	С	_	D	_	保全	促進	環境重視	
58-1	日和佐港海岸(恵比須浜地区)	国土(港湾)	美波町	388	A	С	_	С	П	配慮	維持	環境調和	
58-2	日和佐港海岸(大浜地区)	国土(港湾)	美波町	698	A	В	В	В	I	保全	配慮	環境重視	津波・高潮、高潮
58-3	日和佐港海岸(戒地区)	国土(港湾)	美波町	570	A	С	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
58-4	日和佐港海岸(弁財天地区)	国土(港湾)	美波町	1337	A	С	_	A	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
59	恵比須浜漁港海岸	農水(水産)	美波町	2890	A	В	_	В	I	配慮	促進	利用促進	津波・高潮、高潮
60	外牟井地先海岸	国土(水管理)	美波町	150	С	С	-	D	-	配慮	配慮	環境調和	
61	明丸地先海岸	国土(水管理)	美波町	190	A	С	-	D	-	配慮	配慮	環境調和	
62A	运用抽件运车	国土/-1, //** *** **	∴ +m-	F40	С	С	_	D	_	配慮	維持	環境調和	
62B	浜辺地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	540	В	С	_	D	_	保全	促進	環境重視	
63-1	牟岐漁港海岸(古牟岐地区)	農水(水産)	牟岐町	301	A	С	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
63-2	牟岐漁港海岸(楠ノ浦地区)	農水(水産)	牟岐町	395	A	В	_	В	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
63-3	牟岐漁港海岸(大戸地区)	農水(水産)	牟岐町	170	A	В	_	D	_	配慮	配慮	環境調和	
64	馬地地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	550	В	С	_	С	П	保全	配慮	環境重視	

整備対象海岸とした根拠となる評価項目を

で示す。

NO.		所	関係市町	保全		整備優	先項目			整備配慮項目		整備の	115 + 115 5
NO.	海 岸 名	管		延長		防調	雙面		優先度 ランク	環境面	利用面	方向性	対象事業名 (略称)
				(m)	津波	高潮	侵食	背後地		垛况Щ	利用曲		(MI 471 /
65 E	出羽島漁港海岸	農水(水産)	牟岐町	320	Α	Α	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
66A	出羽島地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	492	С	С	_	С	-	配慮	配慮	環境調和	
66B			,		В	С	_	С	п	配慮	配慮	環境調和	
67A					В	С	_	D	_	配慮	配慮	環境調和	
67B	内泰地区海岸	国土/北英珊)	for let the	1395	В	С	С	D	ı	配慮	促進	利用促進	
67C	内妻地区海岸	国土(水管理)	牟岐町	1393	В	С	-	D	-	配慮	配慮	環境調和	
67D					В	С	_	D	1	配慮	配慮	環境調和	
68-1	浅川港海岸(鯖瀬地区)	国土(港湾)	海陽町	230	В	С	_	В	П	配慮	配慮	環境調和	
68-2	浅川港海岸(大砂地区)	国土(港湾)	海陽町	1332	С	С	_	В	ı	配慮	促進	利用促進	
68-3	浅川港海岸(加島地区)	国土(港湾)	海陽町	-	A	В	_	С	I	配慮	配慮	環境調和	
68-4	浅川港海岸(粟ノ浦地区)	国土(港湾)	海陽町	1221	A	В	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
68-5	浅川港海岸(浅川地区)	国土(港湾)	海陽町	1412	A	В	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
68-6	浅川港海岸(海老ヶ池地区)	国土(港湾)	海陽町	880	Α	В	_	D	ı	配慮	維持	環境調和	
69	海老ヶ池地区海岸	国土(水管理)	海陽町	3008	-	_	-	D	_	保全	維持	環境重視	
70 ‡	松原地先海岸	国土(水管理)	海陽町	2470	С	С	_	С	ı	保全	配慮	環境重視	
71 4	鞆奥漁港海岸	農水(水産)	海陽町	943	A	В	_	В	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
72	那佐港海岸(那佐地区)	国土(港湾)	海陽町	3317	A	С	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
73-1	宍喰海岸 (那佐地区)	国土(水管理)	海陽町	1975	A	С	_	В	I	配慮	配慮	環境調和	津波・高潮、高潮
73-2	宍喰海岸(宍喰浦地区)	国土(水管理)	海陽町	1810	В	С	С	В	П	配慮	促進	利用促進	
73-3	宍喰海岸(竹ヶ島地区)	農水(農村)	海陽町	212	A	В	_	В	I	保全	促進	環境重視	津波・高潮、高潮
74 5	宍喰漁港海岸	農水(水産)	海陽町	334	A	В	_	В	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮
75 1	竹ヶ島地先海岸	国土(水管理)	海陽町	45	В	С	_	С	П	保全	促進	環境重視	
76A	△□₩ ₩	国上/-1.66*****	¥-119.77	000	В	С	_	С	П	保全	配慮	環境重視	
76B	金目地先海岸	国土(水管理)	海陽町	360	В	С	_	С	П	保全	配慮	環境重視	
77 1	竹ヶ島漁港海岸	農水(水産)	海陽町	-	A	С	_	В	I	維持	配慮	防護重視	津波・高潮、高潮

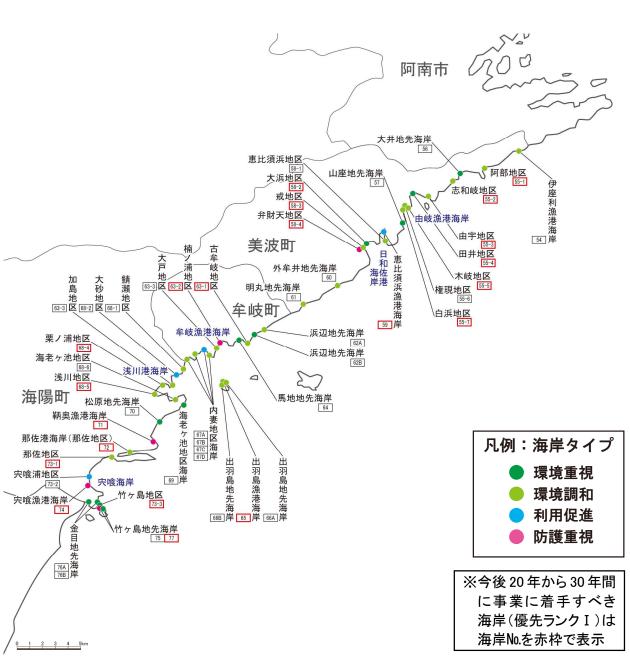
整備対象海岸とした根拠となる評価項目を

で示す。

■海岸位置図







2. 海岸保全施設の整備の方向性と計画概要

各海岸における整備の方向性と計画の概要を次頁以降に示す。

具体的な施設の規模・構造・工法や環境・利用面の配慮事項等については、次の事項に留意し、 詳細な検討を行い、地元市町や関係機関等との協議・調整を経て決定する。

【留意事項】

- ○海岸タイプが「環境重視」の海岸や貴重な動植物が存在する可能性のある海岸については、 環境アドバイザー制度などを活用するとともに、関係機関・団体等と連携を図り、今後の環 境調査の進展に伴う最新の情報に基づき、生態系の保全・回復のための検討を行う。
- ○松林や砂浜などの地域を代表する景勝地においては、地元市町や関係部局と連携し、自然景 観の保全・回復、眺望の確保等に努める。
- ○海岸保全施設の設計に際しては、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」 (平成23年11月)を参考とするとともに、新たな知見に基づく工法の検討に加え、生態系の 保全や水産資源の育成などの視点を考慮する。

今後、自然的・社会的状況の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、高潮、波浪、地震、津波等の災害により、海岸保全施設の被災や著しい海岸侵食等が発生した場合には、速やかに海岸保全機能の回復を図ることとする。

さらに施設の原形復旧だけでは再度災害が発生することが予測される場合には、整備対象海岸 や優先度に関わらず必要な施設整備を緊急に実施する。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の機能を維持するため、定期的な巡視または点検を行い、施設の損傷・劣化その 他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な維持・修繕等の措置を講じる。

また、今後、急速に老朽化施設の増加が見込まれていることから、長寿命化計画に基づいた維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

(1) 海岸保全施設の存する区域

施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の存する区域を、巻末に海岸保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

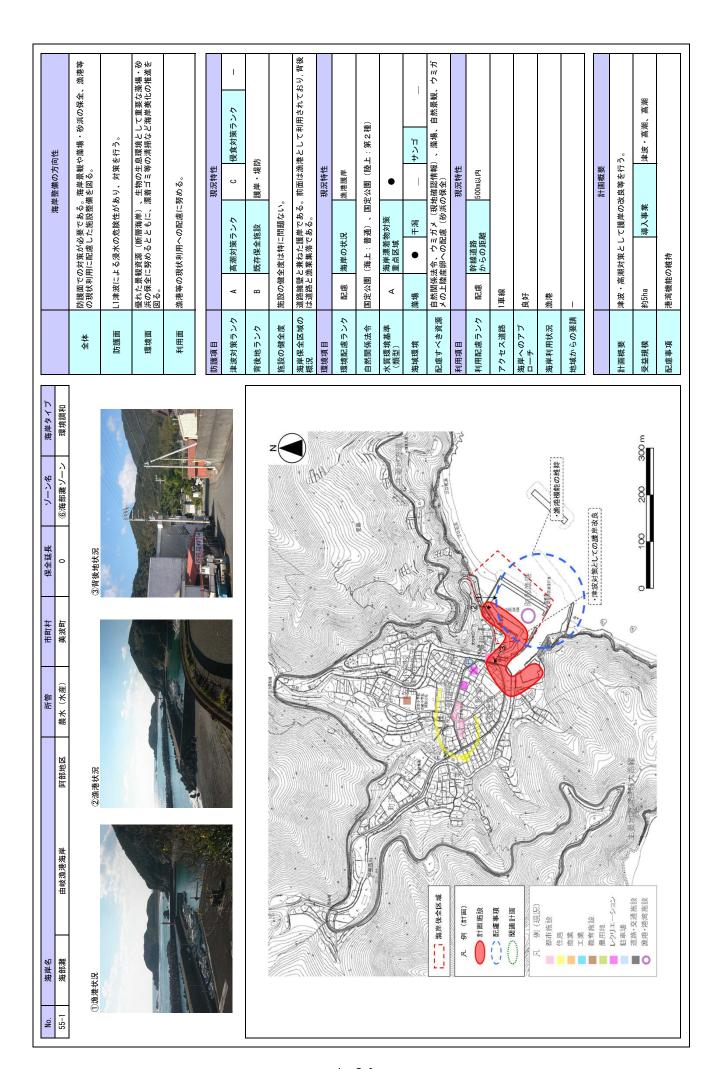
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置

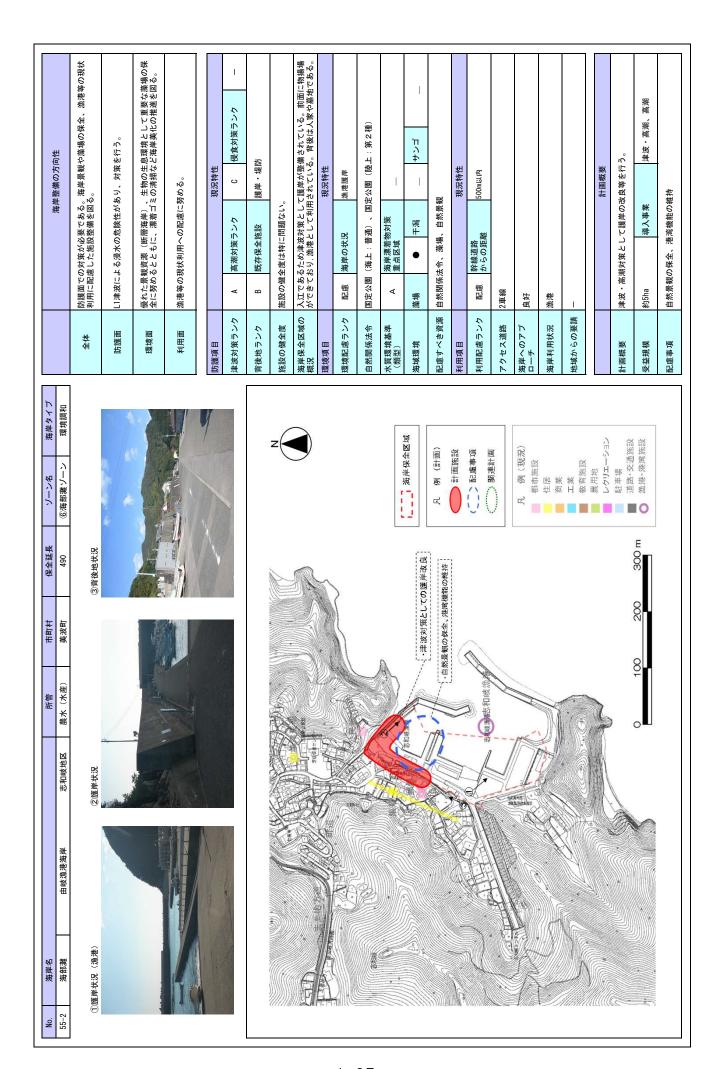
施設の機能を維持又は修繕しようとする海岸保全施設の種類、規模及び配置を、巻末に海岸 保全施設整理表及び海岸保全施設配置図として示す。

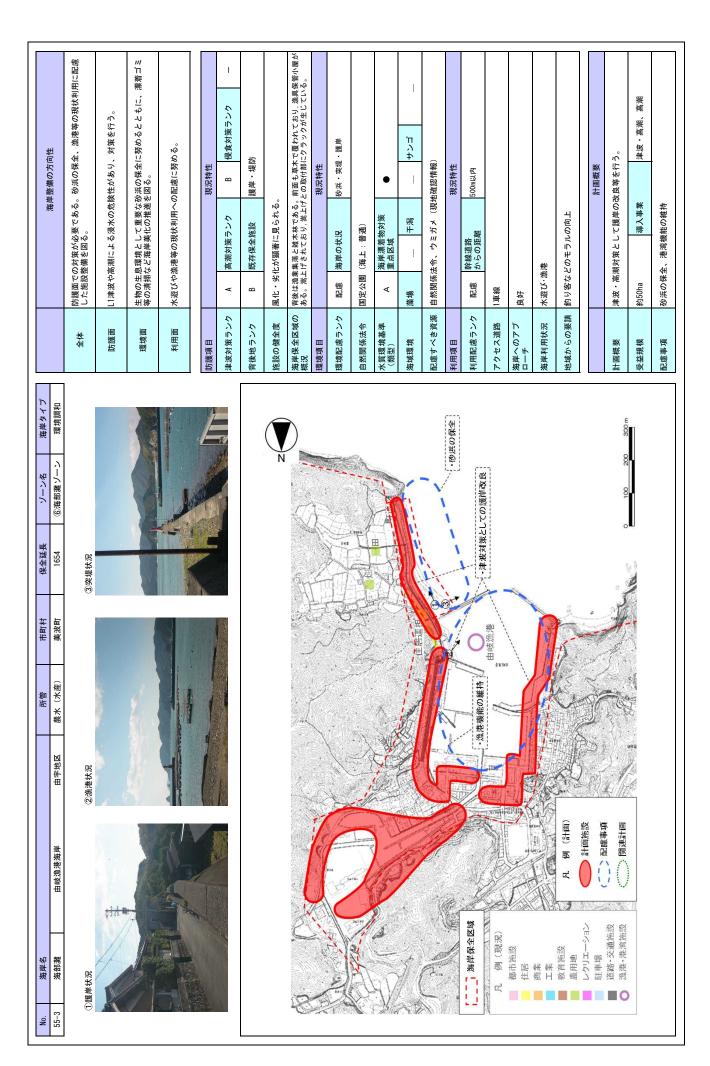
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

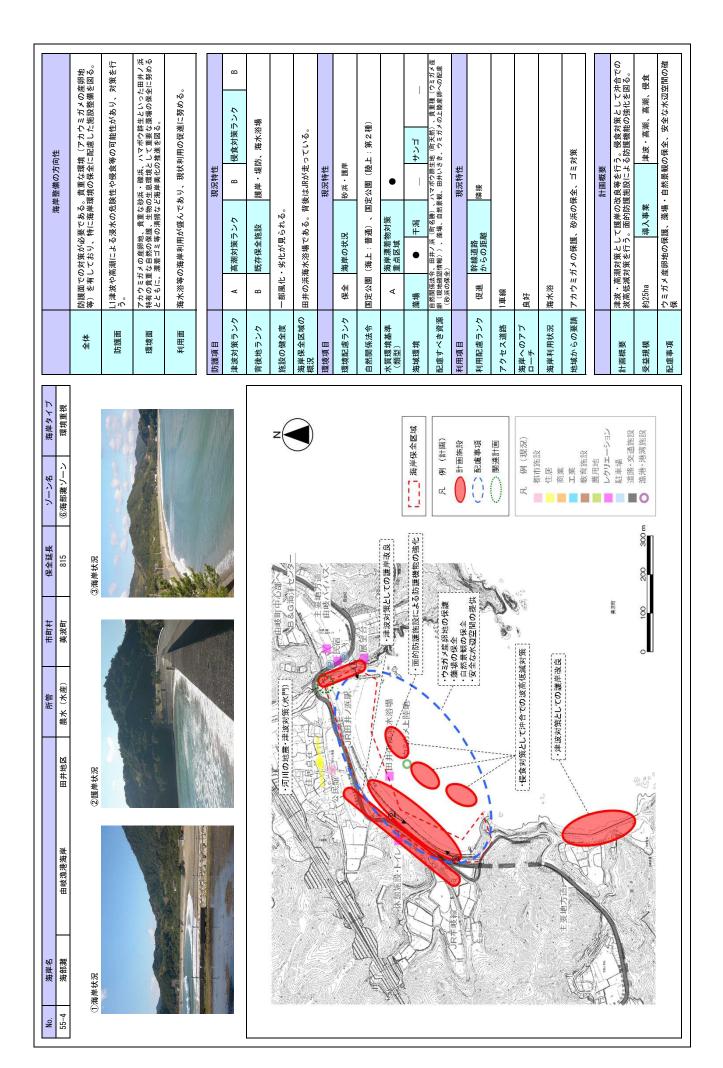
各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案した維持又は修繕の考え方を、 巻末の海岸保全施設整理表の維持又は修繕の方法の欄に示す。

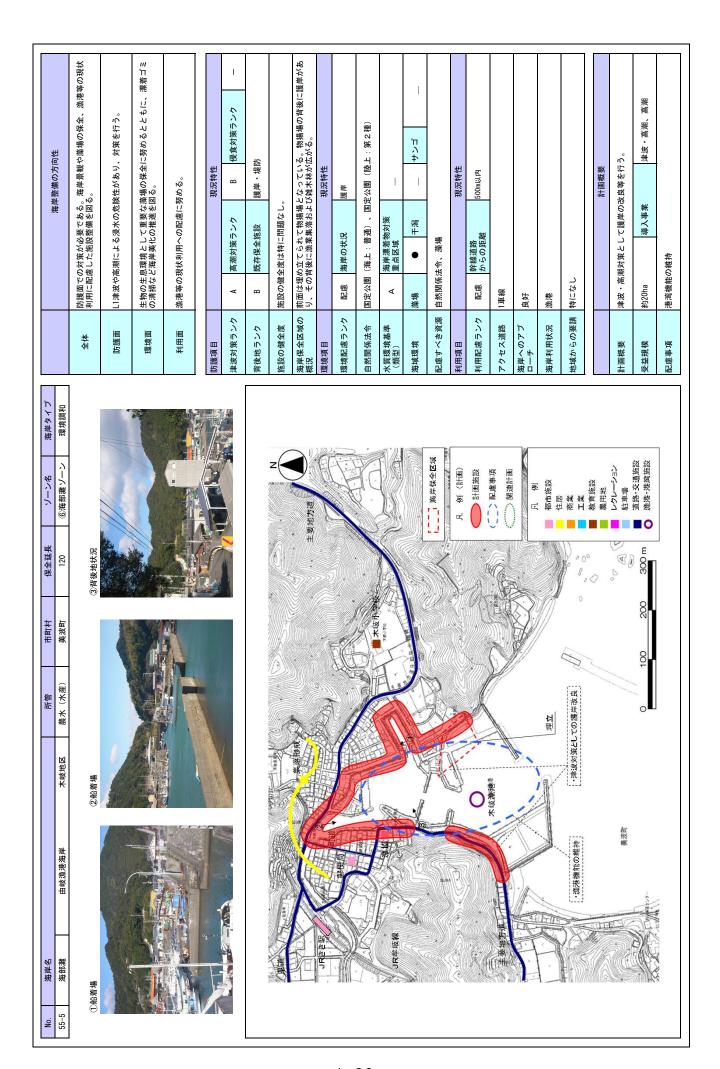
登1	備計画	<u> </u>																							
	現状利用		薬場の保 を図る。			Ι			る。古い護																
海岸整備の方向性	防護面での問題はないが、海岸景観や薬場の保全、漁港等の現状利用 に配慮しつつ、施設の維持管理に努める。	°ç	優れた景観資源(断層海岸)、生物の生息環境として重要な薬場の保 全に努めるとともに、漂着ゴミ等の清掃など海岸美化の推進を図る。	68.	現況特性	C 侵食対策ランク	護岸・堤防		新しい排水処理場が出来ている。排水処理場には新しく簡単が整備されている。 単には一部クラックが見られるが、機能的に問題はないと考えられる。	現況特性	漁港護岸	3園(陸上:第2種)	•	ー イ イ		現況特性	500m以内					計画概要	T.S.	ı	
東東東	の問題はないが、海岸員 つつ、施設の維持管理(当面、現施設の維持管理に努める。	観資源(断層海岸)、5 うるとともに、漂着ゴミ等	漁港等の現状利用への配慮に努める。	臣	高潮対策ランク	既存保全施設 颤	若干の劣化・風化が見られる。	処理場が出来ている。排水処 (クラックが見られるが、機能	Ĥ	海岸の状況 漁	(海上:普通)、国定公園(陸上:第2種)	海岸漂着物対策 重点区域	駅 十	法令、藻場、自然景観	£	幹線道路 からの距離		改良の必要性あり			ıjāα	定期点検を実施し、維持管理を行う。	導入事業	
	防護面で に配慮し	当面、現	優れた景 全に努め	漁港等の		O	В	若干の劣	新しい排水岸には一部		配慮	国定公園	∢	藻場	自然関係法令、		配面	1車線	改良の必	漁港	I		定期点検	ı	I
	全体	防護面	環境面	利用面	防護項目	津波対策ランク	背後地ランク	施設の健全度	海岸保全区域の 概況	環境項目	環境配慮ランク	自然関係法令	水質環境基準 (類型)	海域環境	配慮すべき資源	利用項目	利用配慮ランク	アクセス道路	海岸へのアプ ローチ	海岸利用状況	地域からの要請		計画概要	受益規模	配慮事項
海岸タイプ環境調和		VA.						z(<i>\\</i> .	[区域					7	電影	龟器	300 m	
ジーン名 (()) (()) (()) (()) (()) (()) (()) ((-					A Comment of the Comm		・ 日本 世 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年																	
保全延長 270	③流入河川状況			r																					
市町村業財産									1											. 5	:				
所管 農水 (水産)	(国) (大) (国) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日																								
ı	②護岸状況					V			尹座利小学校							住馬運相	海梅	0	(中国)	Овная) —	
伊座利漁港海岸															主要地方道由岐大西線・	O		かなる		19 H	回会社		0		
第 第 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報	①新岸状況			Ha						Ý	P				主要地方道						3	De .	150	T. C.	
No. 54] Ö	-			War .			:M11///cc	oone diiiiiiii		100 Met 1110 M	s with 1111/	en # #118	anusiy	~ 0.11 K		11000	minini)	- arround Will				au is (1911).		14

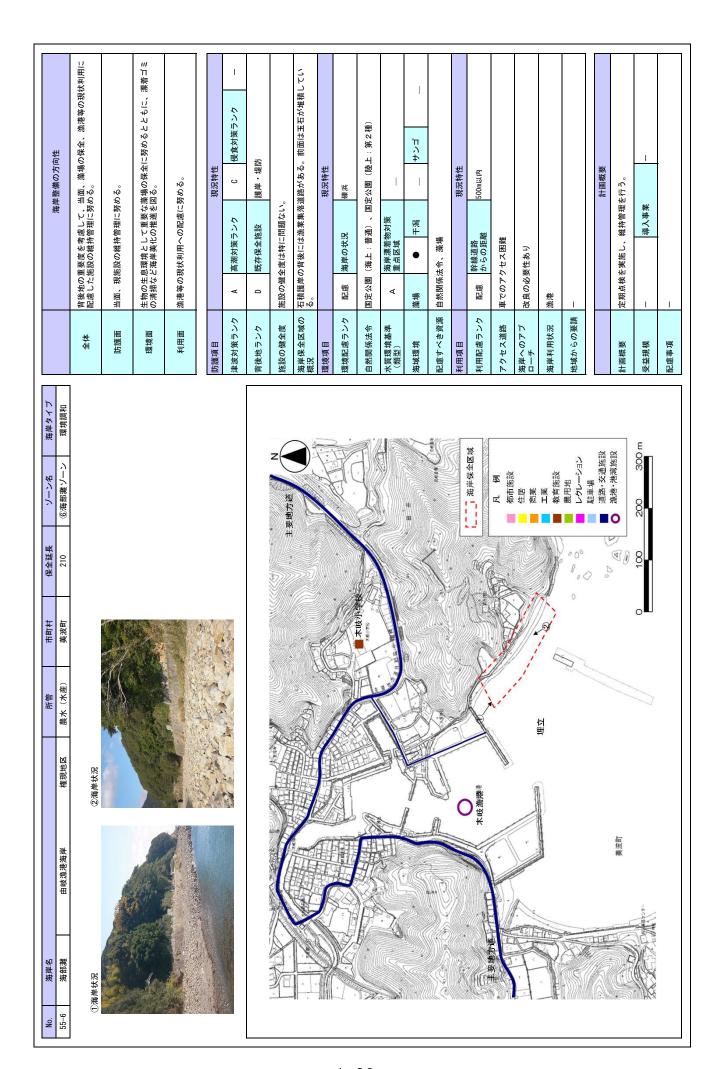


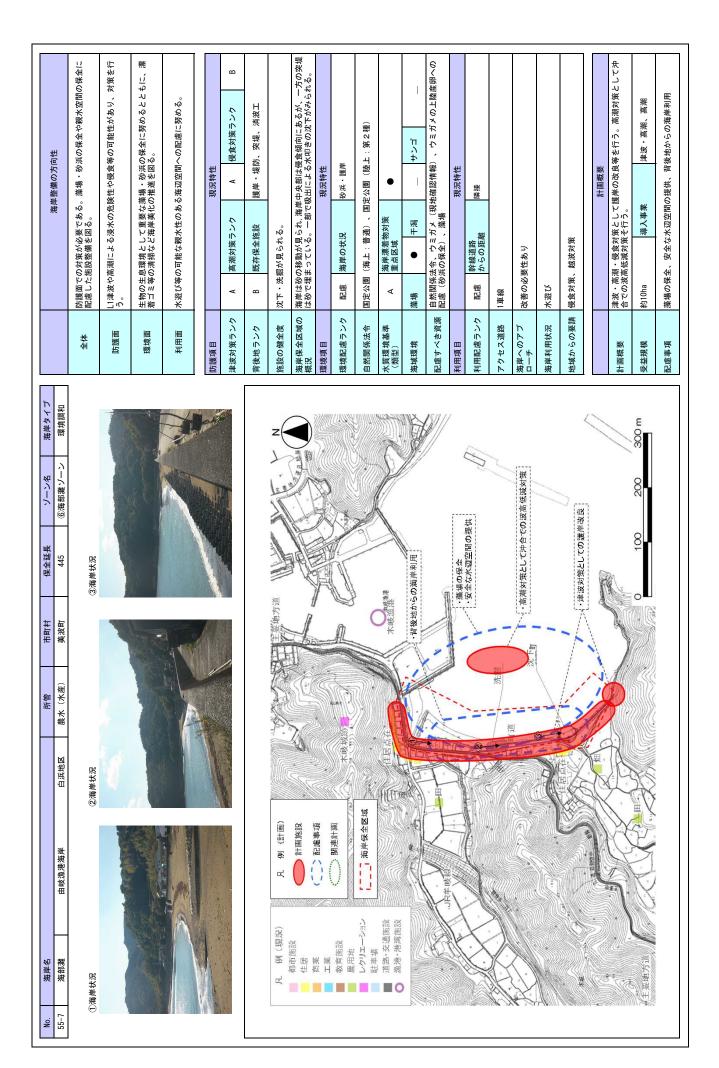


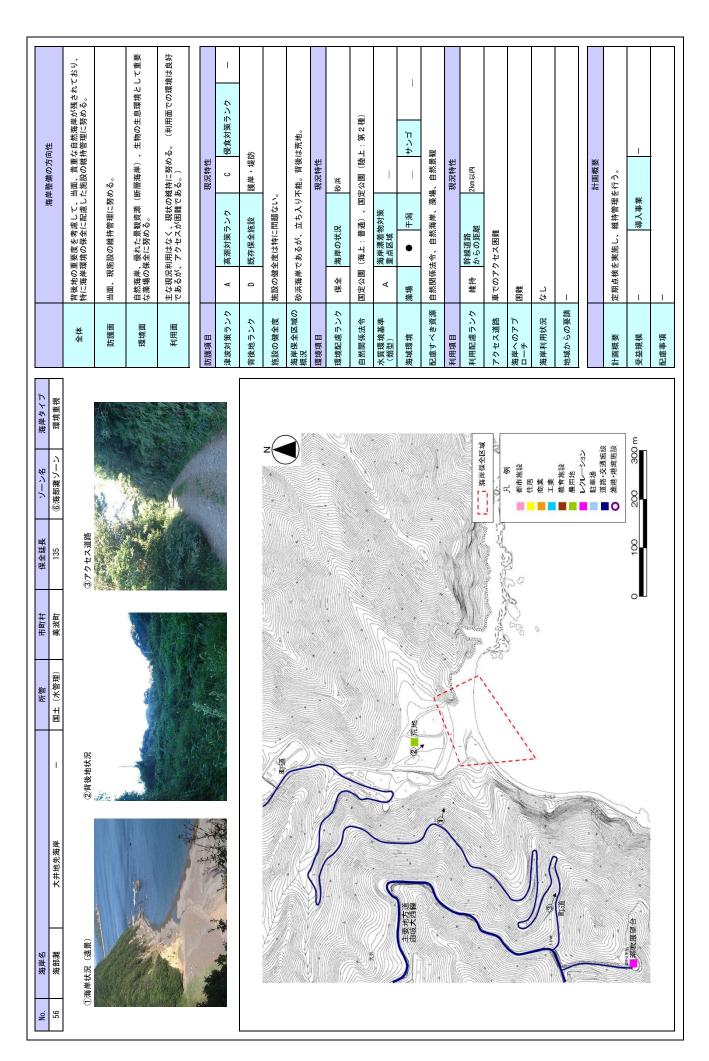


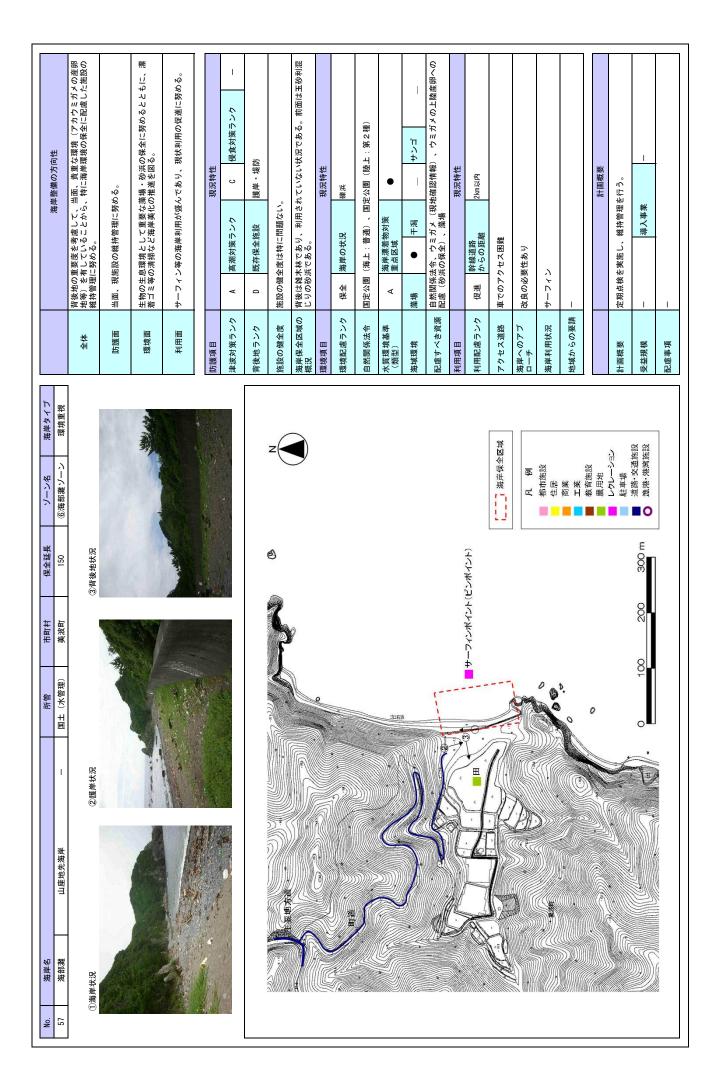


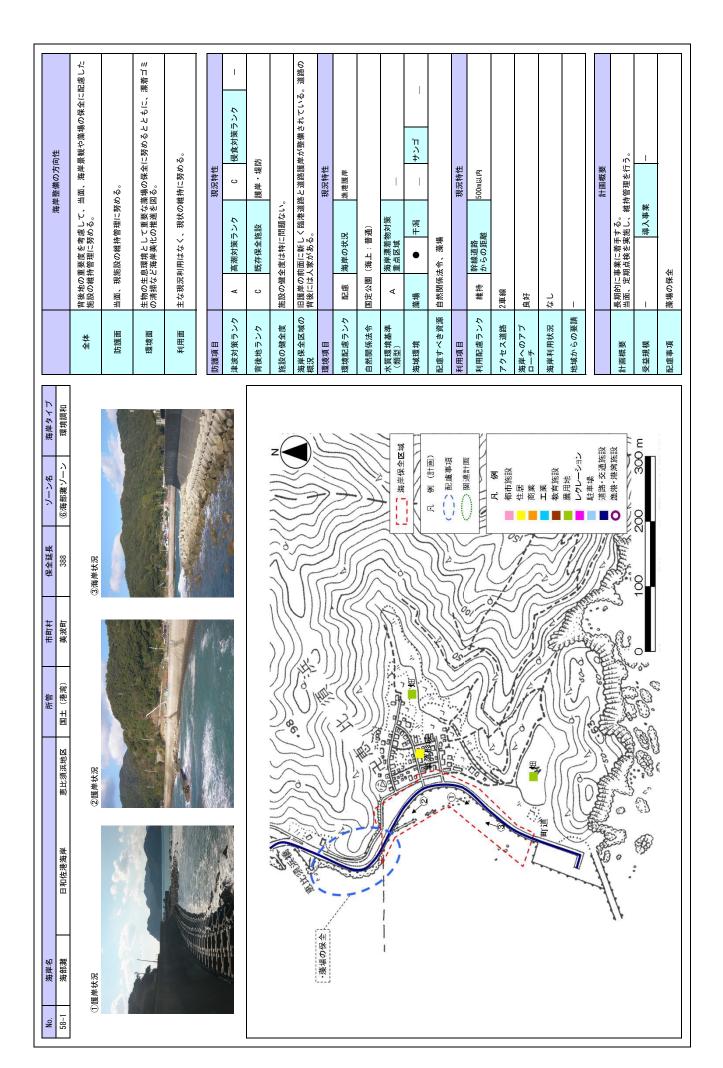


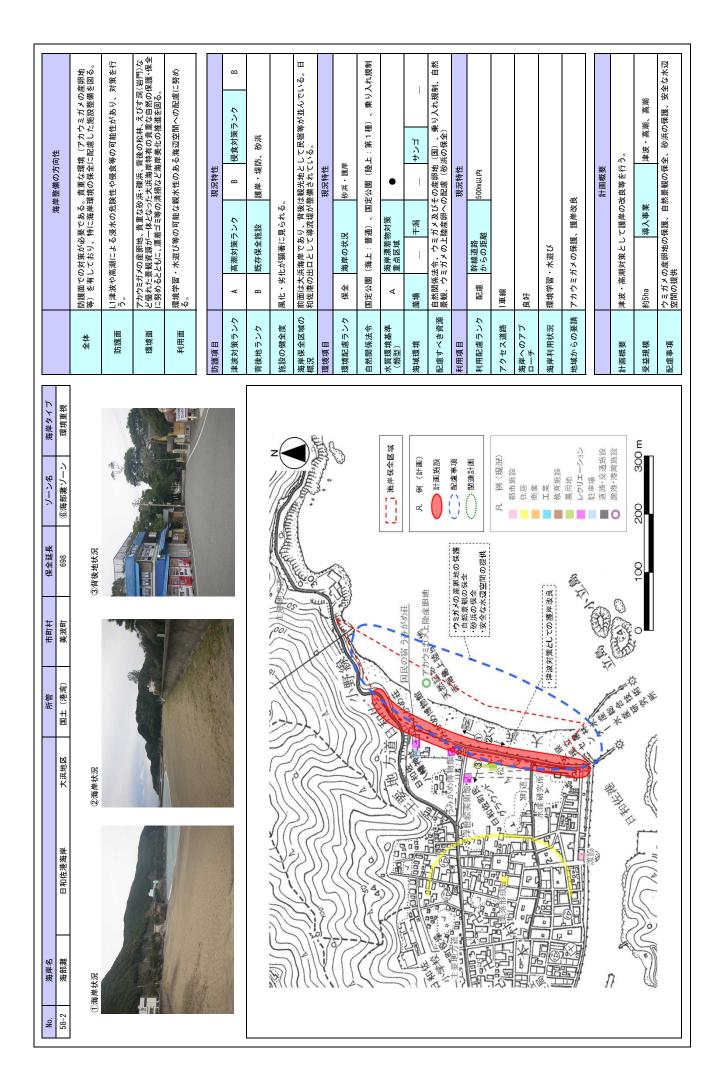


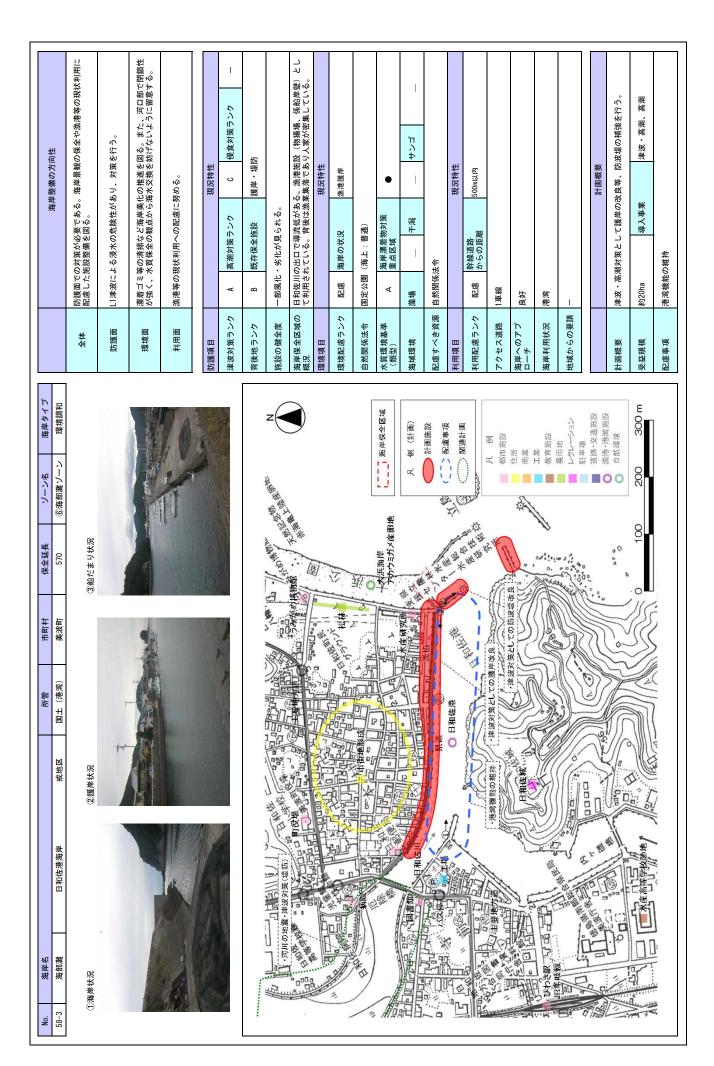


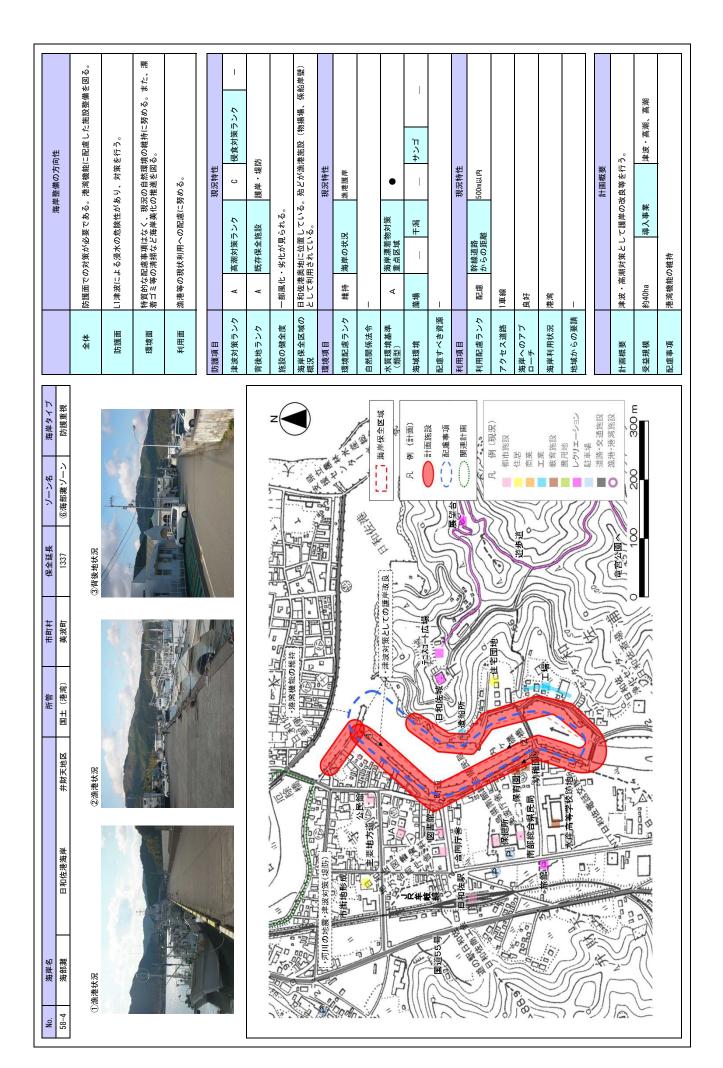


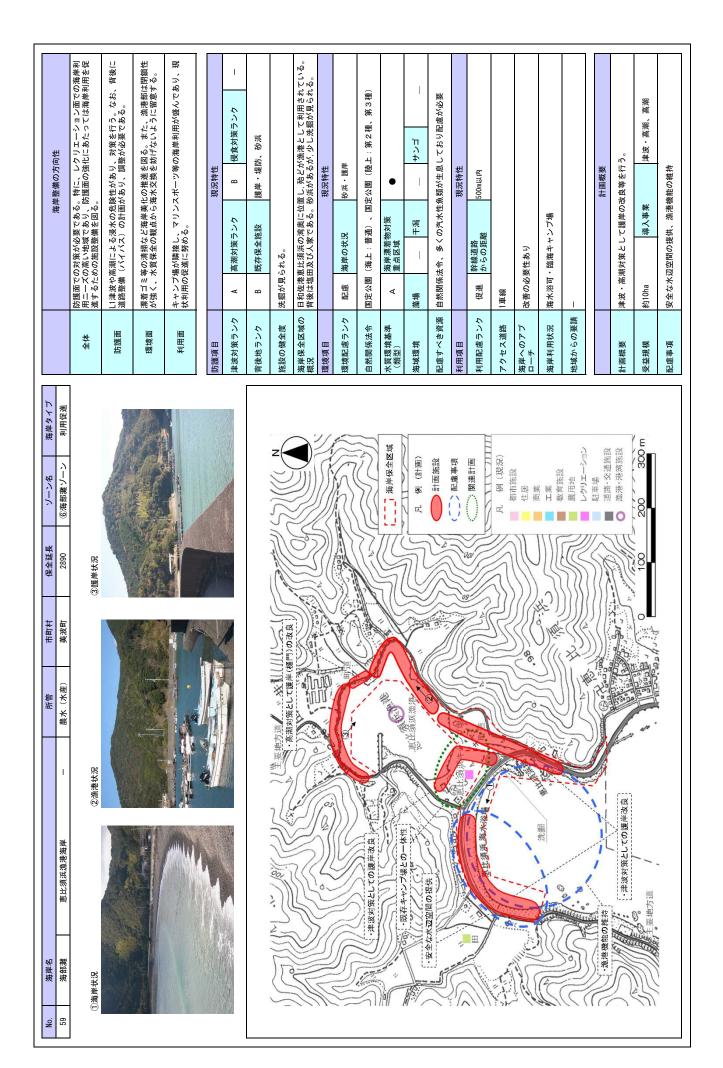


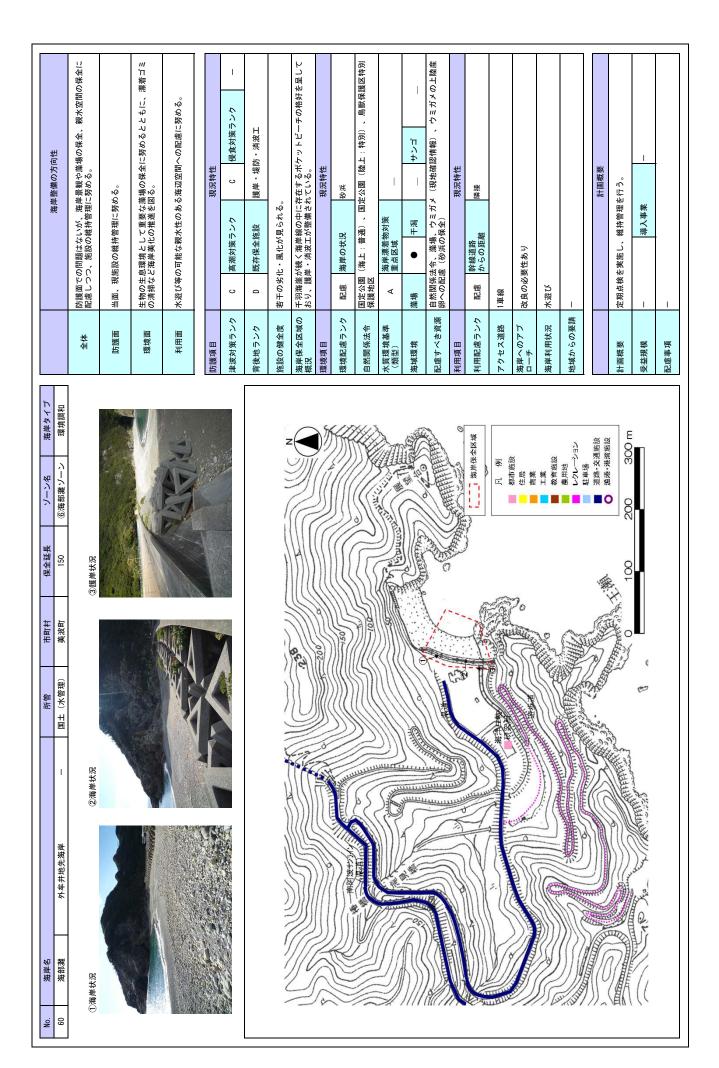


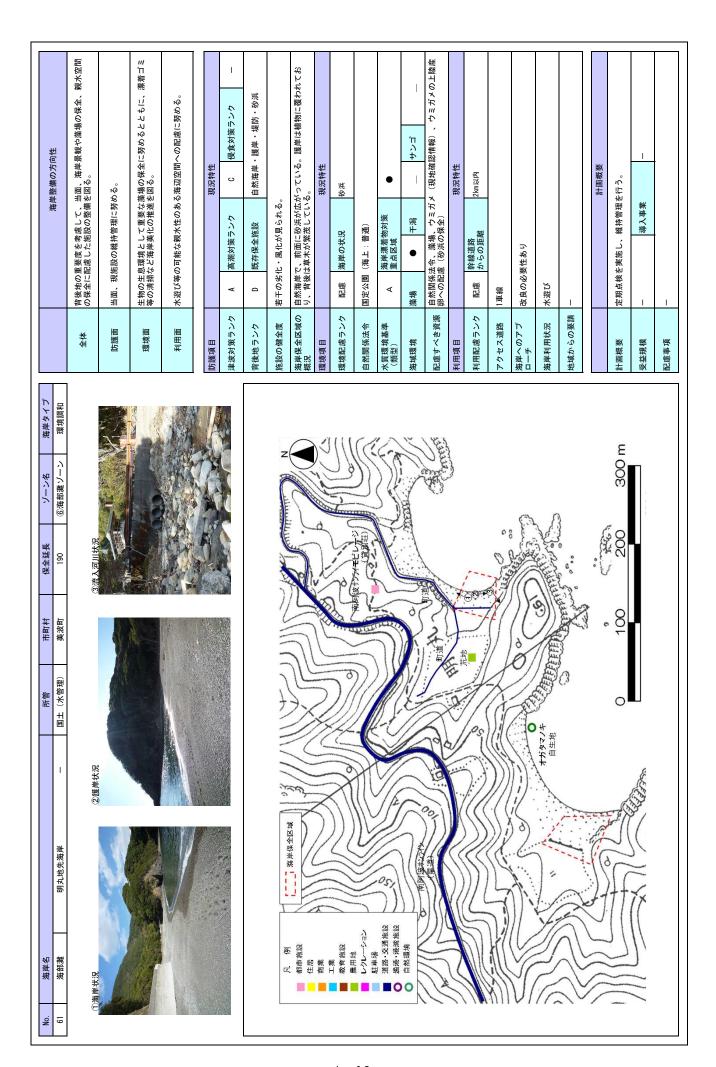


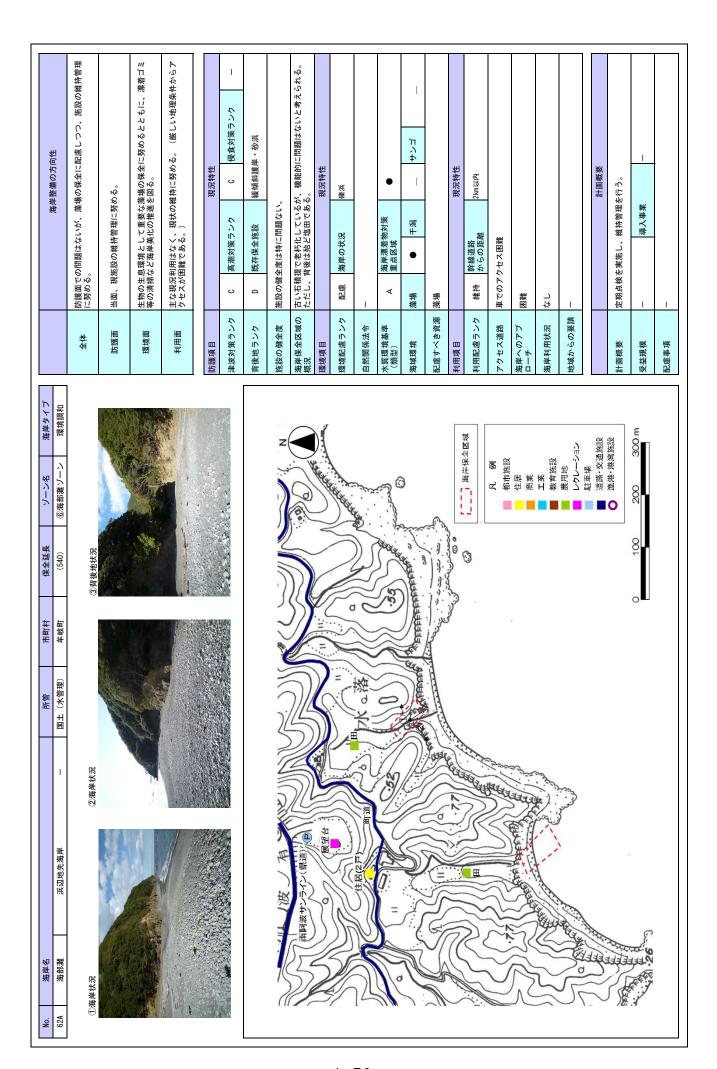


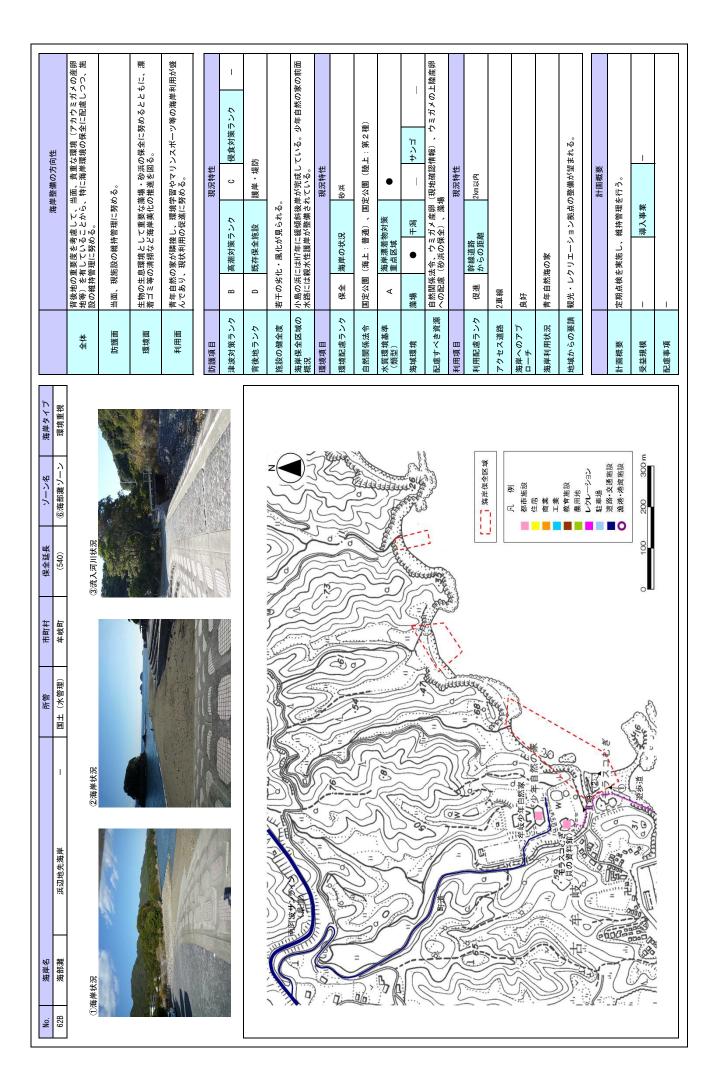


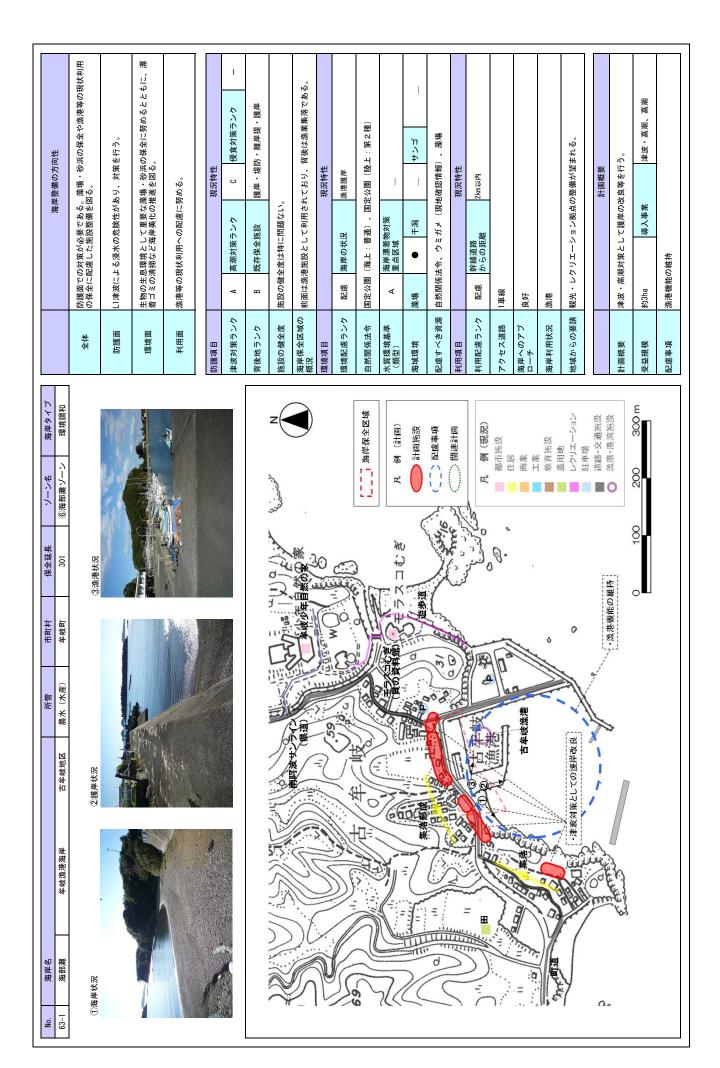


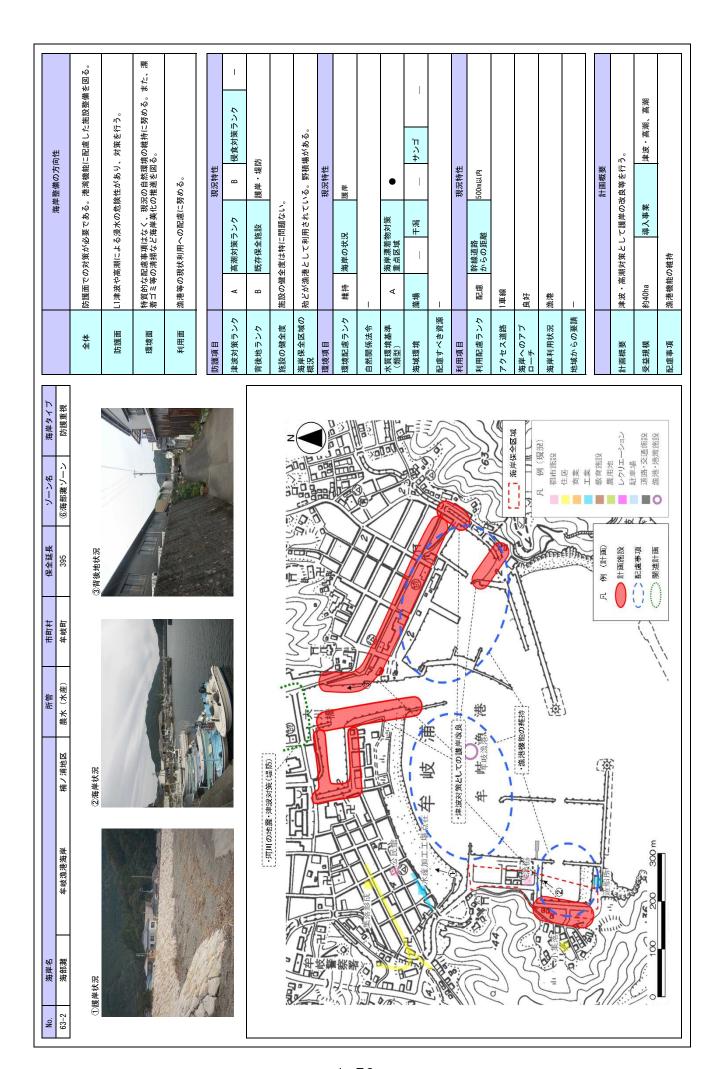


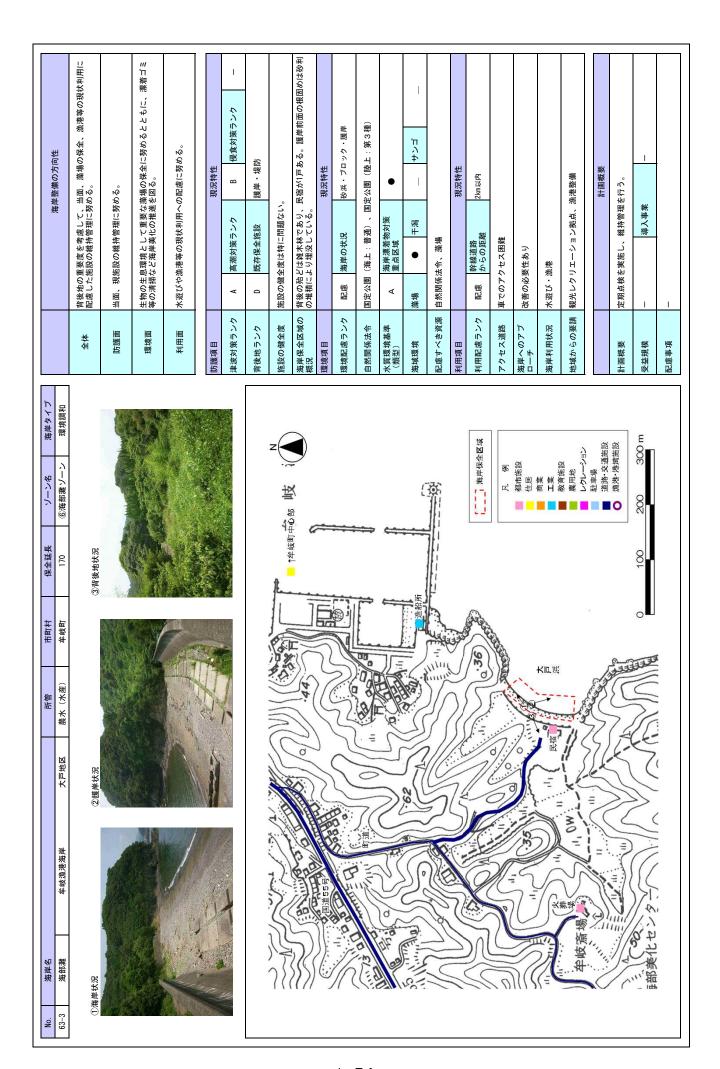


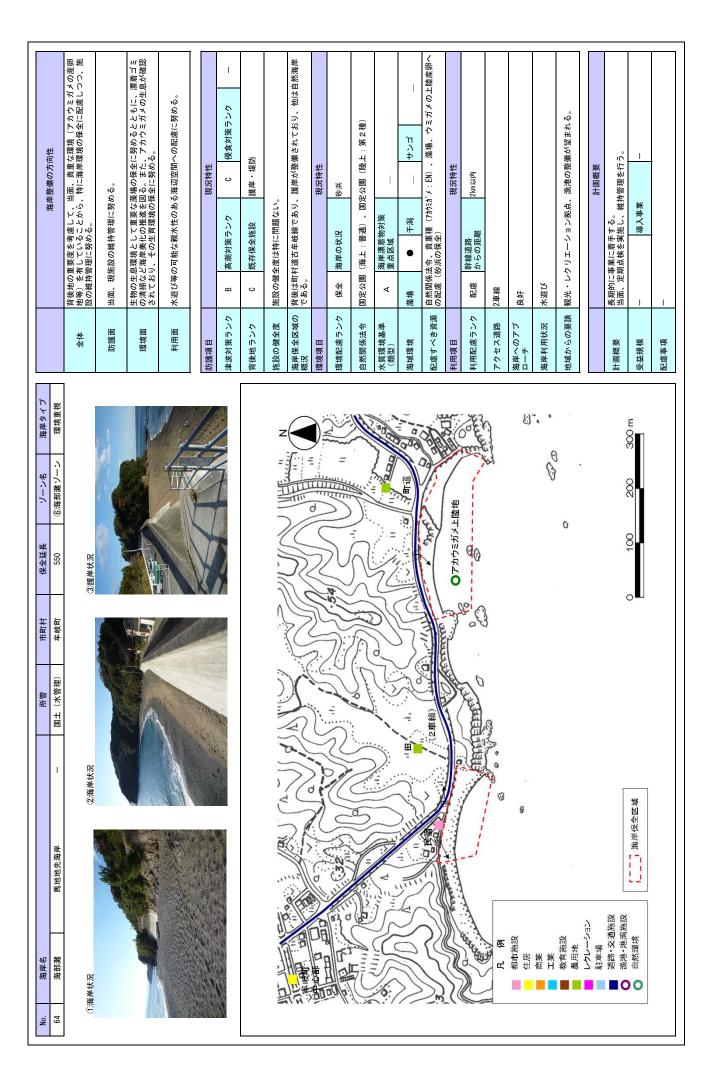


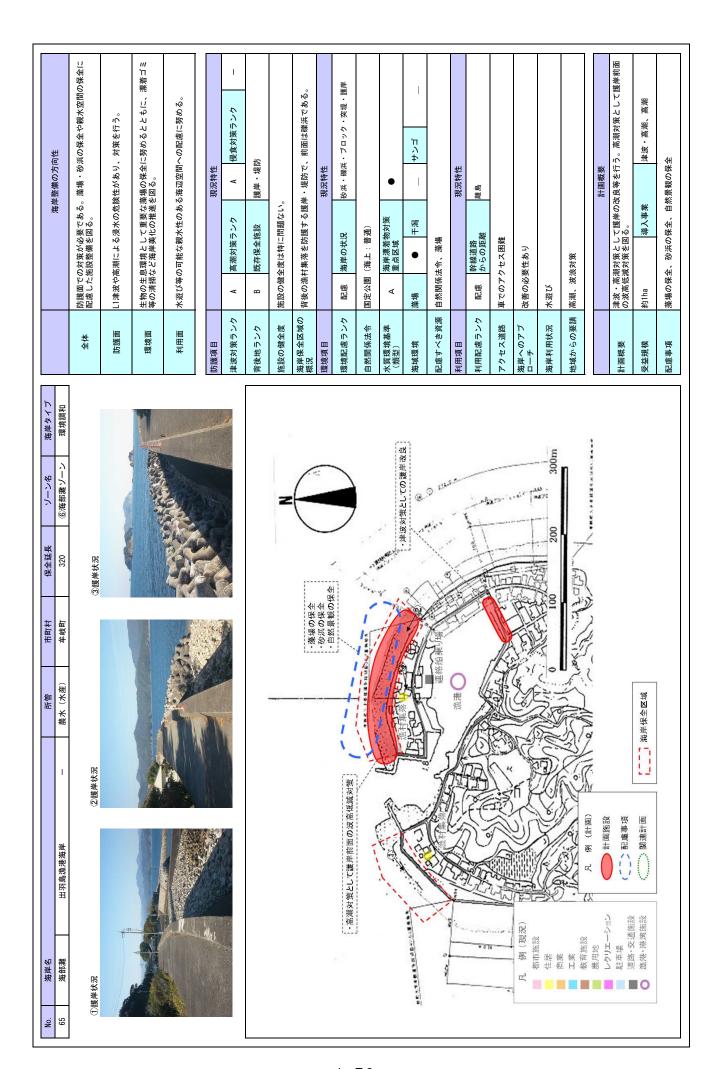


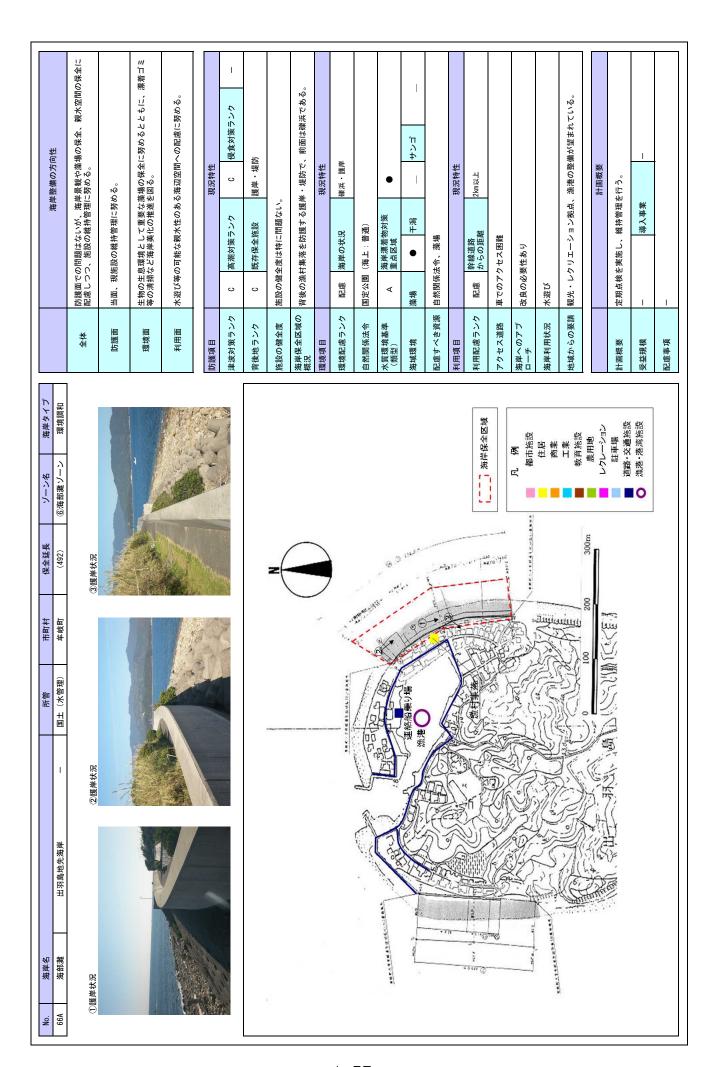


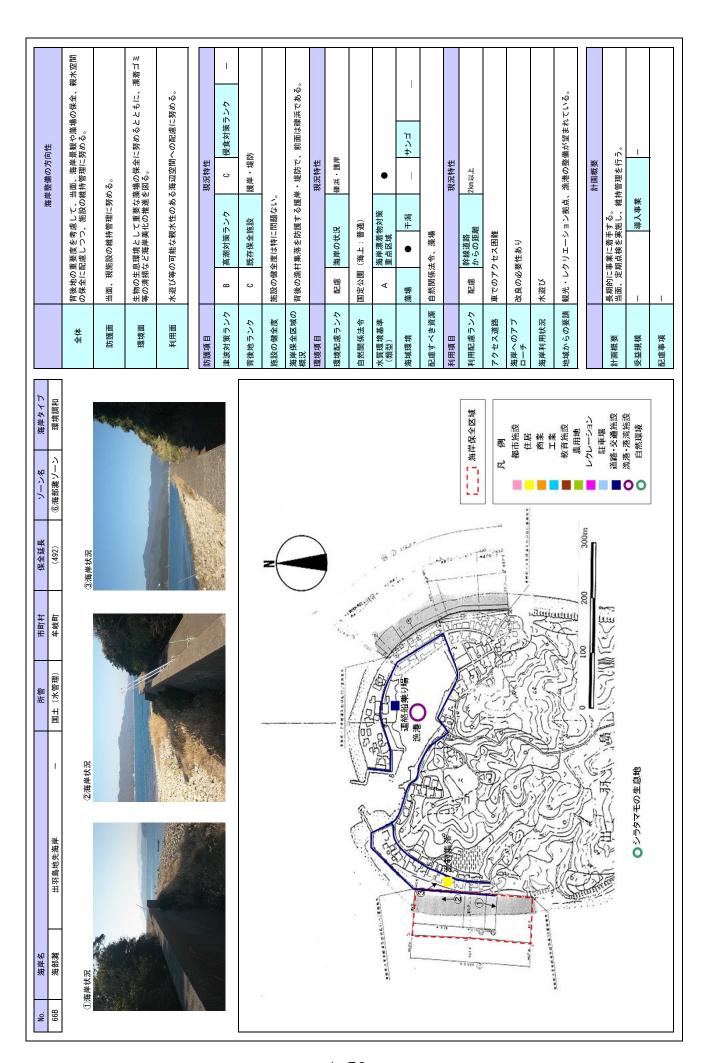


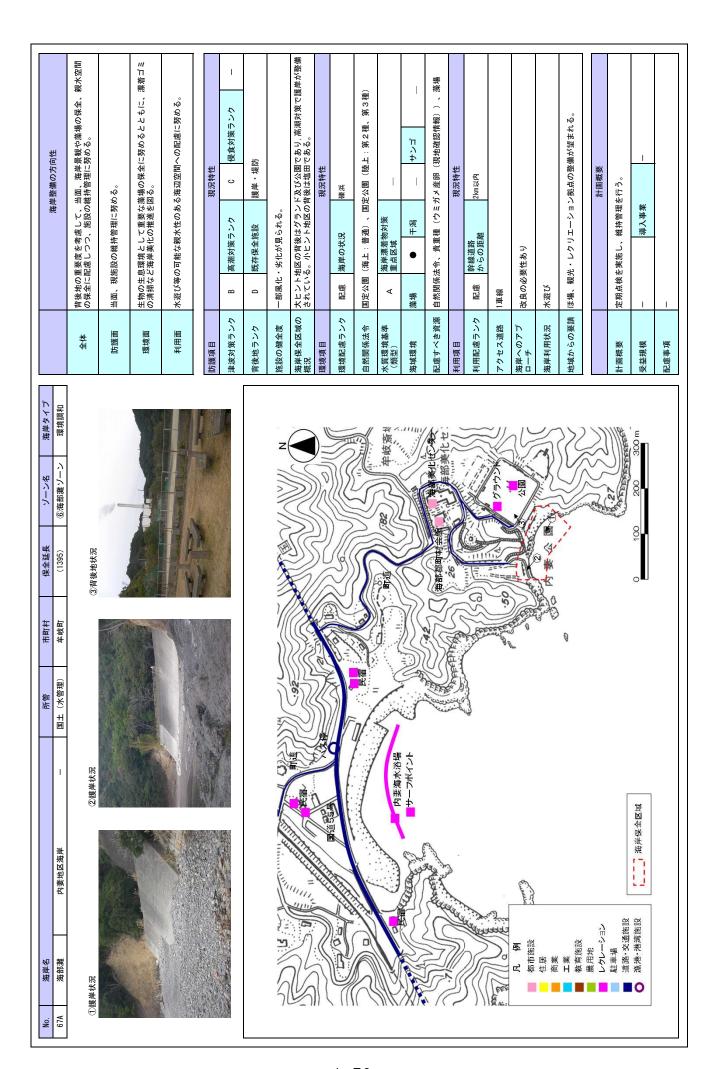


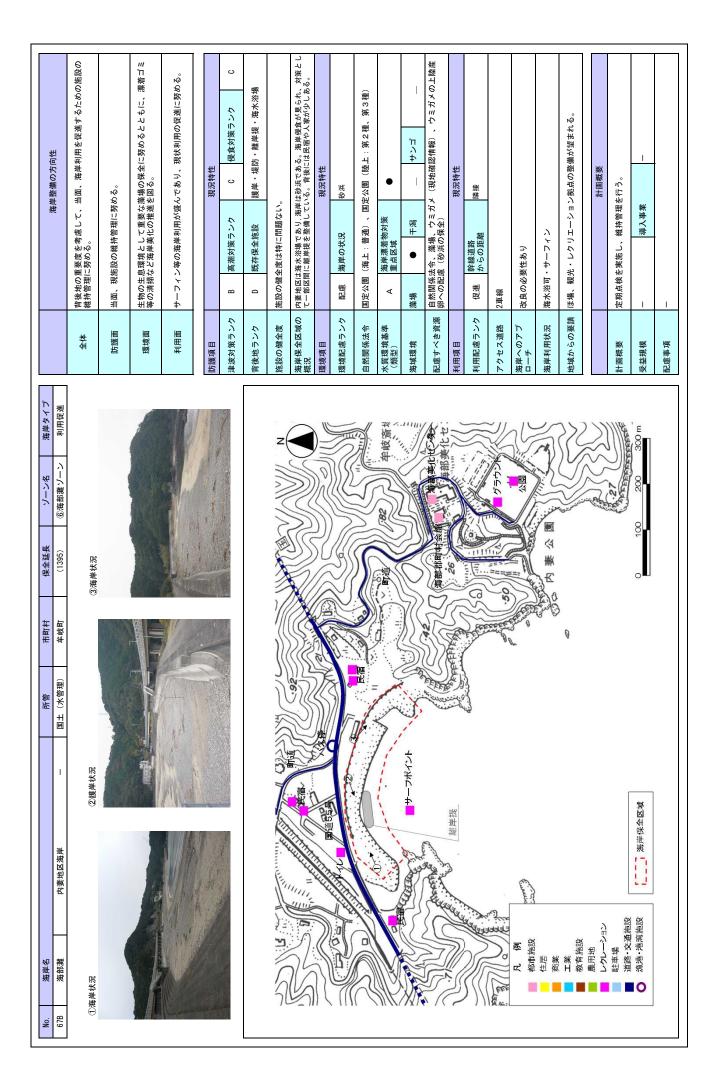


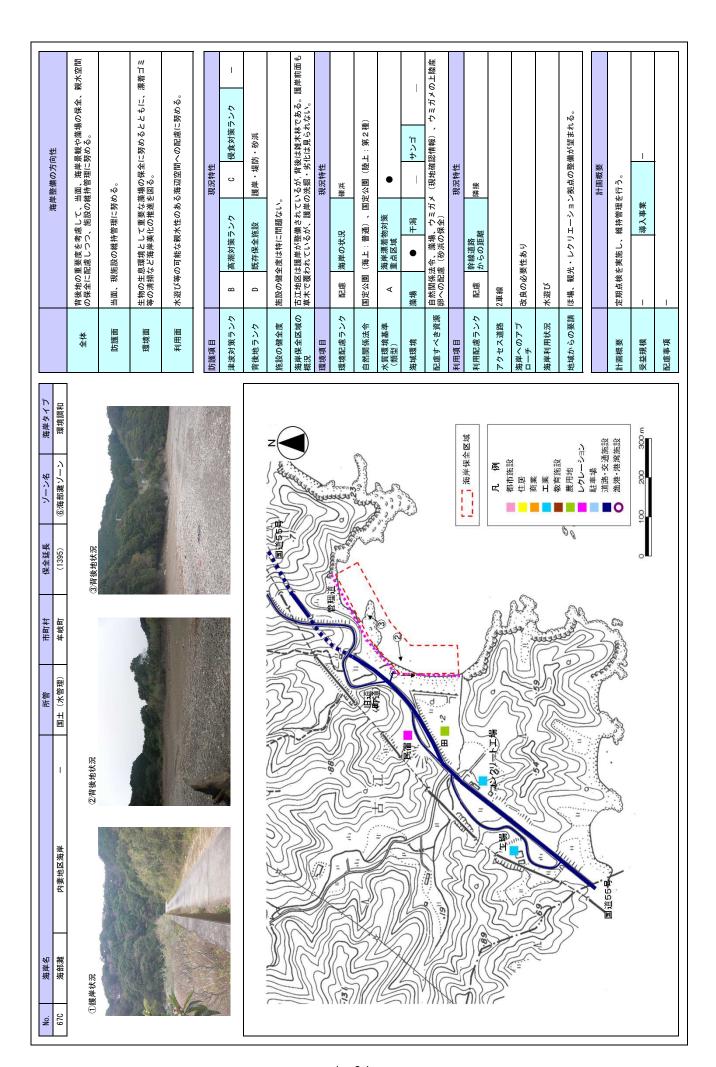


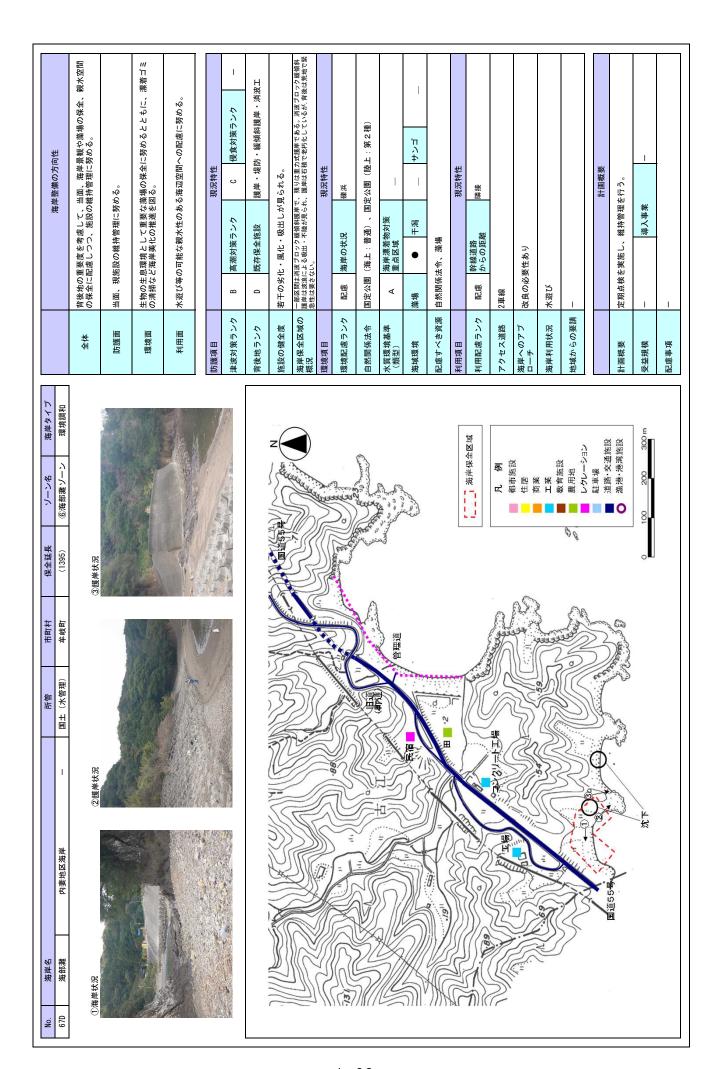


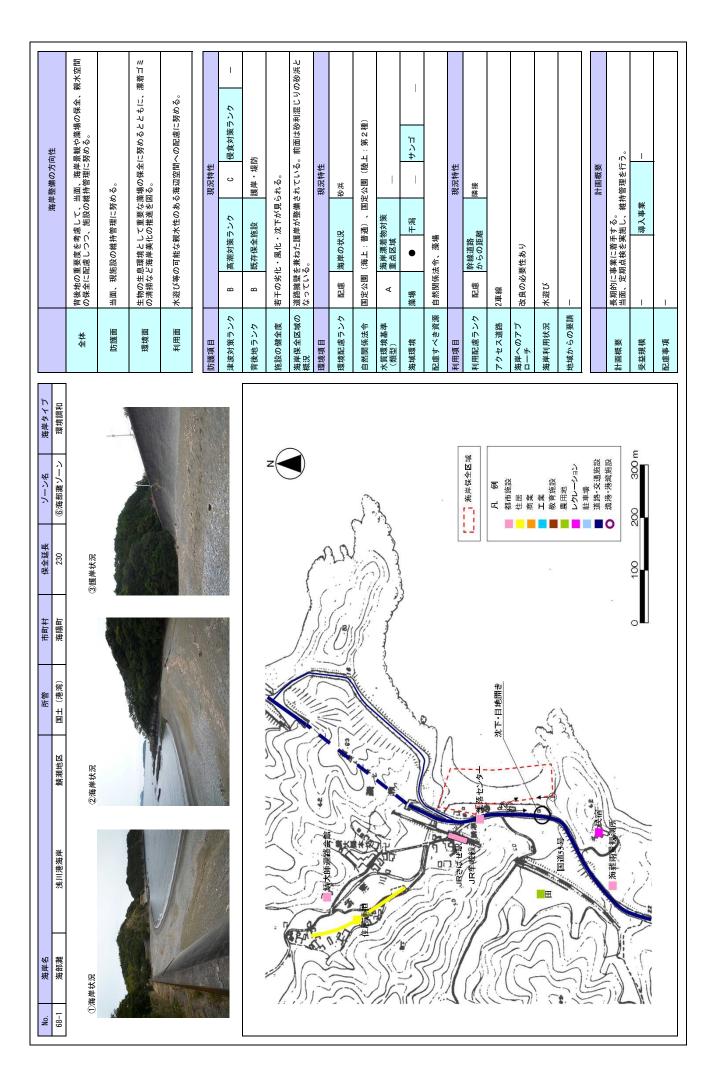


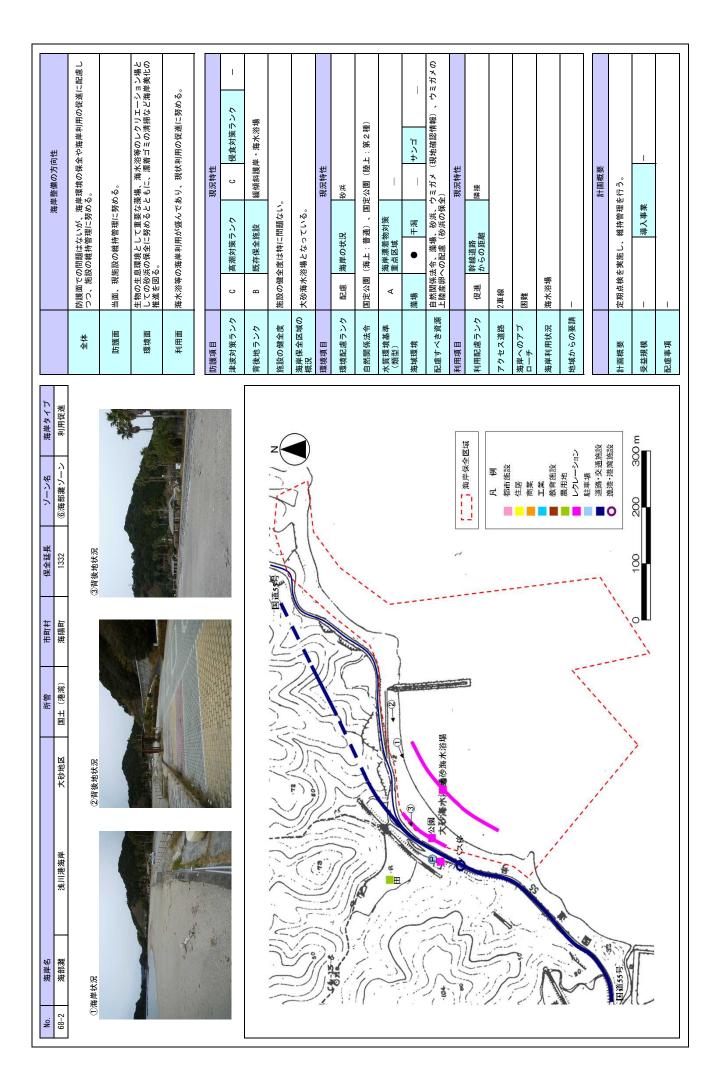


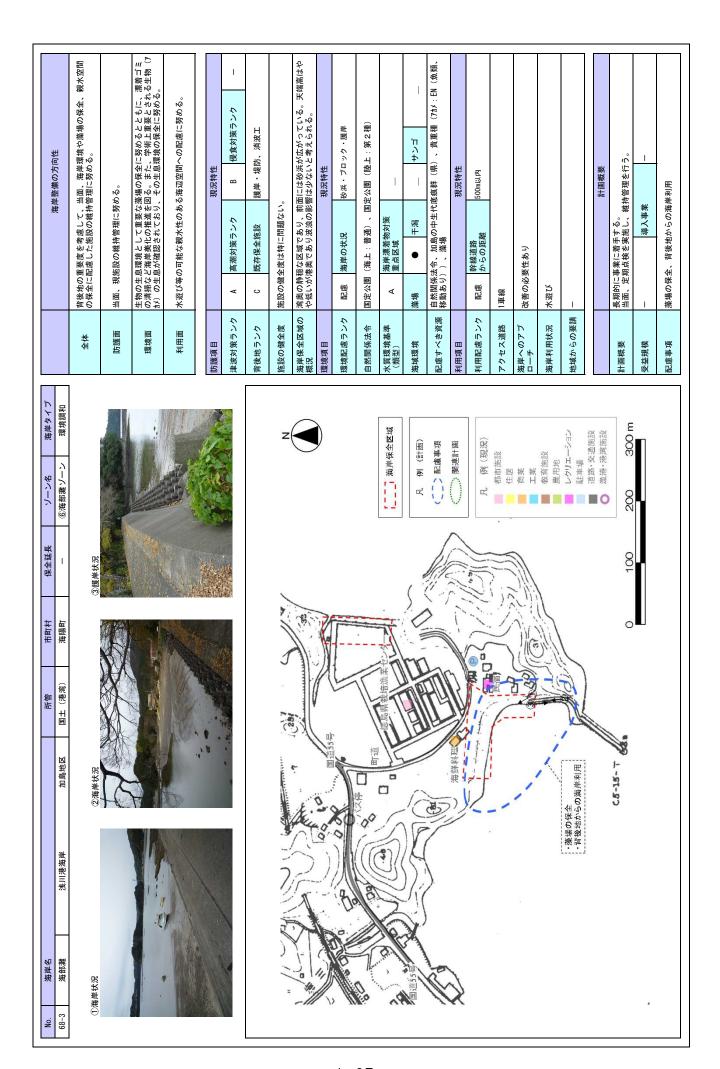


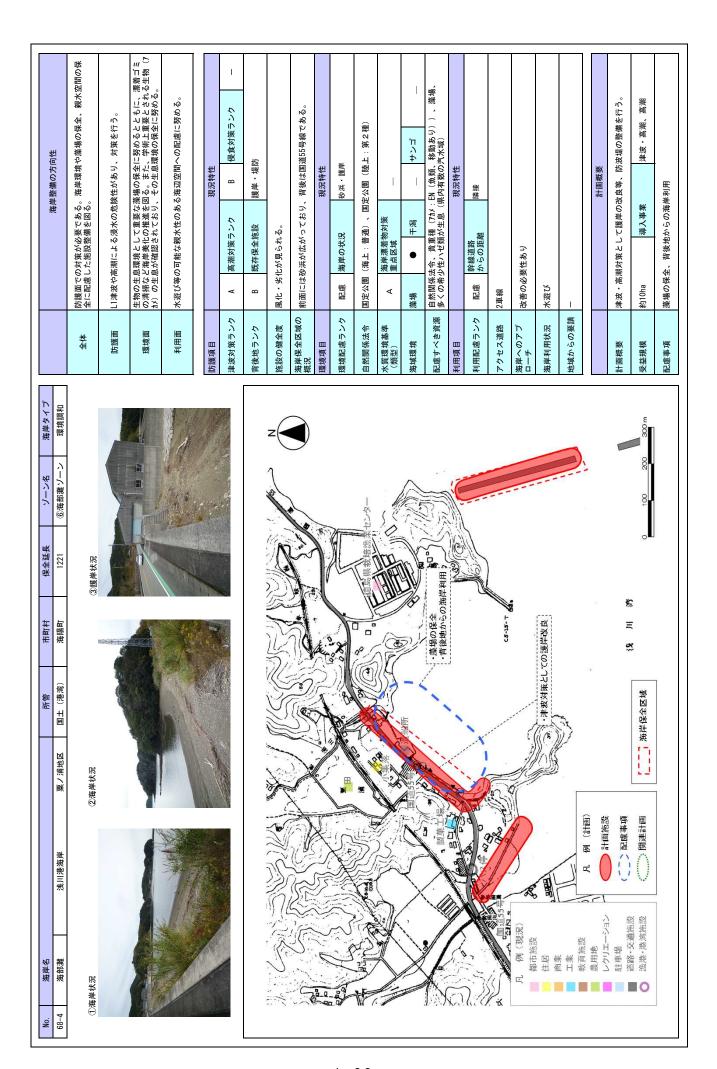


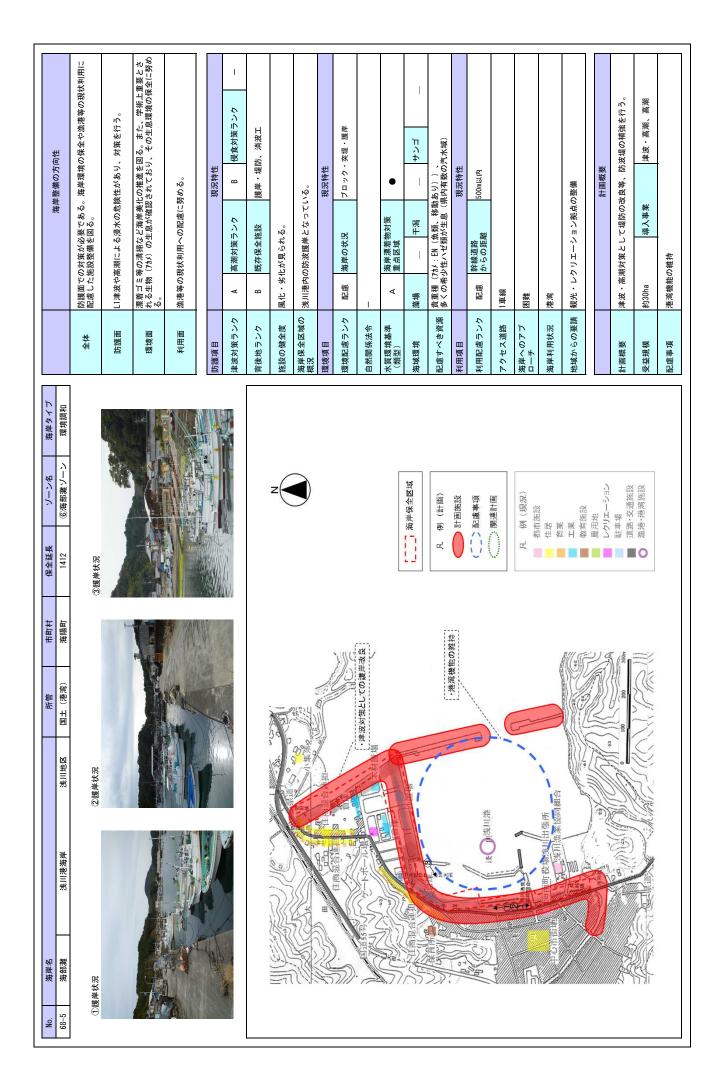


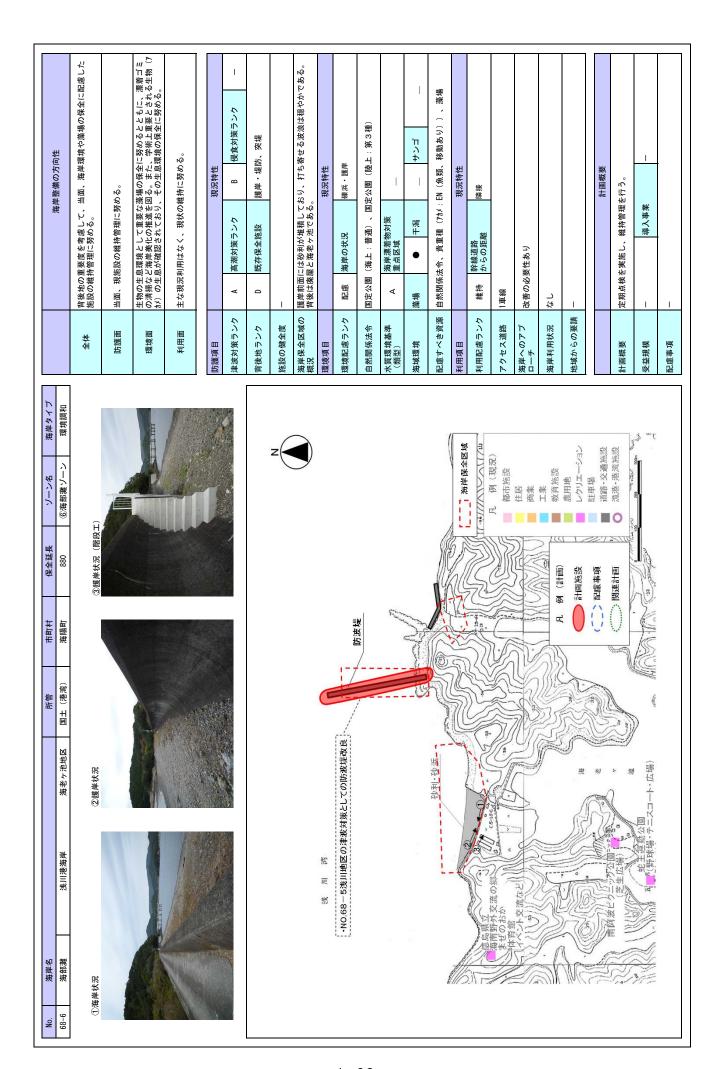


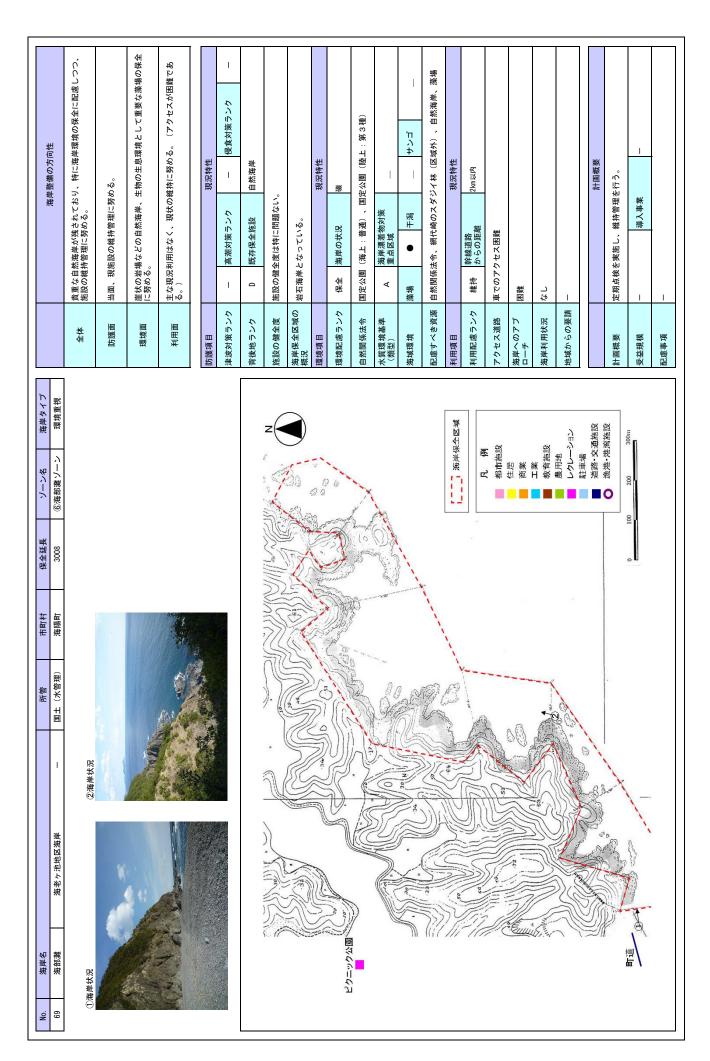


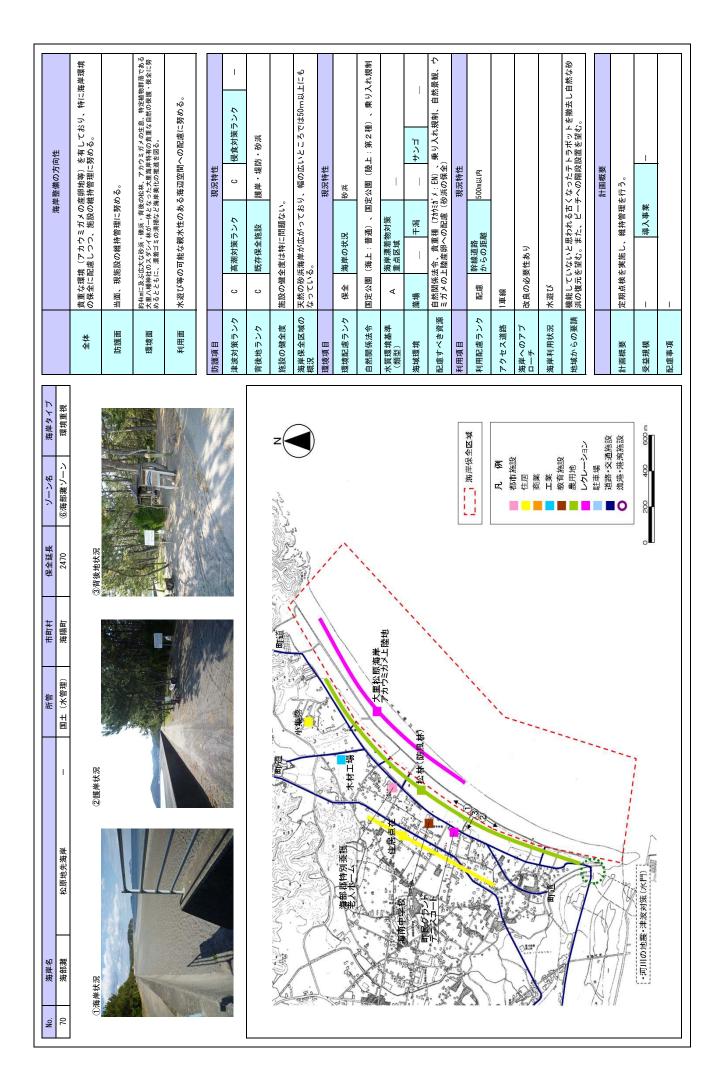


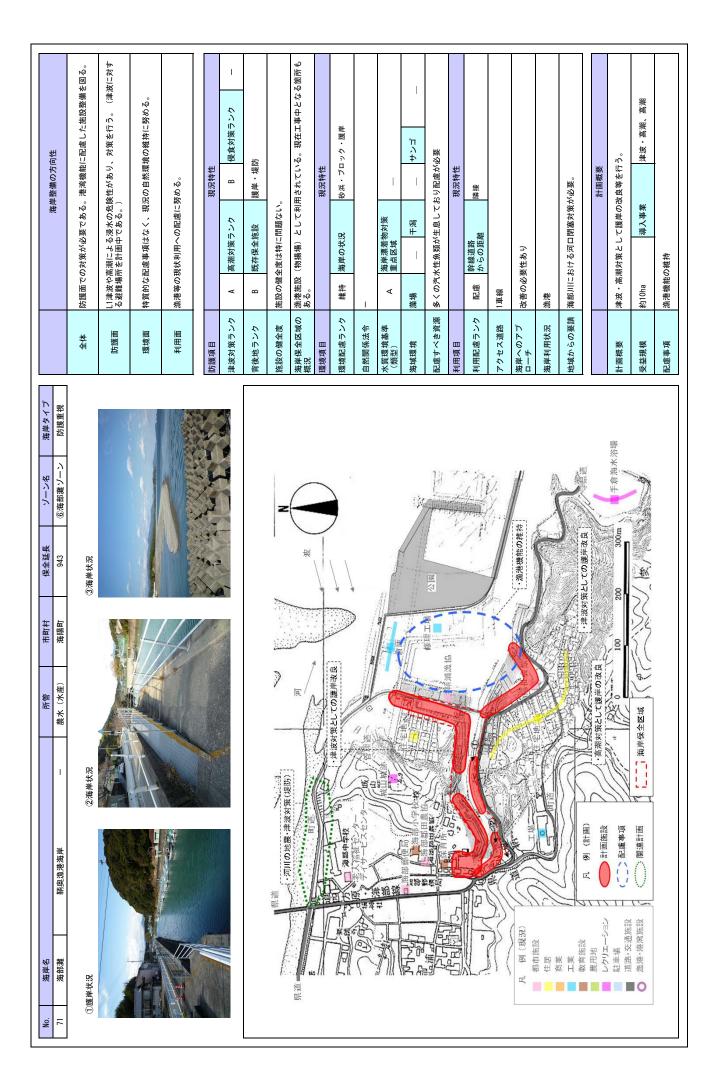


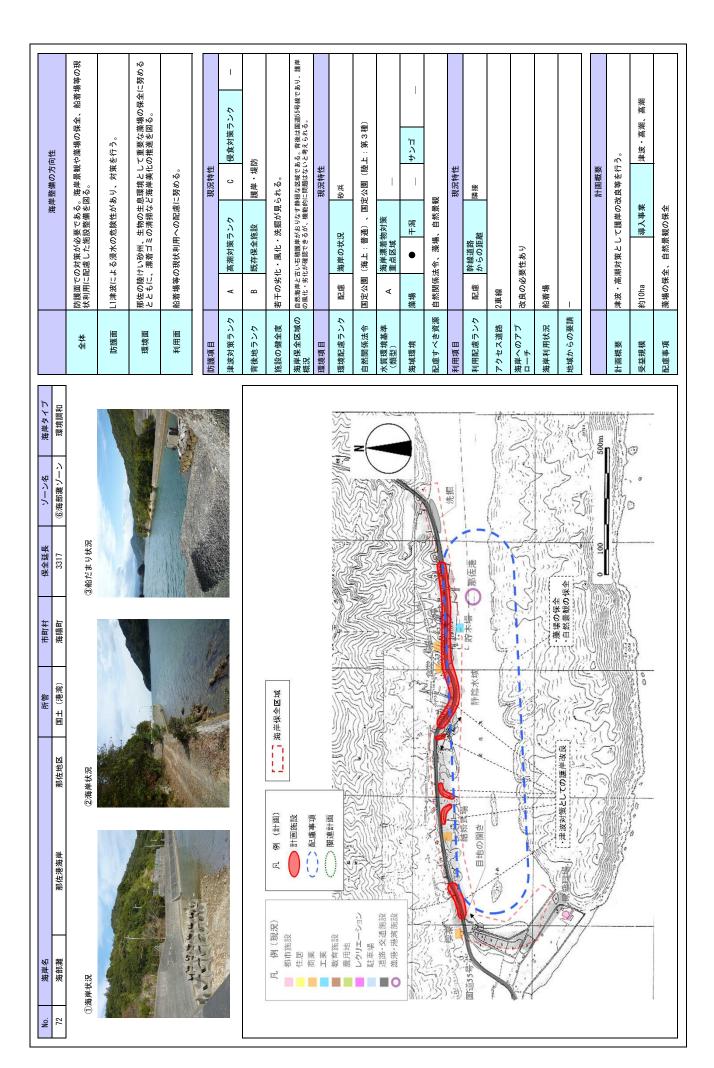


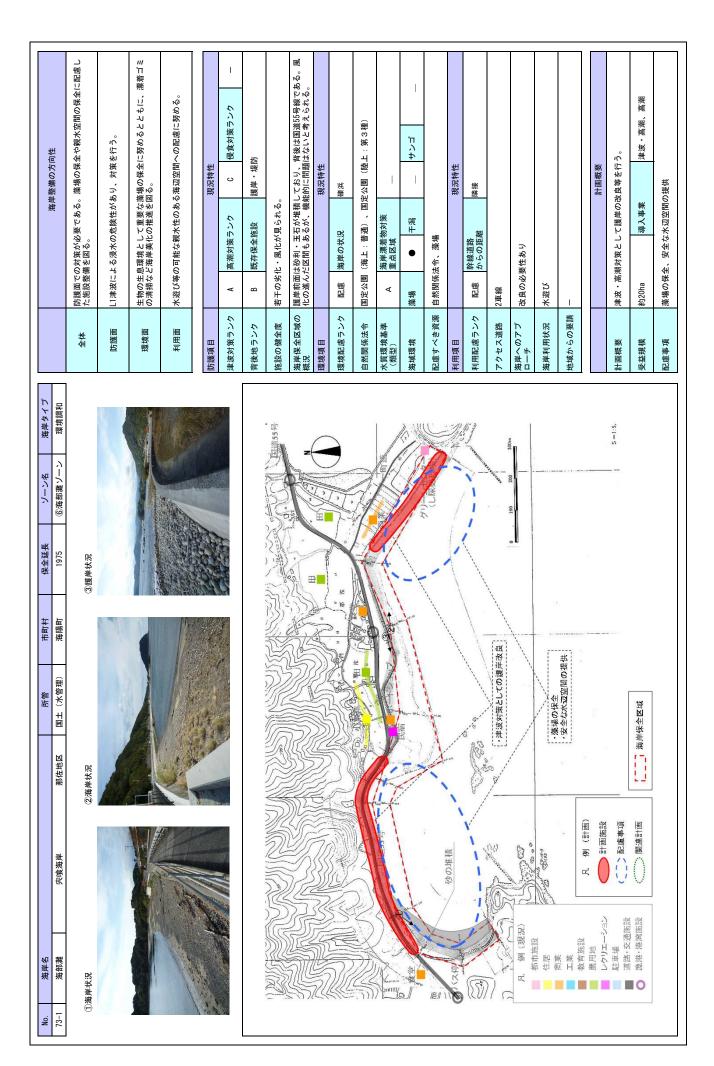


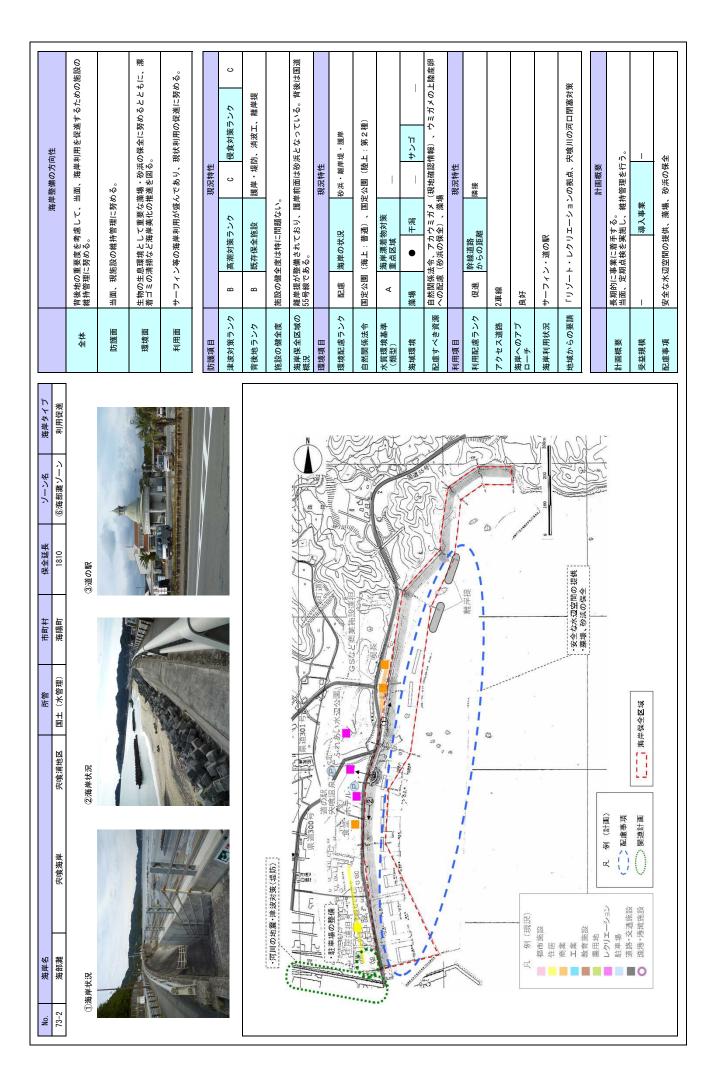


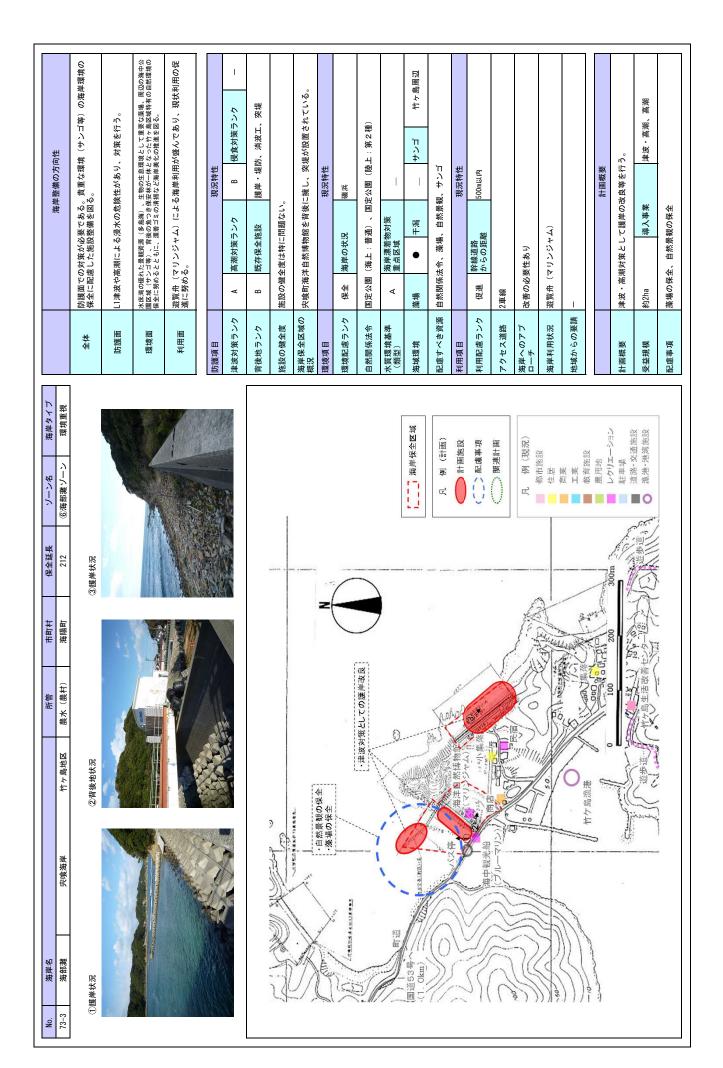


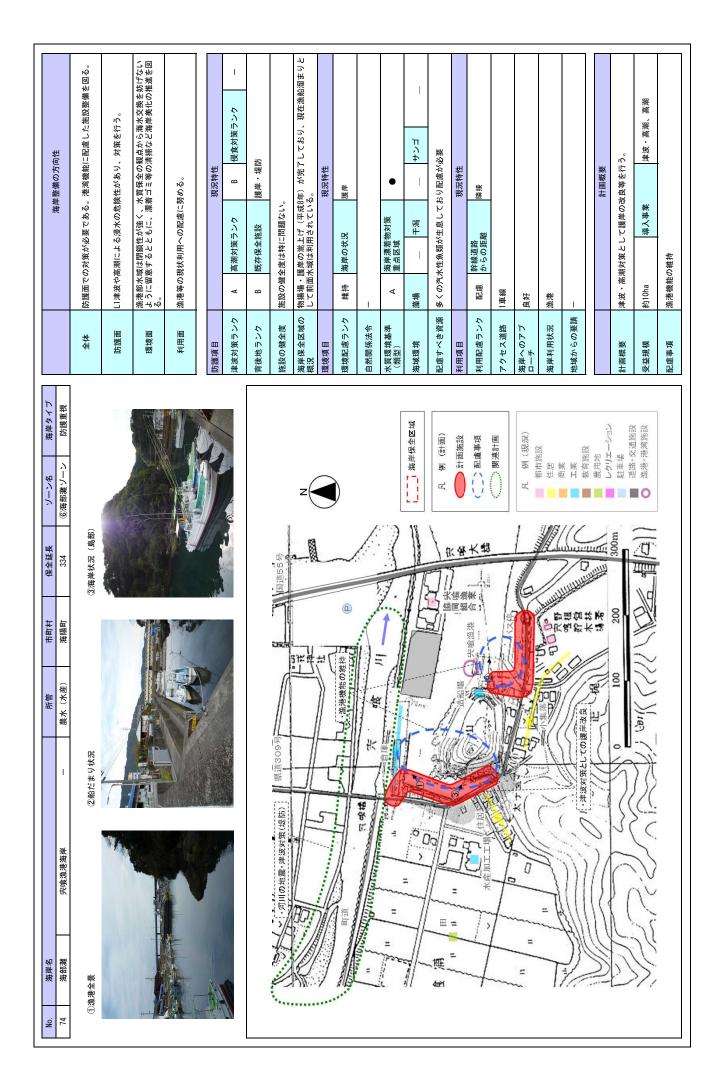


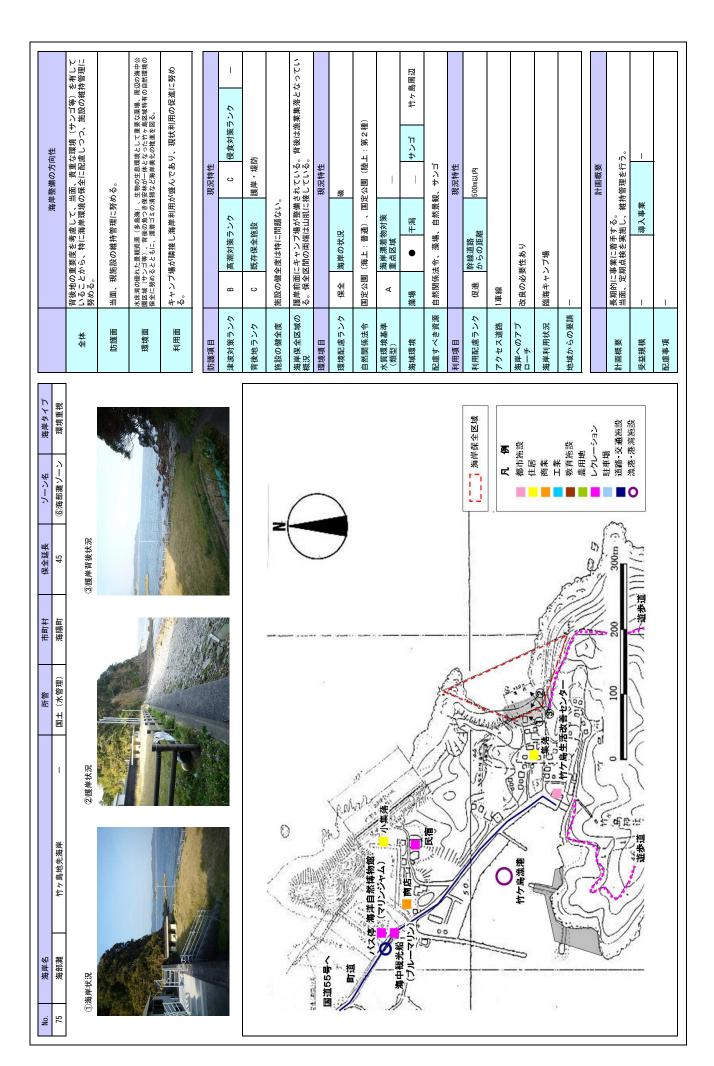


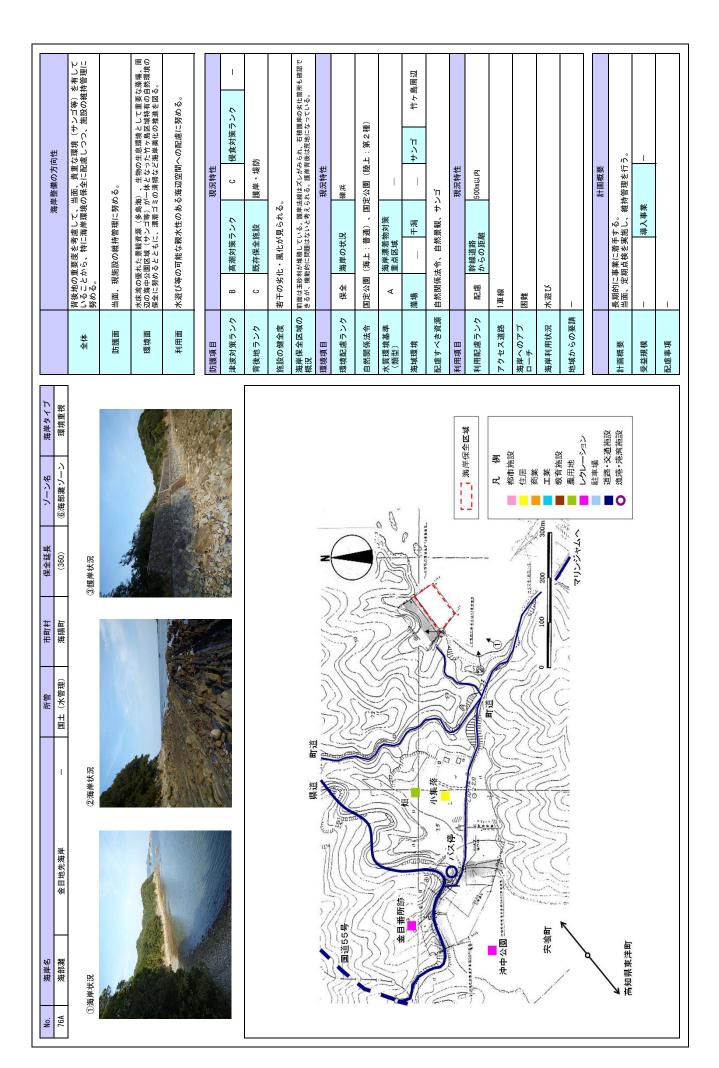


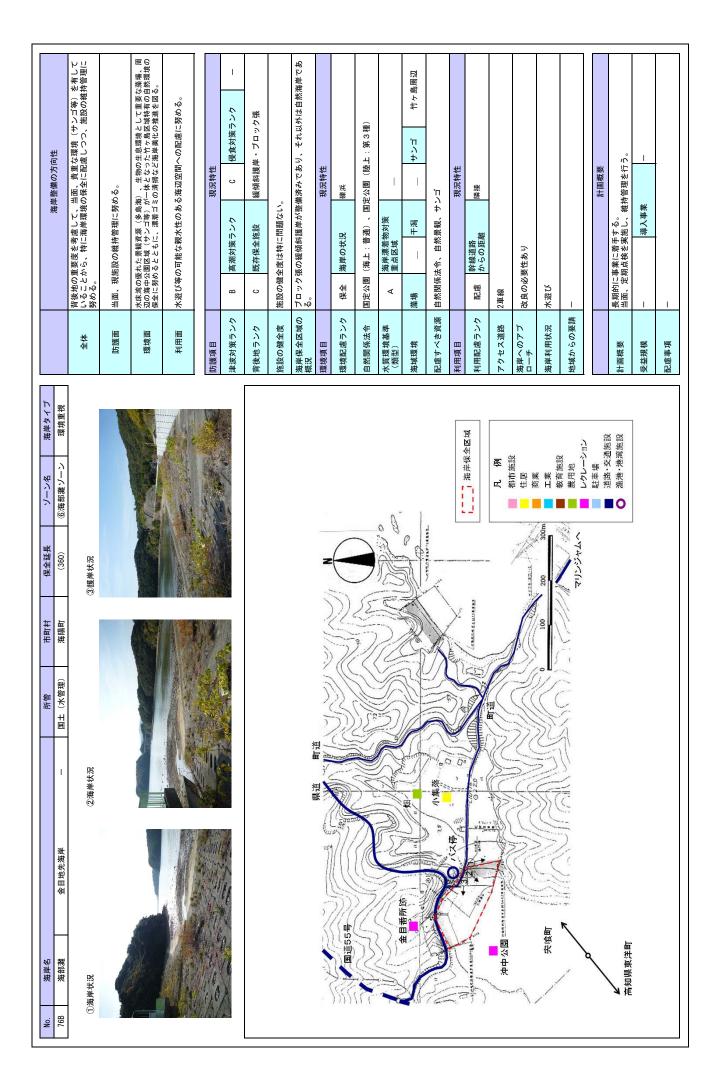


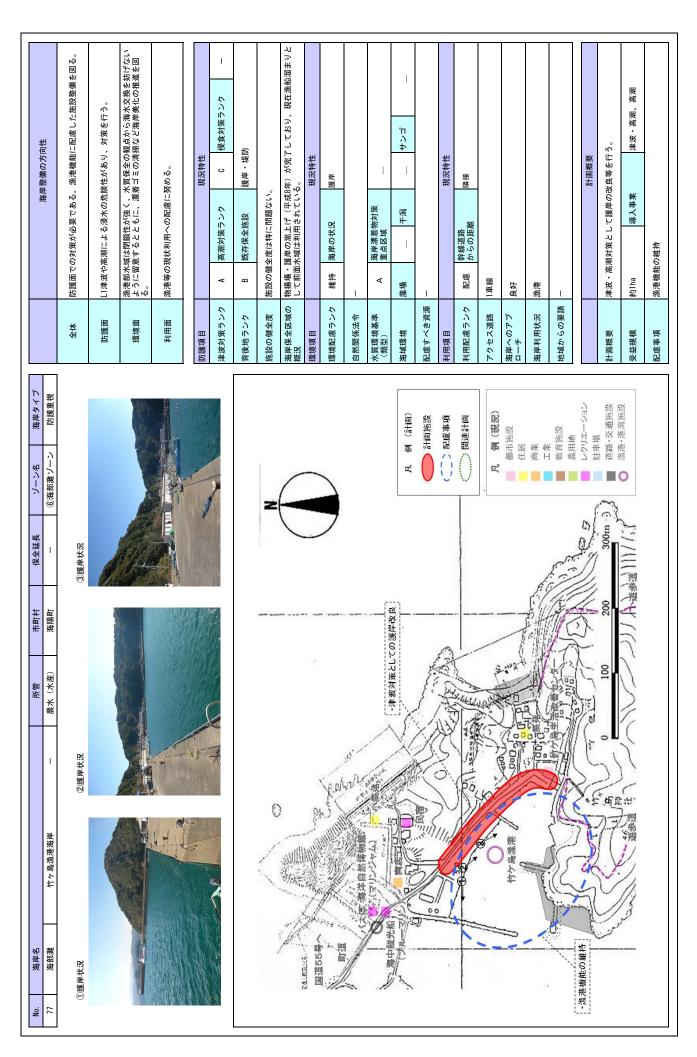












巻末資料

「海岸保全施設整理表」

区域	+ m+++ 42	た 出 (佐 T田 本 / IT (佐)	区域	種類	新設「◎」			規模(計画)		受益の地域及びその:	 伏況	**** T L b ** O + ` +
番号	市町村名	海岸管理者(所管)	海岸名、地区海岸名(地先)		改良「〇」	延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	維持又は修繕の方法
54	美波町	美波町(水産庁)	伊座利漁港海岸 (海部郡美波町伊座利字奥地300番地地先~301番地地,	堤防		119m	6. 4	-	ı	海部郡美波町の一部	都市施設 住居 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
		(水座厅)	先)	導流提		20m	5. 0	_	_	_	_	
				護岸		25m	5. 2	_	_	_	_	
55-1	美波町	徳島県 (水産庁)	由岐漁港海岸 阿部地区 (海岸保全施設無し)	護岸	0	_	_	-	-	海部郡美波町の一部	住居 都市施設 レクリエーション 教育施設	-
		徳島県	由岐漁港海岸 志和岐地区	護岸	0	209m	4.9~7.7	1	1	海部郡美波町の一部	住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
55-2	美波町	(水産庁)	(海部郡美波町志和岐字由井の浦148番地の1番地地先 〜海部郡美波町志和岐字中の谷の225番地地先)	防潮堤	0	84m	7.7	1	1		都市施設	The second of th
				陸閘		4基	_	_	_	1	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
55-3	美波町	徳島県 (水産庁)	由岐漁港海岸 由宇地区 (海部郡美波町東由岐字由宇106の8番地地先〜海部郡	護岸	0	2565m	1.5~5.2	3171m	5. 3	海部郡美波町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			美波町東由岐字由宇1の4番地地先)	陸閘		3基	_	_	_		_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
55-4	美波町	徳島県 (水産庁)	由岐漁港海岸 田井地区 (海部郡美波町田井字小川834の1番地地先〜海部郡美)	護岸	0	674m	4.8~6.3	1	1	海部郡美波町の一部	住居 レクリエーション 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
		(水注11 /	波町田井字小野84の2番地地先)	陸閘		3基	_	_	_	ı	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
55–5	美波町	徳島県 (水産庁)	由岐漁港海岸 木岐地区 (海部郡美波町木岐宇西町552番地地先〜海部郡美波町 木岐宇カタ39番地地先)	<u>樋門</u> 護岸	0	1基 919m	3.8~5.0	-	_	海部郡美波町の一部	住居 都市施設 学校	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
55-6	美波町	徳島県 (水産庁)	由岐漁港海岸 権現地区 (海部郡美波町木岐字権現33の4番地地先〜海部郡美波 町木岐字権現36の8番地地先)	護岸		135m	5. 1	-	-	海部郡美波町の一部	学校	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
55–7	美波町 徳島県 (水産庁)	由岐漁港海岸 白浜地区 (海部郡美波町木岐宇西町359番地の1番地地先〜海部 郡美波町木岐宇橋喰397の5番地地先)	護岸	0	494m	4.6~6.5	ı	ı	海部郡美波町の一部	住居 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
			和大阪当小戏于愉吸07100亩地地儿/	陸閘		3基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
EC	羊冲吐	徳島県	大井地先海岸	樋門 		2基		_			農用地	
56	美波町	(水管理・国土保全局)	※海岸保全施設無し			_	_	_	_	_	道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
57	美波町	徳島県 (水管理・国土保全局)	山座地先海岸 (海部郡美波町木岐字山座69番の2地先〜32番の2地 先)	護岸		168m	6.3 ~6.4	-	_	海部郡美波町の一部	農用地 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。

区域	±m++2	发出练用来 (37 统)	区域	1 4 45	新設「◎」	規模(現況)		規模	(計画)	受益の地域及びその	D状況	数性取け放送の 士注
番号	市町村名	海岸管理者(所管)	海岸名、地区海岸名(地先)	種類	改良「O」	延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	地域	維持又は修繕の方法
58-1	美波町	徳島県 (港湾局)	日和佐港海岸 恵比須浜地区 (海部郡美波町恵比須浜261番地先~海部郡美波町恵比 須浜299番3地先)	護岸		387m	7. 5	-	-	海部郡美波町の一部	道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		3基	_	_				日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
58-2	美波町	徳島県 (港湾局)	日和佐港海岸 大浜地区 (海部郡美波町日和佐浦455番地先~海部郡美波町日和 佐浦458番地先)	護岸	0	519m	6.5~8.8	490m	6.9~9.3	海部郡美波町の一部	住居 レクリエーション 農用地 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			还用430街地元)	陸閘		2基	_	_			_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
58-3	美波町	徳島県	日和佐港海岸 戎地区 (海部郡美波町日和佐浦119の2番地先~海部郡美波町	胸壁	0	601m	3. 4	-	_	海部郡美波町の一部	住居 レクリエーション 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
		(港湾局)	日和佐浦458番地先、海部郡美波町日和佐浦447の1番地	護岸	0	89m	4. 1	_	_		工業	
			先)	陸閘		22基	_	_	_	<u> </u>	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
		徳島県	日和佐港海岸 県 弁財天地区	胸壁	0	953m 264m	2. 7~2. 8 0. 6~3. 4	_	_	海部郡美波町の一部	住居 工業 都市施設 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
58-4	美波町	(港湾局)	(海部郡美波町奥河内字寺前122番~海部郡美波町奥河								教育施設	
			内字日和佐浦444の6番)	水門		1基	_	_	_	_	_	
				陸閘		9基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	_	_	_	_		1
59	美波町	美波町 (水産庁)	恵比須浜漁港海岸 (海部郡美波町恵比須浜299の3番地地先~恵比須浜字 田井416の1番地地先)	護岸	0	736m	4. 0	_	_	海部郡美波町の一部	農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				防潮堤	0	230m	4. 0	_	_			
				陸閘		13基	_	_	_	_	-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
60	美波町	徳島県 (水管理・国土保全局)	外车井地先海岸 (海部郡美波町日和佐浦450番地地先~海部郡美波町山 河内字外车井49番地地先)	護岸		186m	7.0~7.2	-	_	海部郡美波町の一部	都市施設 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
61	美波町	徳島県 (水管理・国土保全局)	明丸地先海岸 (海部郡美波町山河内字明丸12番の1地先〜海部郡美波 町山河内字明丸12番の2地先, 海部郡美波町山河内字明 丸13番の1地先〜海部郡美波町山河内字明丸16番地先)	護岸		115m	5.0~7.6	-	-	海部郡美波町の一部	農用地 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
62A 62B	牟岐町	徳島県 (水管理・国土保全局)	浜辺地先海岸 (牟岐町大字灘字下浜辺197番の3地先~大字灘字上浜 辺19番の1地先)	護岸		358m	2.5~10.2	-	-	海部郡牟岐町の一部	住居 都市施設 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
63-1	牟岐町	徳島県 (水産庁)	(水産庁) (海部郡牟岐町大字灘字下浜辺196の3番地地先~海部	護岸	0	238m	7. 1	_	_	海部郡牟岐町の一部 ^損 都	住居 農用地 都市施設 レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			郡牟岐町大字灘字下浜辺40の6番地地先)	堤防	0	58m	4.9~6.7	_	_			
63-2	牟岐町	徳島県		陸閘 護岸	0	2基 1095m	2.0~6.0	1263m	4.4~6.0	ー 海部郡牟岐町の一部		日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
		(水産庁)	(海部郡牟岐町大字中村字大戸220の9番地地先~海部郡牟岐町大字牟岐浦字馬地95の4番地地先)	陸閘	+	21基	_	_	_		_	
	1		郡牟岐町大字牟岐浦字馬地95の4番地地先)	通門 種門	1	1基	_	_	_		-	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。

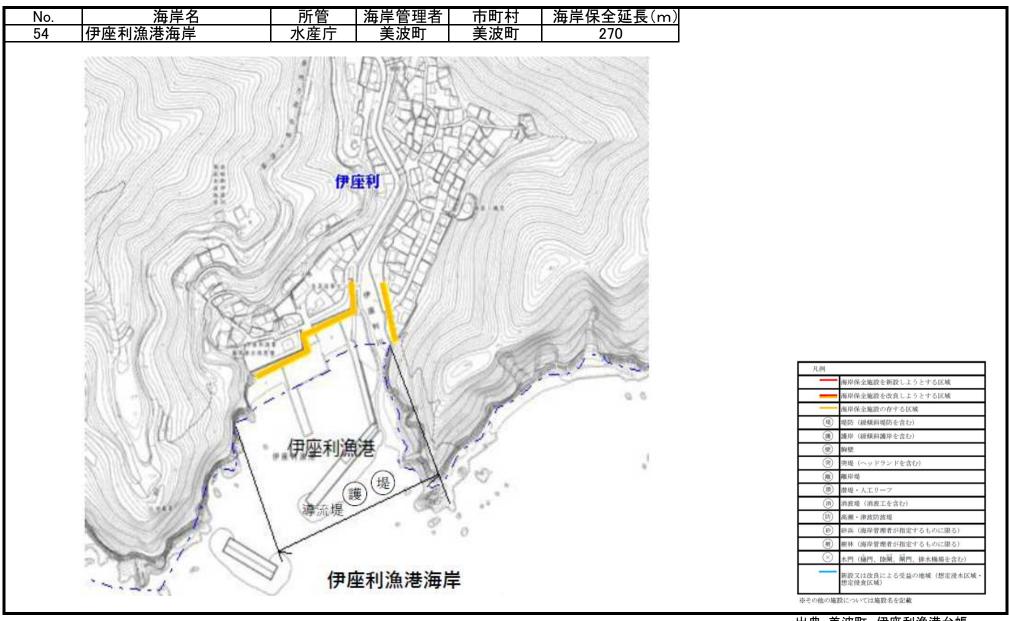
区域	+ m+++ 42	左 出 统 TE 4. (三 66.)	区域	14.42	新設「◎」	規模	(現況)	規模(計画)		受益の地域及びその	状況	维特取什核缮の方法	
番号	市町村名	海岸管理者(所管)	海岸名、地区海岸名(地先)	種類	改良「O」	延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	維持又は修繕の方法	
63-3	牟岐町	徳島県 (水産庁)	牟岐漁港海岸 大戸地区 (海部郡牟岐町大字中村字大戸47の1番地地先~海部郡	護岸		61m	5. 0	-	-	海部郡牟岐町の一部	都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
			牟岐町大字中村字大戸45の1番地地先)	堤防		86m	7. 5	_	_	_	_		
64	牟岐町	徳島県 (水管理・国土保全局)	馬地地先海岸 (海部郡牟岐町大字牟岐浦字馬地84番地地先〜海部郡牟 岐町大字灘字下浜辺179番の5地先)	護岸		506m	7.0~7.4	-	-	海部郡牟岐町の一部	都市施設 住居 農用地 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				樋門		3基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
65	牟岐町	牟岐町 (水産庁)	出羽島漁港海岸 (海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島12番地先~42の2地 先)	防潮堤	0	320m	8. 2~8. 5	-	-	海部郡牟岐町の一部	住居	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
66 A	牟岐町	徳島県	出羽島地先海岸 東地区	堤防		280m	8. 6	_	_	海部郡牟岐町の一部	住居道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
0071	+	(水管理・国土保全局)	(海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島16番地地先〜海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島3番の2地先)	陸閘		1基	_	_	-	_		日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
66B	牟岐町	徳島県	出羽島地先海岸 西地区	堤防		214m	7. 2	_	_	海部郡牟岐町の一部		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
		(水管理・国土保全局)	(海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島42番の3地先〜海部 郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島38番地地先)	樋門		1基	_	_	-			日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
67 A	牟岐町	徳島県 (水管理・国土保全局)	内妻地区海岸 ひんと地区 (海部郡牟岐町大字内妻字白木44番地地先〜海部郡牟 岐町大字内妻字白木41番地地先)	護岸		91m	5.3~6.5	_	-	海部郡牟岐町の一部	レクリエーション 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				堤防		452m	6.2~6.4	_	_	海部郡牟岐町の一部			
		徳島県 (水管理・国土保全局)	内妻地区海岸 内妻地区 (海部郡牟岐町大字内妻字白木1の3番地地先~海部郡	護岸		63m	6.2~6.3			海部郡牟岐町の一部	Ī		
67B	牟岐町			導流堤		1基 25m	4. 7	_	-	_	レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
		(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	牟岐町大字内妻字丸山3番地地先)	離岸堤		1基 60m	_	_	-	_		口帯※現れが左に1回和在の中地上やナケミ	
	-			樋門		4基	_	_	_			日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
67 C	牟岐町	徳島県 (水管理・国土保全局)	内妻地区海岸 古江地区 (海部郡牟岐町大字古江字古江61の1番地地先~海部郡 牟岐町大字古江字古江102の1番地地先)	堤防		187m	6. 4	-	-	海部郡牟岐町の一部	レクリエーション 農用地 工業 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
67 D	牟岐町	徳島県	内妻地区海岸 毛利地区	護岸		202m	2.9~6.5	_	-	海部郡牟岐町の一部	レクリエーション 工業	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
07.0	+ W M J	(水管理・国土保全局)	(海部郡牟岐町大字古江字古江109の3番地地先〜海部 郡牟岐町大字古江字古江29の4番地地先)	堤防		52m	6. 4	-	_	海部郡牟岐町の一部	道路	日市巡抚及び中に「四往及の足別点快を刊り。	
68-1	海陽町	徳島県 (港湾局)	浅川港海岸 鯖瀬地区 (海部郡海陽町浅川字中相21の2〜海部郡海陽町字小鯖 瀬口4の1)	堤防		280m	7. 9	_	-	海部郡海陽町の一部	住居 都市施設 農用地 レクリエーション 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
				樋門		2基	-	-	-	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。	
68-2	海陽町	徳島県 (港湾局)	浅川港海岸 大砂地区 (海部郡海陽町浅川字鍛冶屋2の2番地先~海部郡海陽	護岸		93m	3.1~4.0	_	_	海部郡海陽町の一部	レクリエーション 農用地	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。	
			町浅川字大砂3の1番地)	堤防		129m	7. 1	-	-		道路		
68-3	海陽町	徳島県 (港湾局)	浅川港海岸 加島地区 (海岸保全施設無し)	_		_	_	_	-	-	商業 レクリエーション 都市施設	-	

区域	+m++ 4	发出体而来(FC体)	区域	14.42	新設「⊚」	規模	(現況)	規模(計画)		受益の地域及びその)状況	維持∇什枚維介方法
番号	市町村名	海岸管理者(所管)	海岸名、地区海岸名(地先)	種類	改良「O」	延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	維持又は修繕の方法
			浅川港海岸	護岸	0	272m	4.0~4.6	_	_	海部郡海陽町の一部	上未 農用地	
CO 4	>= 78 m=	徳島県	栗ノ浦地区	堤防	0	415m	4. 3	_	_	\undersity His.His.Mis.Mis.Mis. \undersity \unde	都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
68–4	海陽町	(港湾局)	(海部郡海陽町浅川字鍛冶屋44の5~海部郡海陽町浅川	防波堤	<u> </u>	340m			_		-	
			字天神前15番地)	<u>樋門</u> 陸閘		3基 1基		=	=			日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
	1		华山淮左出	堤防	0	1185m	4.0~5.8	1185m	4.1~5.8		任居	
		徳島県	浅川港海岸 浅川地区	護岸	0	46m	3. 1	46m	3. 2	海部郡海陽町の一部	工業	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
68–5	海陽町	(港湾局)	(海部郡海陽町浅川字太田14番地の11地先〜海部郡海	陸閘		8基	_	_	-		レクリエーション	
			陽町浅川字入り口1番地の5地先)	樋門		1基	_	_	_		_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
	1		浅川港海岸	護岸		280m	4. 8	_				
		徳島県	海老ヶ池地区	堤防		85m	6. 8	_	_	海部郡海陽町の一部	レクリエーション	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
68–6	海陽町	(港湾局)	(海部郡海陽町浅川字ヒムロ谷3の13~海部郡海陽町浅川宮海舎・沙46の	防波堤		400m	_	_	_	_	_	
			川字海老ヶ池81、海部郡海陽町浅川字海老ヶ池46の 23)	樋門		1基	_	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
00	>= ## m=	徳島県	海老ヶ池地区海岸								_	
69	海陽町	(水管理・国土保全局)	(海岸保全施設無し)	_		_	_	_	-	_	_	_
70	海 四 甲	徳島県 (水管理・国土保全局)	徳島県 松原地先海岸 (海知歌海陽町十甲宮松原21番地の2,20番地の2,20番地	堤防		2362m	9.7~9.9	_	-	海部郡海陽町の一部	住居 農用地 レクリエーション エ十 本市施設 教育施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				胸壁		66m	-	_	_	海部郡海陽町の一部	_	
				突堤		4基 199m	5.5~5.8	_	_	_	_	
71	海陽町		(海部郡海陽町奥浦字提ノ外5の3番地地先〜海部郡海	護岸	0	433m	0.5~3.4	726m	4. 5	海部郡海陽町の一部	住居 都市施設 工業 教育施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
			陽町鞆浦字東町155の3番地地先)	胸壁		124m	3.3~3.4	-	-		レクリエーション	
				陸閘		9基		_	-		_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
70	海 四 m-	徳島県	那佐港海岸 那佐地区	護岸	0	189m	2.1~4.3	-	_	海部郡海陽町の一部	工業 商業 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
72	海陽町	(港湾局)	(海部郡海陽町那佐28の2番地〜海部郡海陽町大字宍喰	堤防		517m	5. 5	_	_			□ 日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
			浦字那佐341の1番地)	樋門		3基	_	_	_		_	
				陸閘		1基	-	-	_		_	
73–1	海陽町	徳島県 (水管理・国土保全局)	宍喰海岸 那佐地区 保全局) (海部郡海陽町大字宍喰浦字那佐304の2番地地先~海部)	堤防	0	1031m	6.1~9.2	1031m	6.1~9.2	海部郡海陽町の一部	住居 農用地 商業 工都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
		(小旨垤。因工休主问)	郡海陽町大字宍喰浦字那佐433の28番地地先)	護岸	0	208m	3.6~4.7	208m	3.6~4.7	海部郡海陽町の一部	レクリエーション 道路	
				樋門		1基	_	_	_		_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
			土保全局) (海部郡海陽町大字宍喰浦字宍喰78の16番地地先〜海部	護岸		1157m	8. 6	_	-	海部郡海陽町の一部	住居 商業 レクリエーション 道路	
73-2	海陽町	徳島県 (水管理・国土保全局)		離岸堤		12基 513m	2. 2~3. 8	-	-	_	-	- 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。 -
			郡海陽町大字宍喰浦字那佐321番地地先)	突堤		2基 99m	1.3~2.0	_	-	_	_	
				樋門		1基	_	_	- 1	_	_	
	1			陸閘	İ	2基	_	_	- 1	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
			chia e w	1-1.17	 	1		l				
			宍喰海岸	防潮堤	0	212m	5. 1~8. 8	212m	5. 1~8. 8	海陽町宍喰の一部	住居	
73-3	海陽町	徳島県 (農村振興局)	宍喰海岸 竹ヶ島地区 (海陽町宍喰浦竹ヶ島28番の45地先〜海陽町宍喰浦	防潮堤 突堤	0	212m 1基	5. 1~8. 8 -	212m —	5. 1~8. 8	海陽町宍喰の一部	任居 —	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。

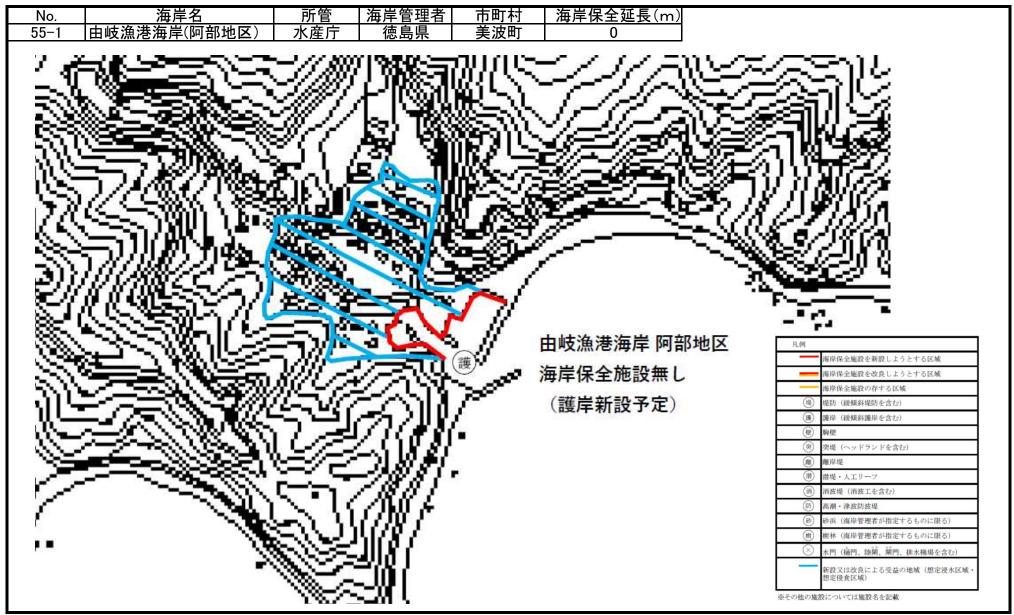
区域 番号	+ m+++ 42	海岸管理者(所管)	区域	種類	新設「◎」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその物	大 況	維持又は修繕の方法
番号	市町村名		海岸名、地区海岸名(地先)	性類	改良「〇」	延長等	天端高 (T. P. m)	延長等	天端高 (T. P. m)	地域	状況	推行又は 参槽の方法
74	海陽町	(水産庁)	宍喰漁港海岸 (海部郡海陽町宍喰浦字正梶4の2番地地先〜海部郡海 陽町宍喰浦字正梶80の2番地地先)	護岸	0	212m	3. 5	322m	5. 7	海部郡海陽町の一部	住居 工業 農用地 都市施設	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				陸閘		7基	-	_	_	_	_	日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
75	海陽町		竹ヶ島地先海岸 (海部郡海陽町宍喰浦字竹ヶ島29番地の4地先〜海部郡 海陽町宍喰浦字竹ヶ島36番地の1地先)	堤防		44m	9. 2~9. 3	-	-	海部郡海陽町の一部	住居 レクリエーション 商業 都市施設 道路	日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
		徳島県 (水管理・国土保全局)	金目地先海岸 (海部郡海陽町宍喰浦字金目50番の1地先〜海部郡海陽 町宍喰浦字金目54番の2地先,海部郡海陽町宍喰浦字金 目43番地先〜海部郡海陽町宍喰浦字金目45番地先)	堤防		186m	6.0~6.2	_	_	海部郡海陽町の一部	農用地 道路	
76A 76B	海陽町			護岸		96m	6.0~6.5	-	-	海部郡海陽町の一部		日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を行う。
				樋門		1基	-	-	-	-		日常巡視及び年に1回程度の定期点検を行う。
77	海陽町	海陽町 (水産庁)	竹ヶ島漁港海岸 (海岸保全施設無し)	防潮堤	0	ı	-	ı	-	海部郡海陽町の一部	住居 レクリエーション	_

巻末資料

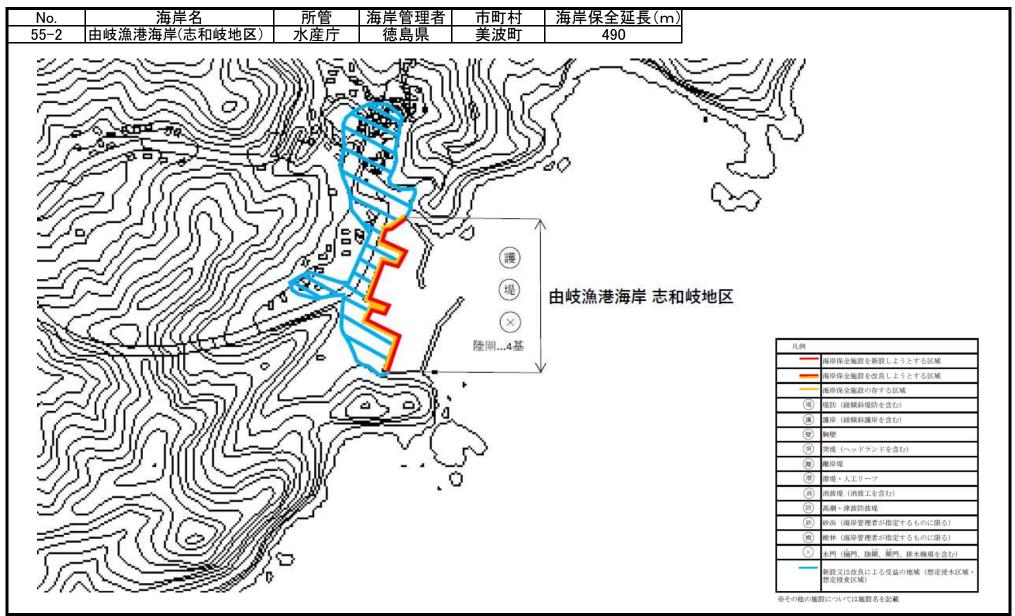
「海岸保全施設配置図」



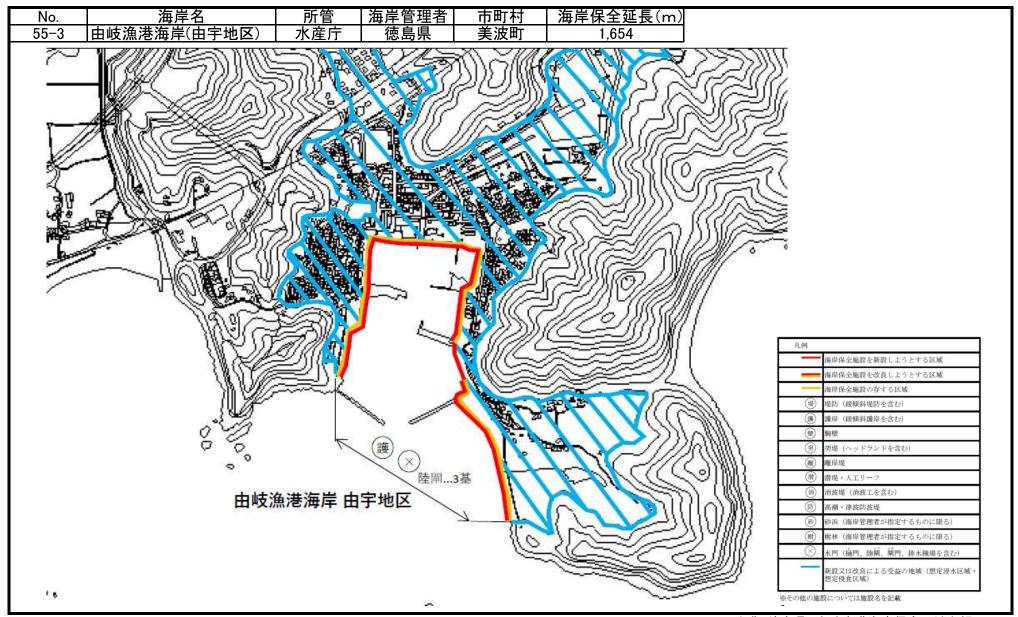
出典:美波町 伊座利漁港台帳



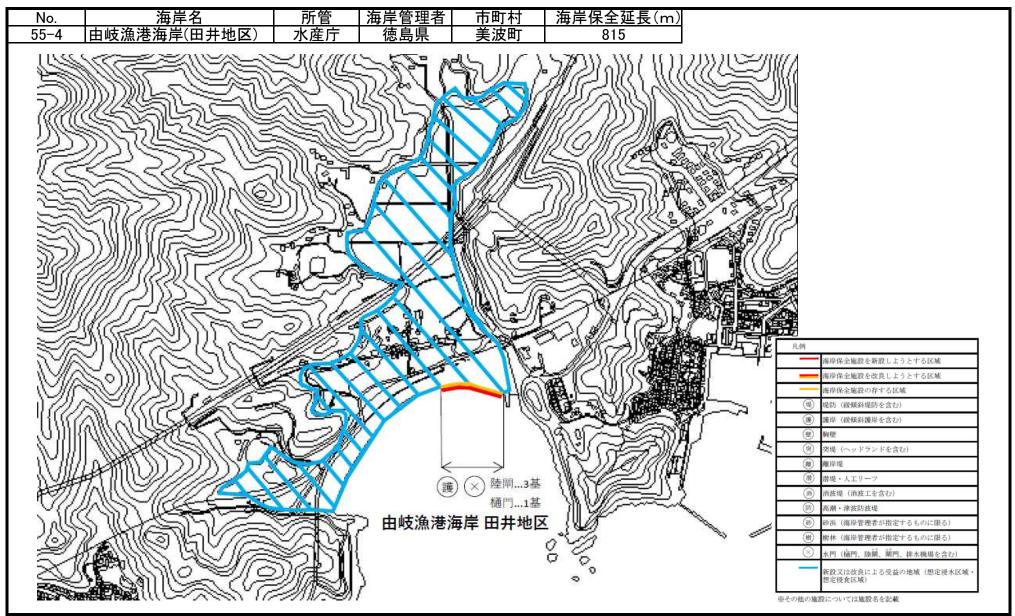
出典:徳島県 由岐漁港台帳



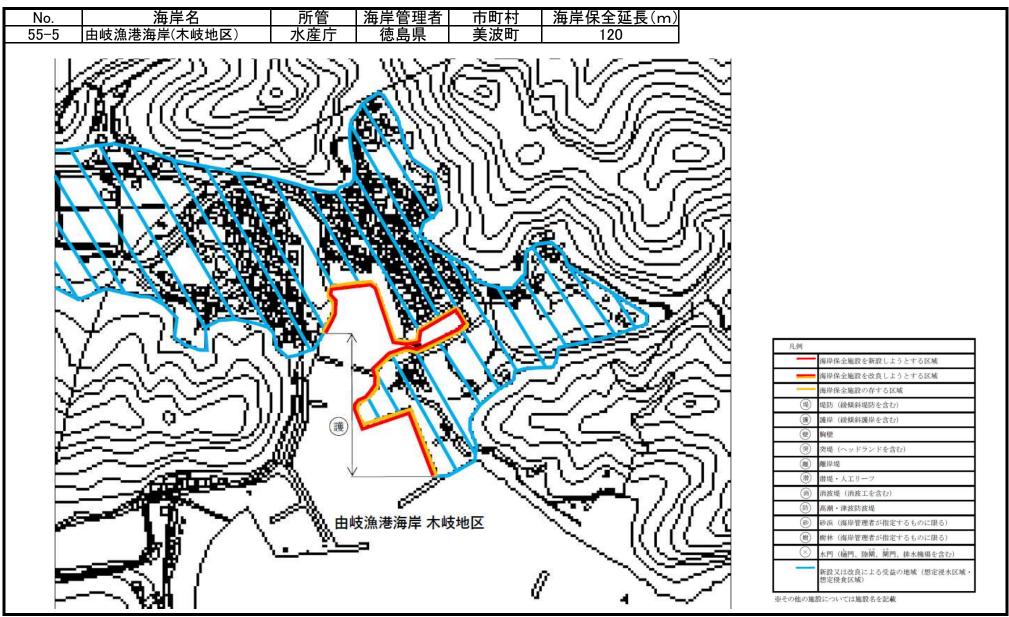
出典:徳島県 由岐漁港海岸保全区域台帳



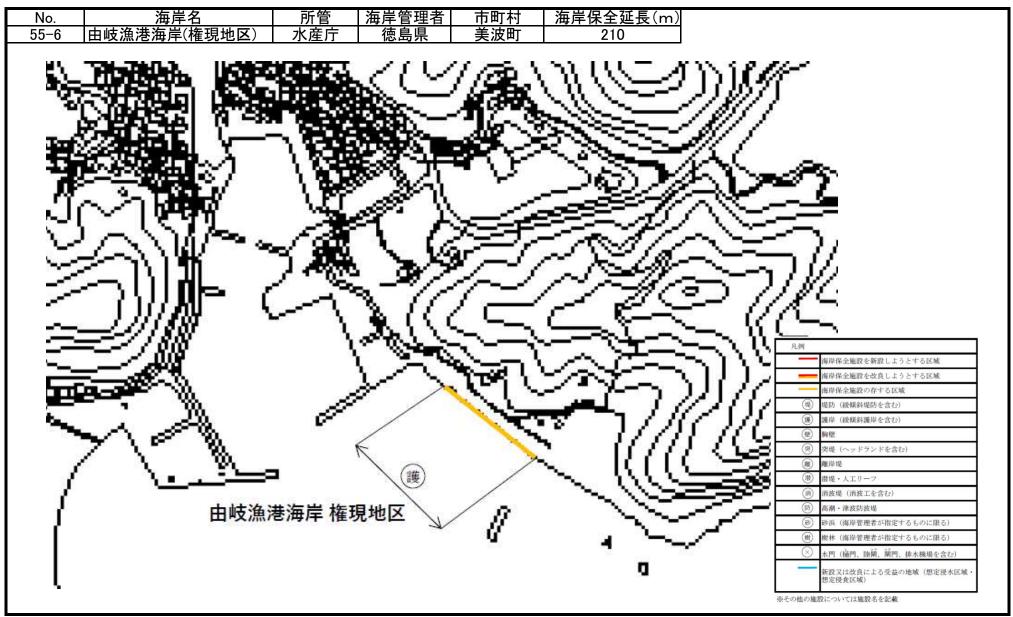
出典:徳島県 由岐漁港海岸保全区域台帳



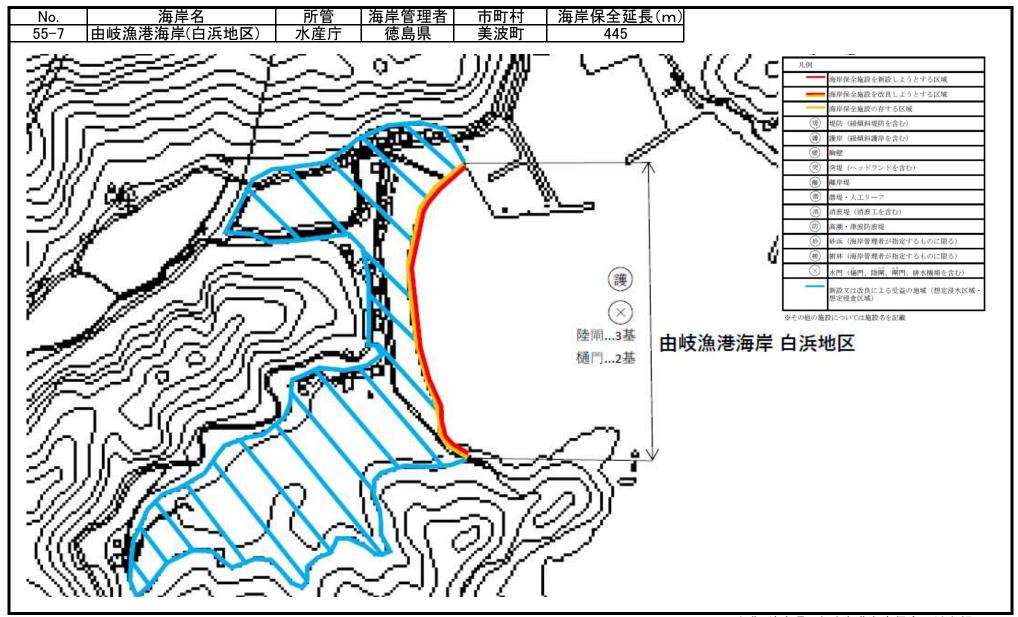
出典:徳島県 由岐漁港海岸保全区域台帳



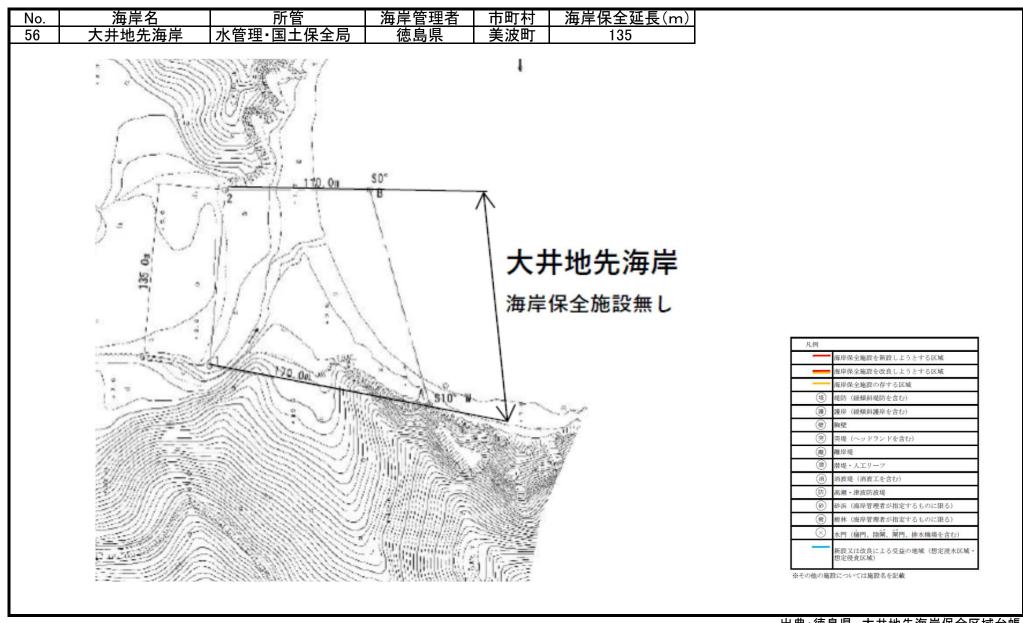
出典:徳島県 由岐漁港海岸保全区域台帳



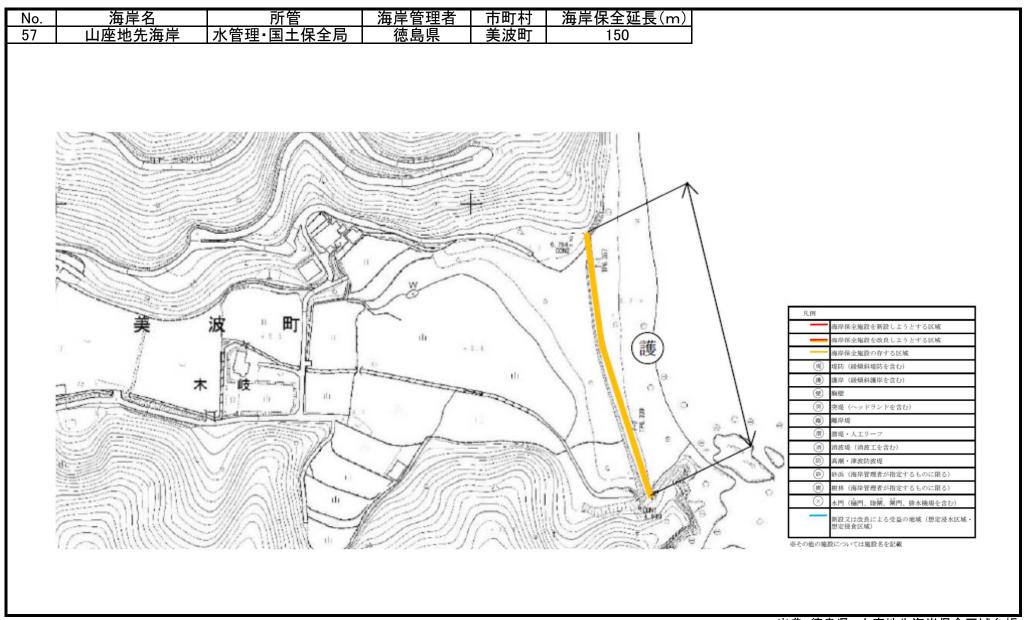
出典:徳島県 由岐漁港海岸保全区域台帳



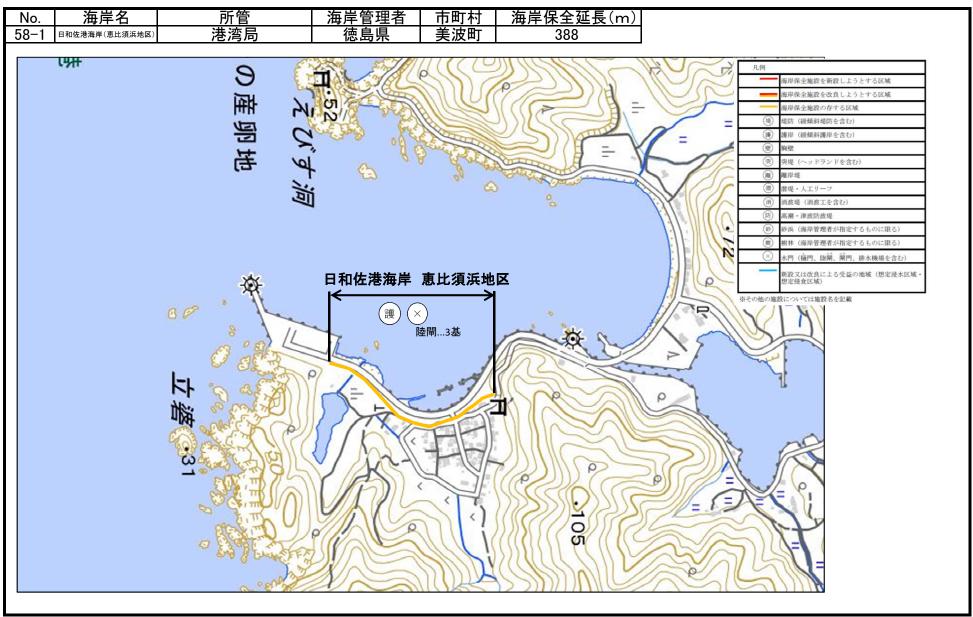
出典:徳島県 由岐漁港海岸保全区域台帳



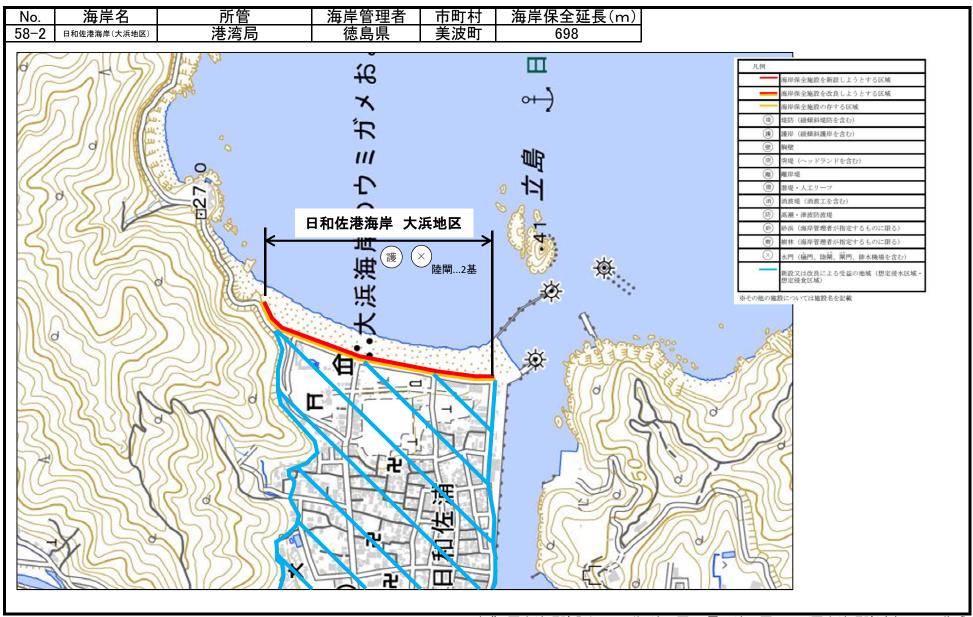
出典:徳島県 大井地先海岸保全区域台帳



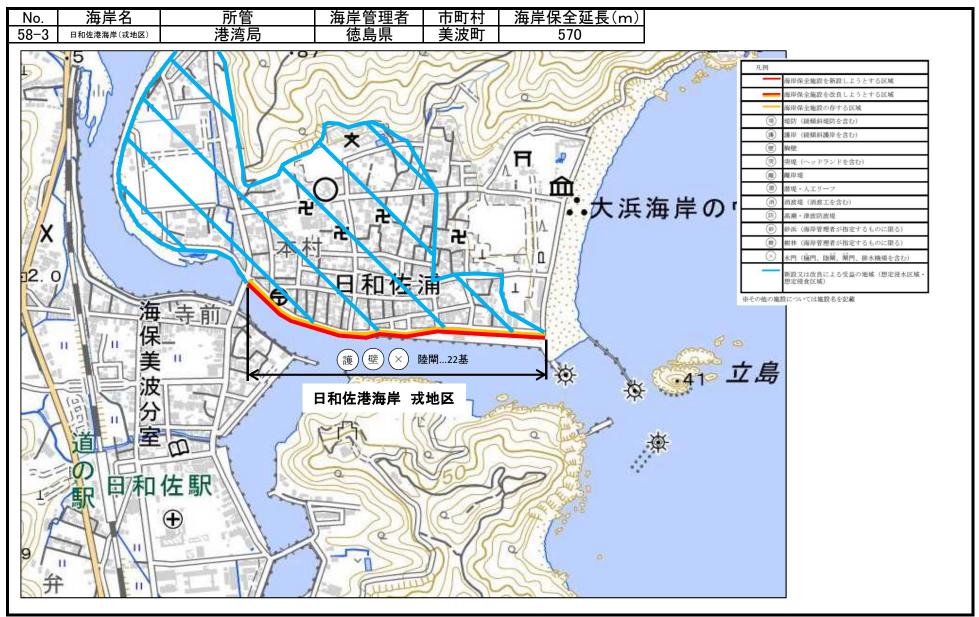
出典:徳島県 山座地先海岸保全区域台帳



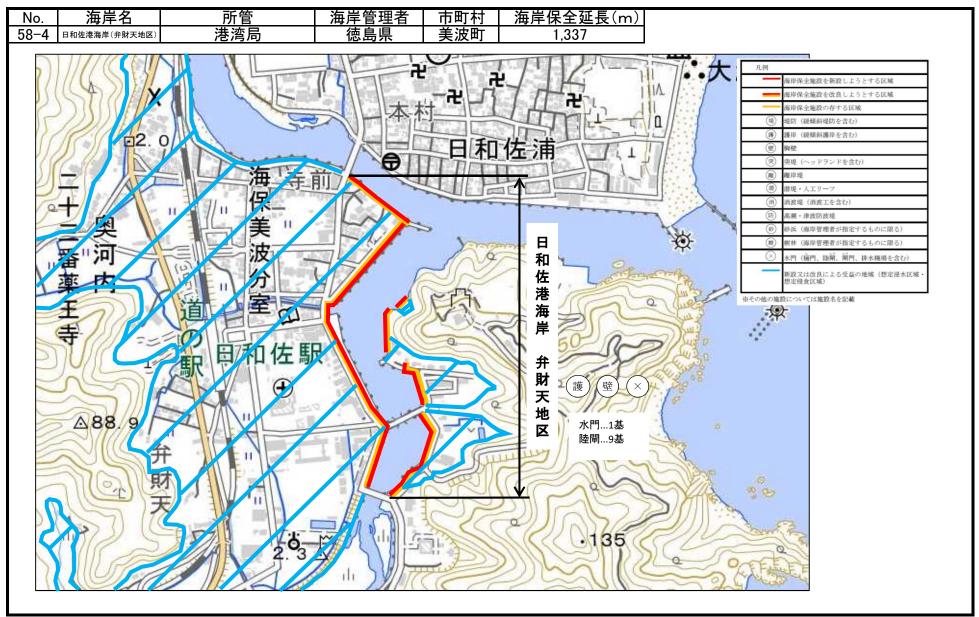
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



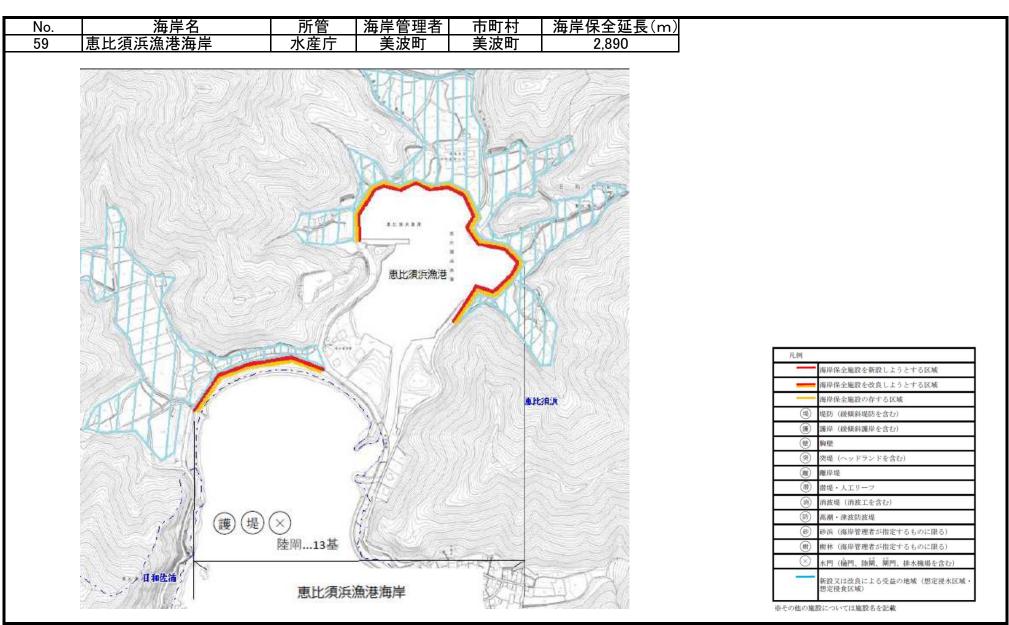
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



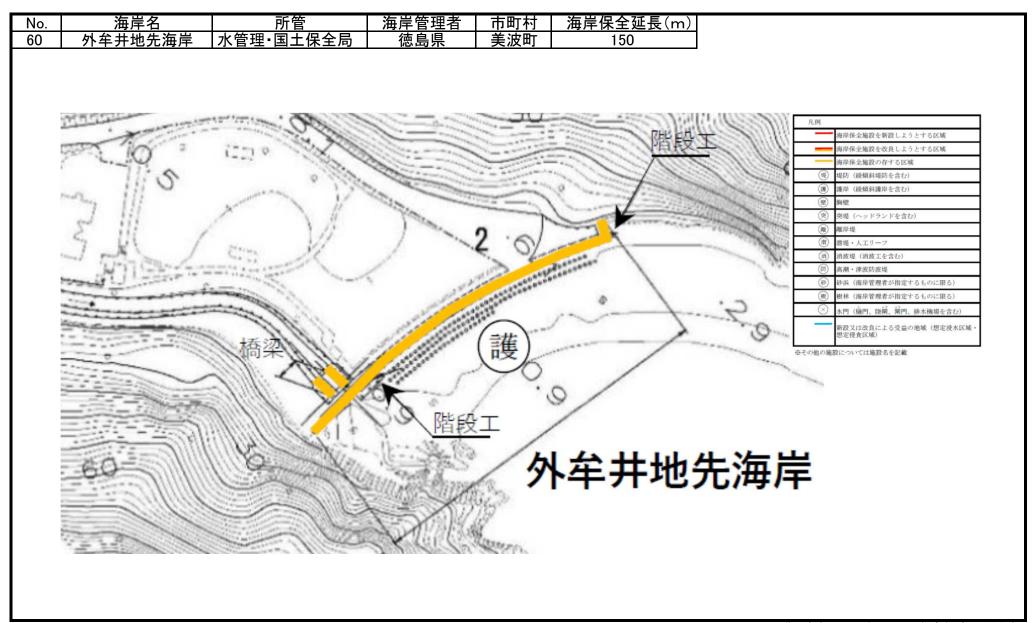
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

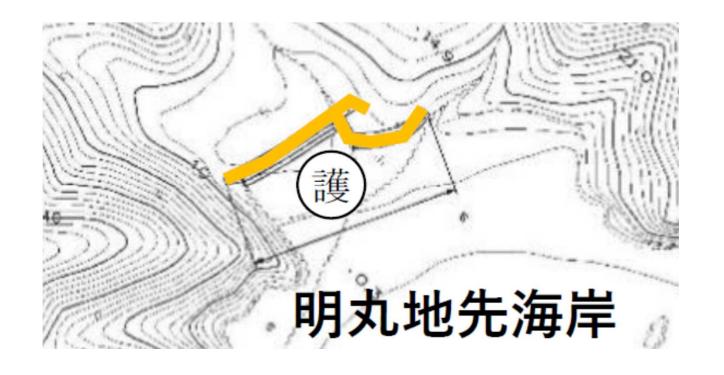


出典:美波町 恵比須浜港漁港台帳



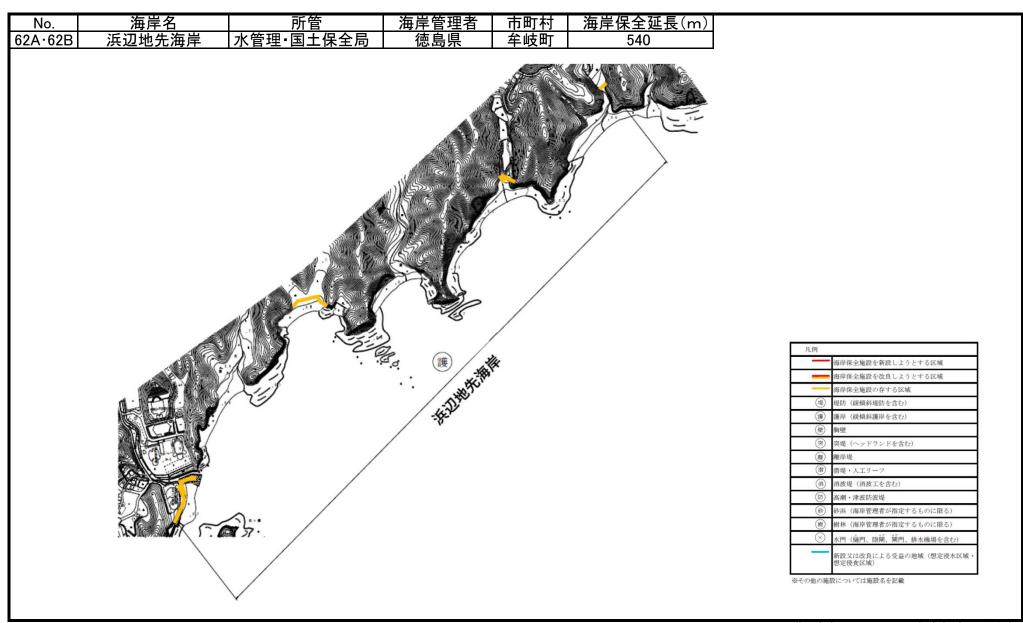
出典:徳島県 外牟井地先海岸保全区域台帳

No.	海岸名	所管	海岸管理者	市町村	海岸保全延長(m)
61	明丸地先海岸	水管理·国土保全局	徳島県	美波町	190

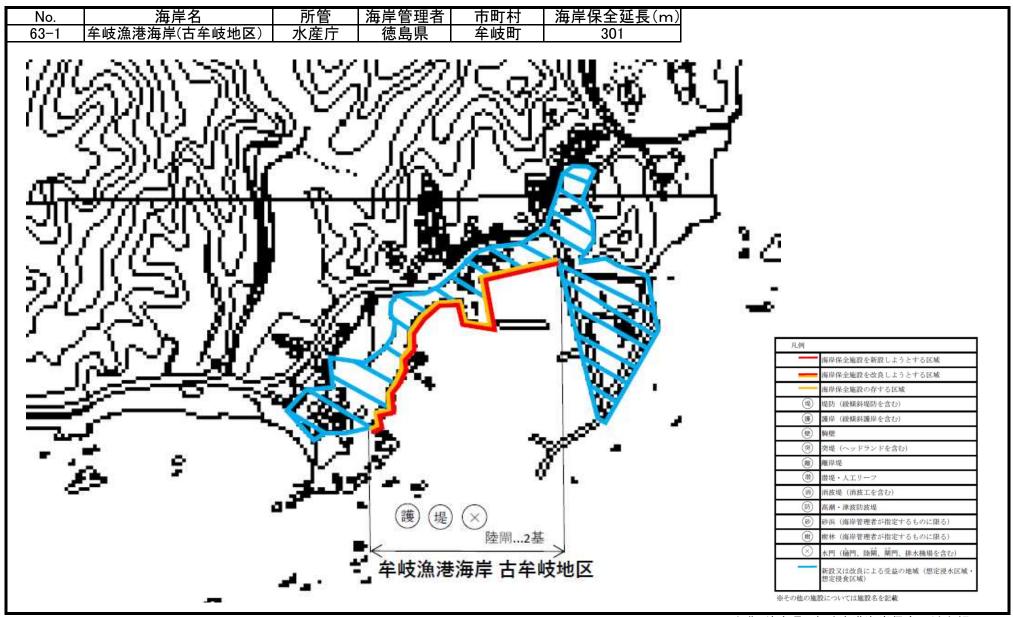


凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
(1)	護岸(緩傾斜護岸を含む)
<u>@</u>	胸壁
突	突堤(ヘッドランドを含む)
Pill	離岸堤
御	潜堤・人工リーフ
消	消波堤(消波工を含む)
助	高潮・津波防波堤
(ib)	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
樹	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
\otimes	水門(樋門、陸開、開門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・ 想定侵食区域)

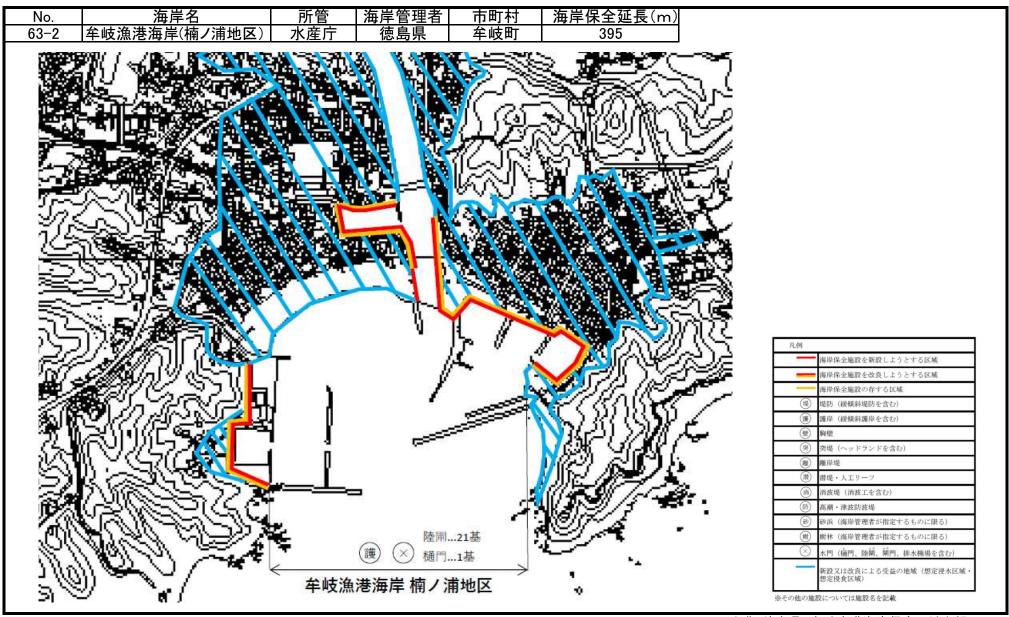
※その他の施設については施設名を記載



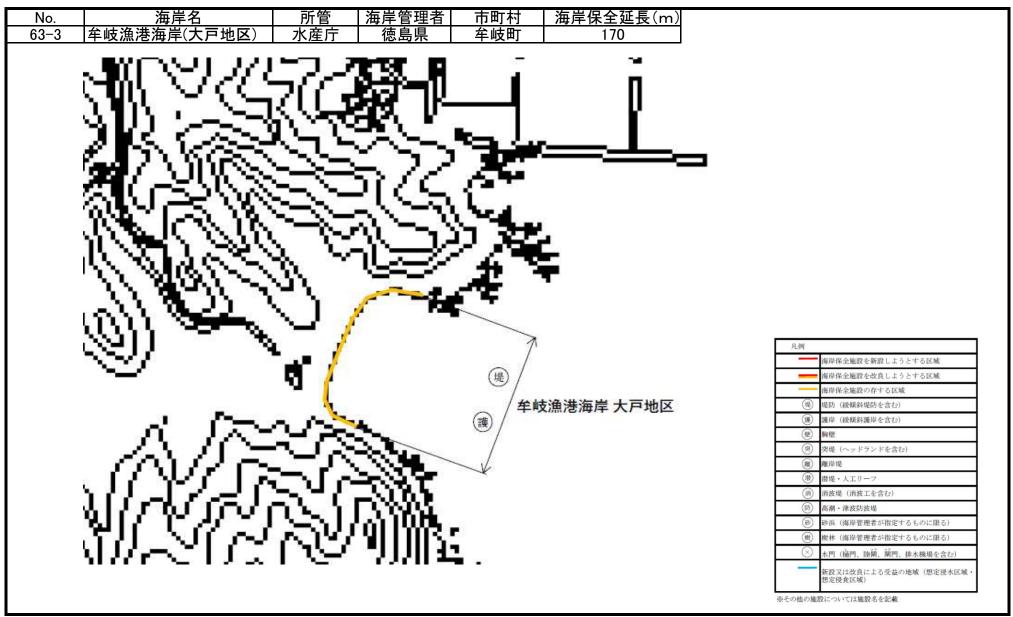
出典:徳島県 浜辺地先海岸保全区域台帳



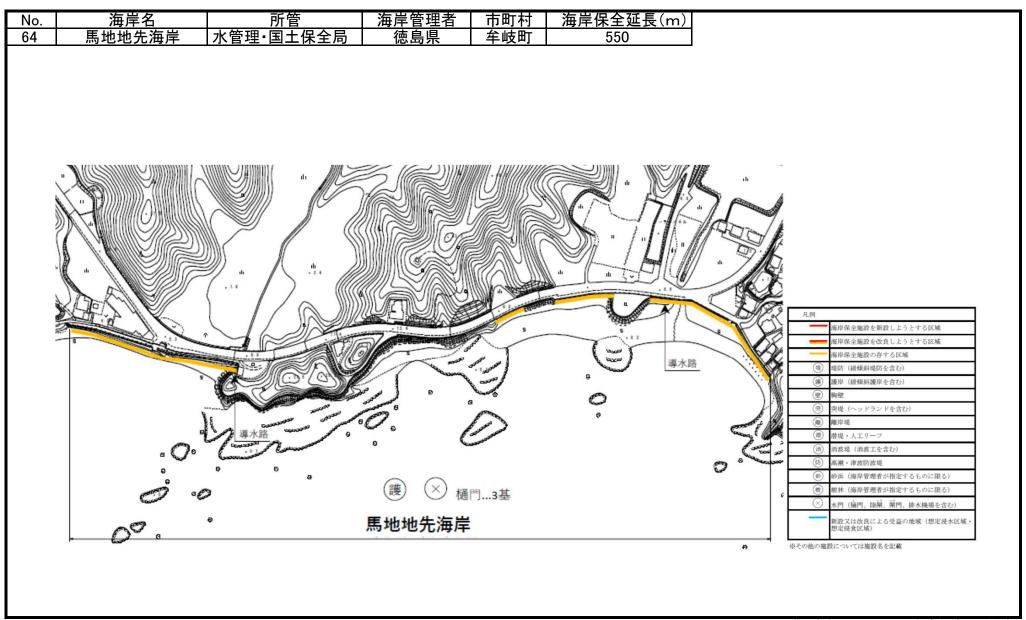
出典:徳島県 牟岐漁港海岸保全区域台帳



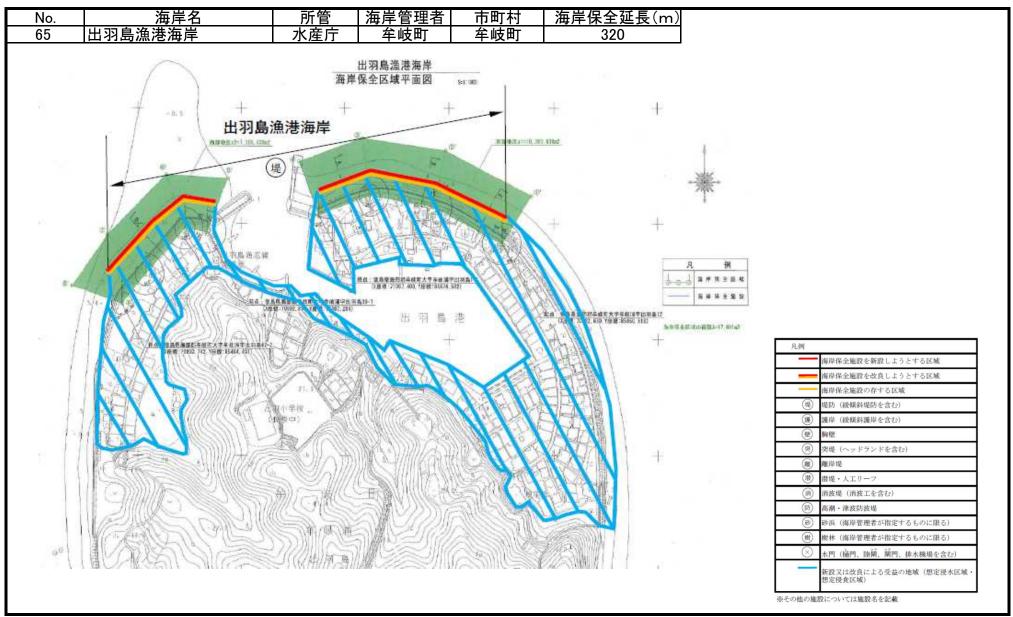
出典:徳島県 牟岐漁港海岸保全区域台帳



出典:徳島県 牟岐漁港海岸保全区域台帳



出典:徳島県 馬地地先海岸保全区域台帳

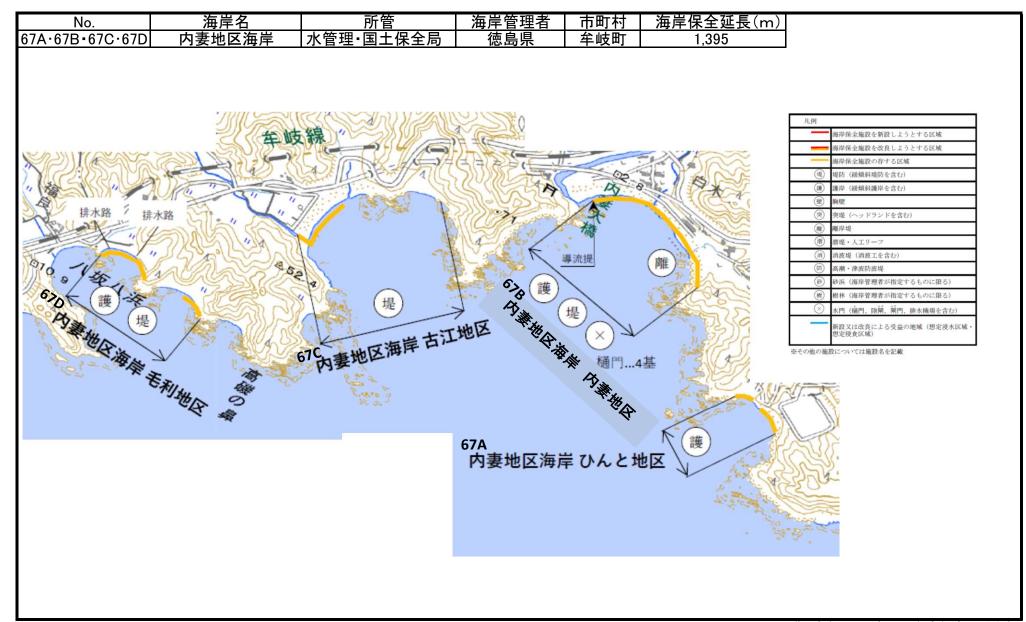


出典: 牟岐町 出羽島漁港海岸保全区域台帳



凡例	
l	海岸保全施設を新設しようとする区域
L	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
堤	堤防(緩傾斜堤防を含む)
譲	護岸(緩傾斜護岸を含む)
壁	胸壁
奥	突堤(ヘッドランドを含む)
PH	雕岸堤
(#)	潜堤・人工リーフ
(19)	消波堤 (消波工を含む)
防	高潮・津波防波堤
(B)	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
(M)	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
\otimes	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・ 想定侵食区域)

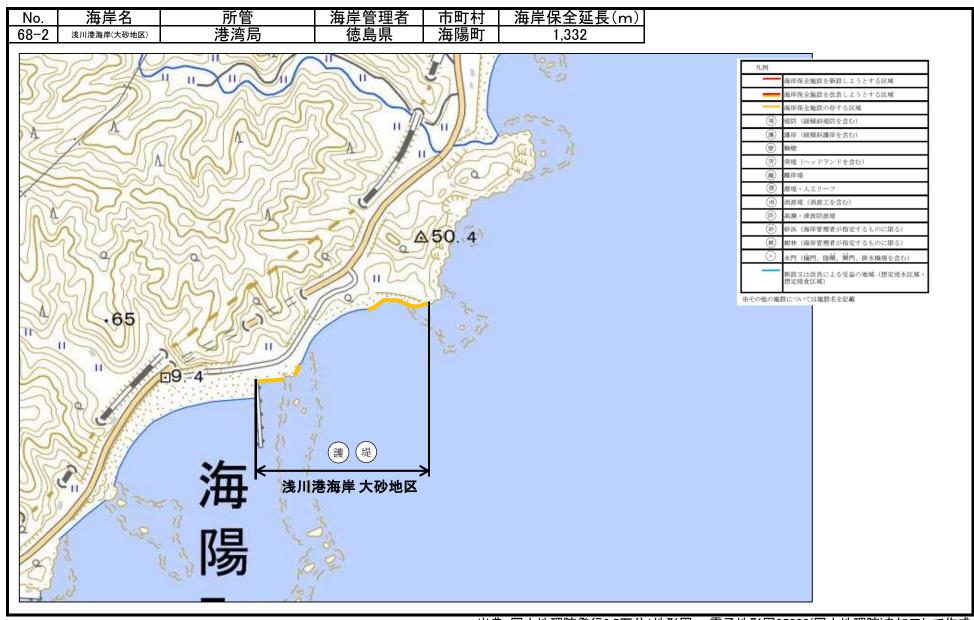
楽その他の施設については施設名を記載



出典:徳島県 内妻地区海岸保全区域台帳



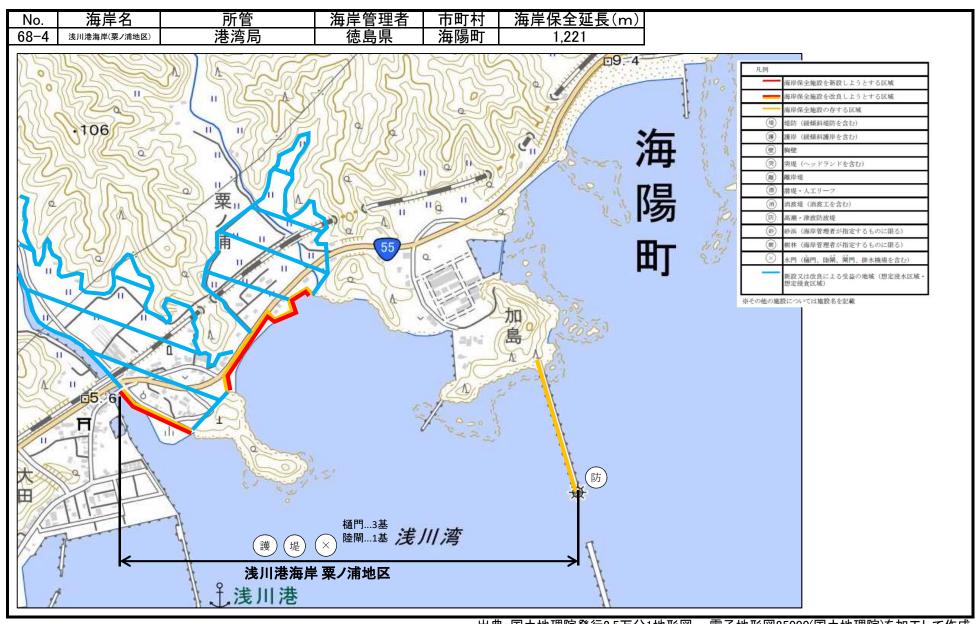
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



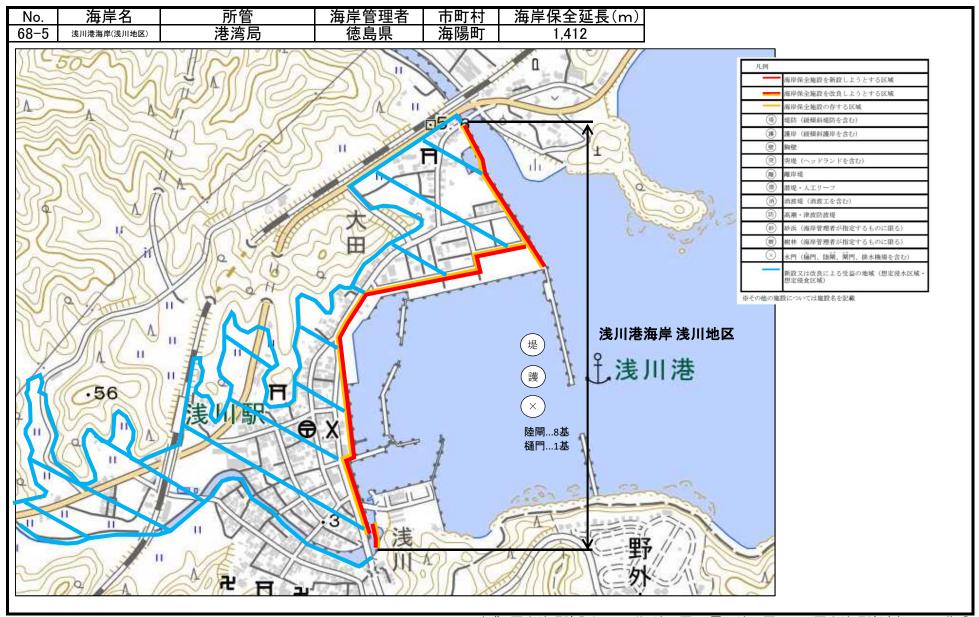
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



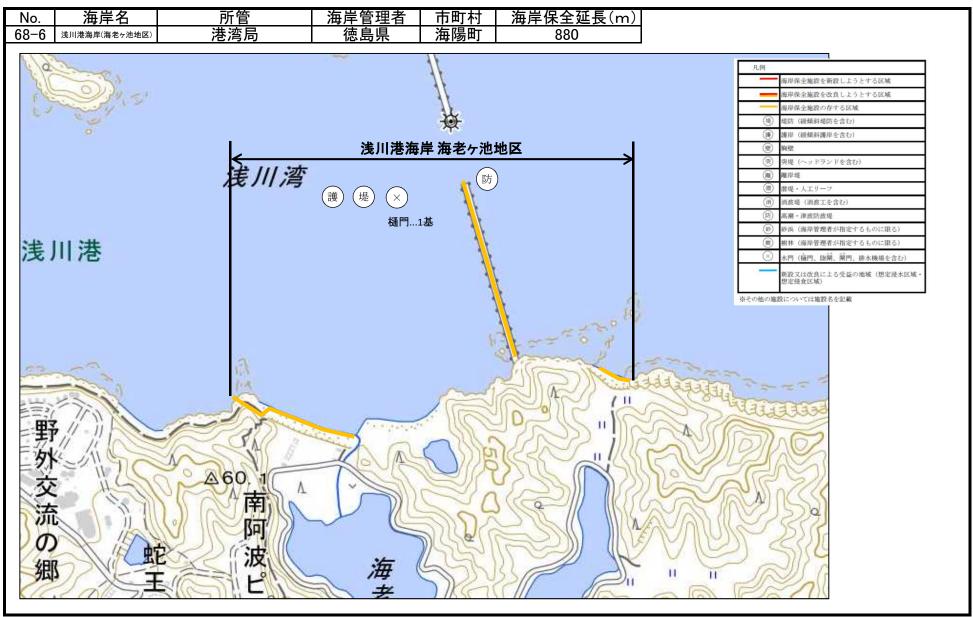
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



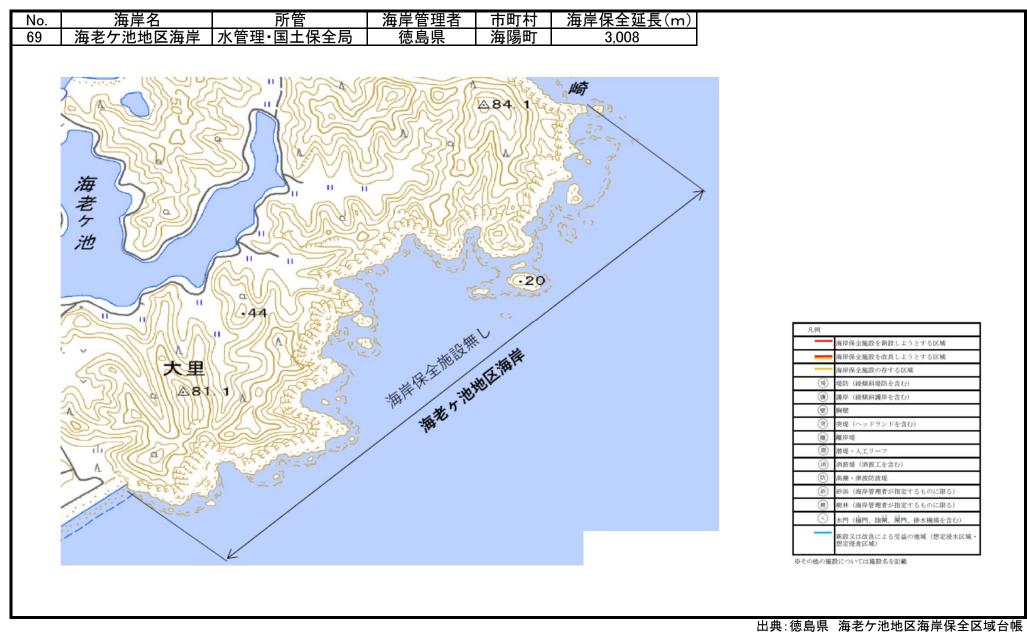
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

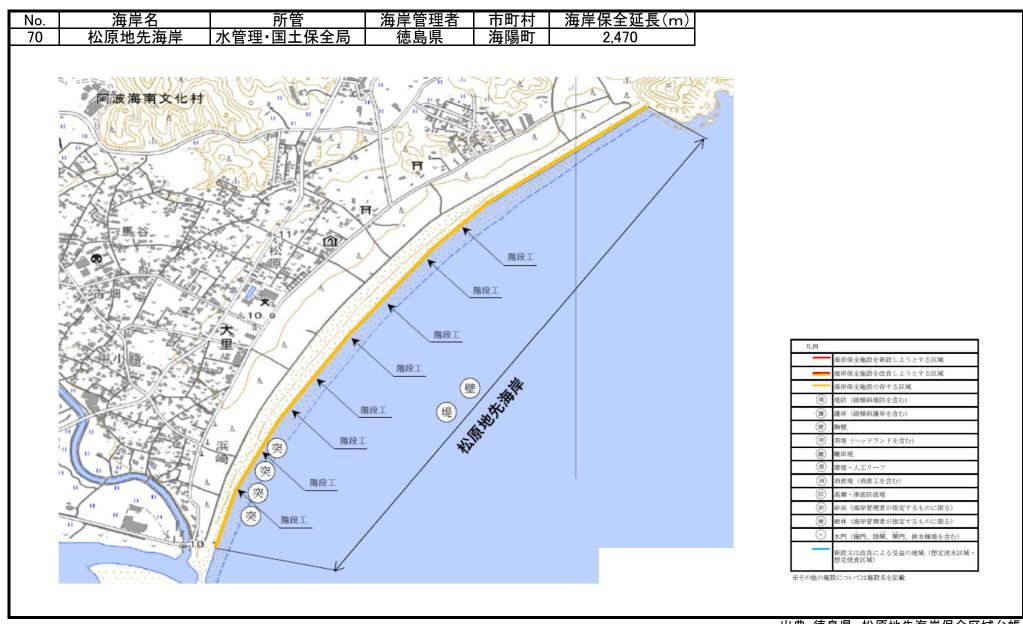


出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

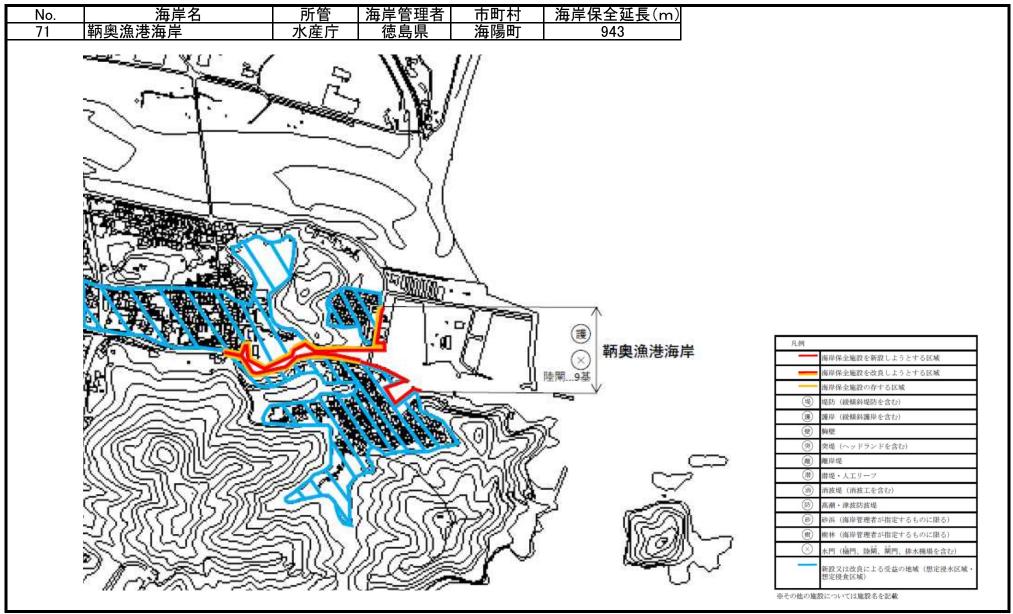


出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

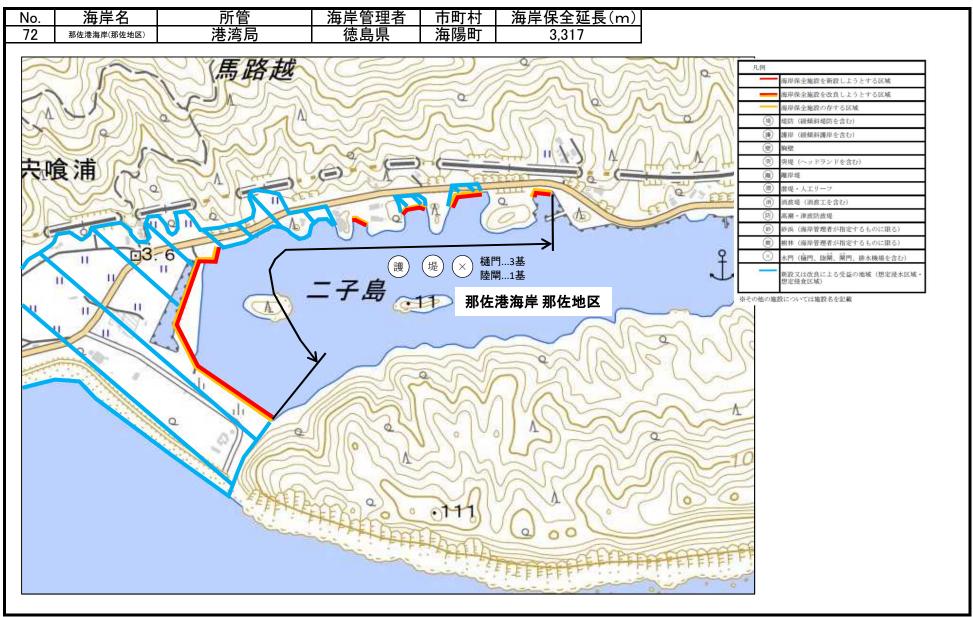




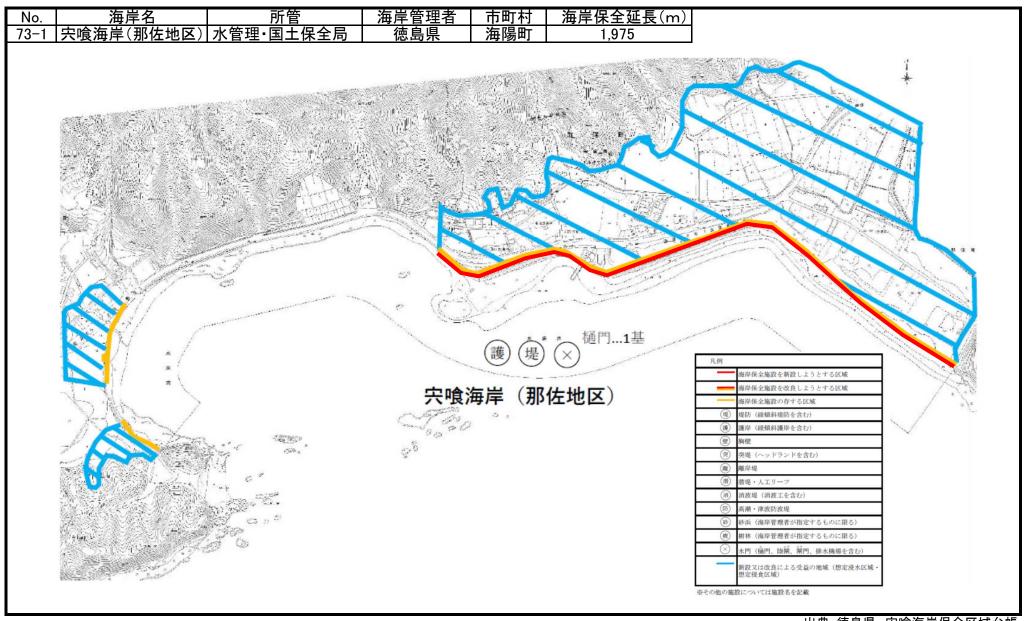
出典:徳島県 松原地先海岸保全区域台帳



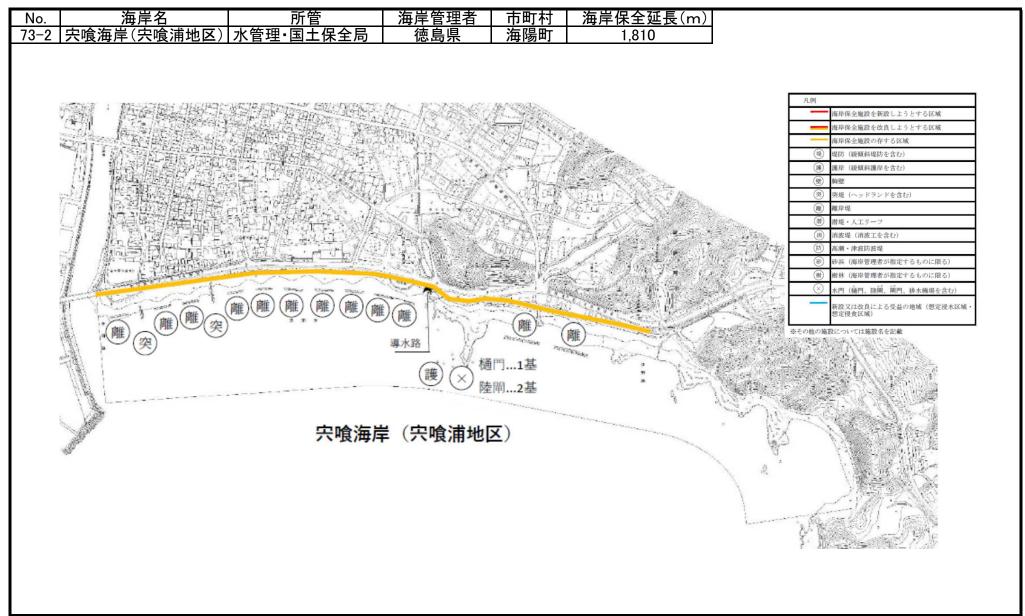
出典:徳島県 鞆奥漁港海岸保全区域台帳



出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



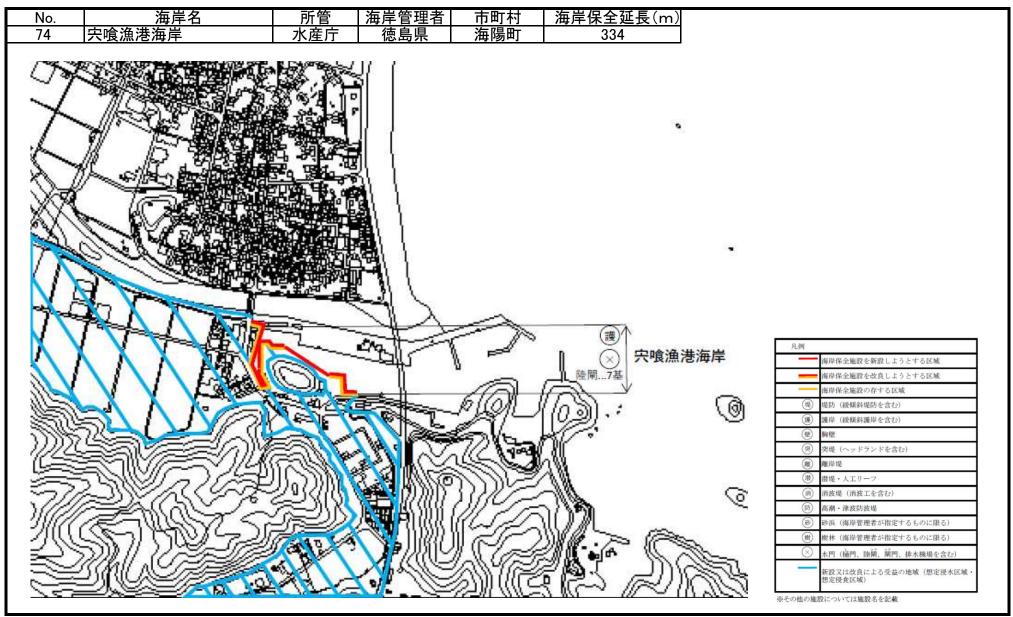
出典:徳島県 宍喰海岸保全区域台帳



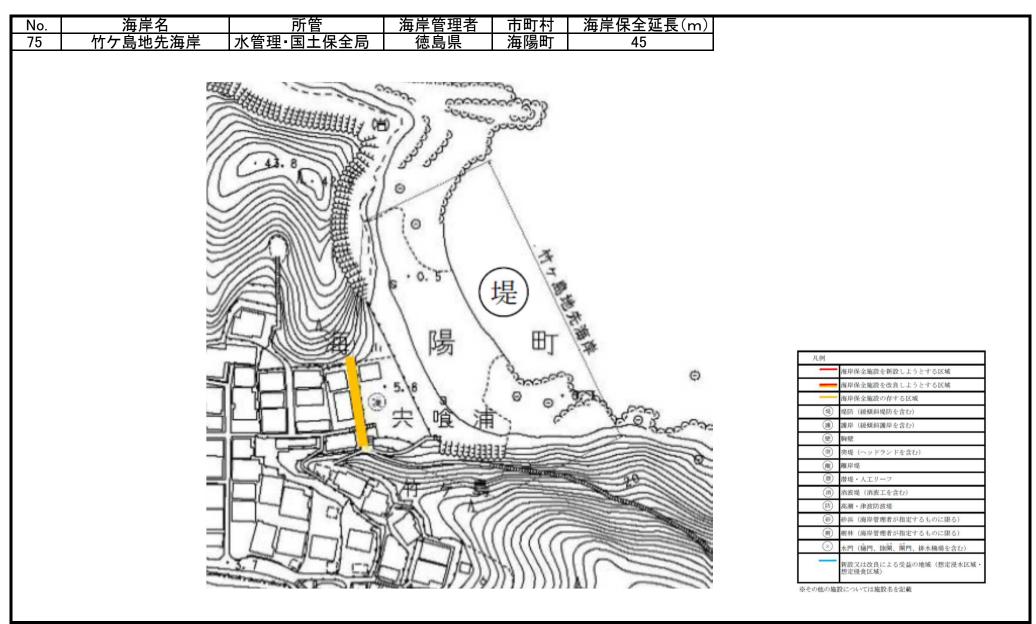
出典:徳島県 宍喰海岸保全区域台帳



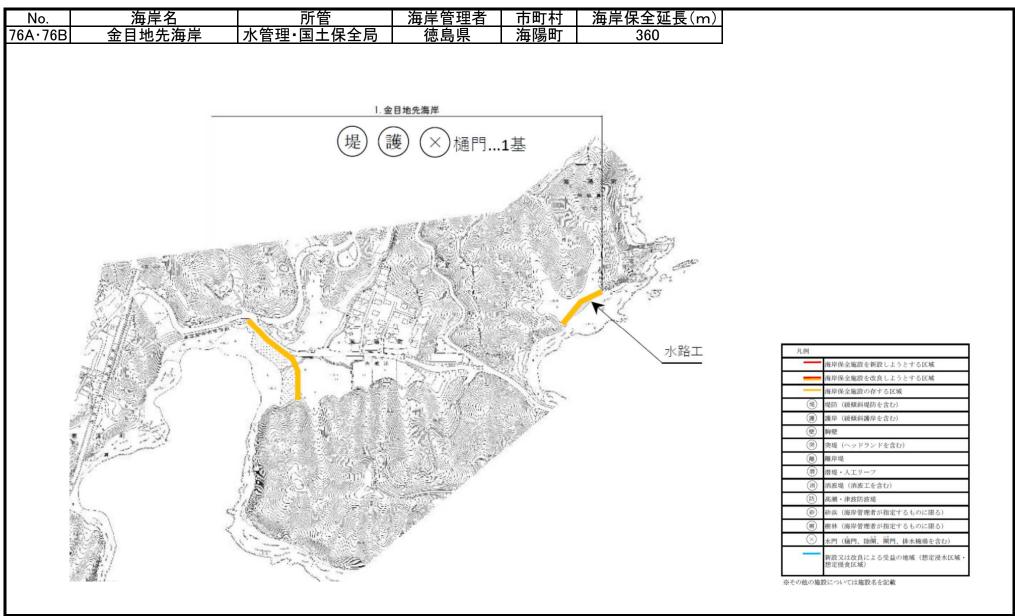
出典:国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成



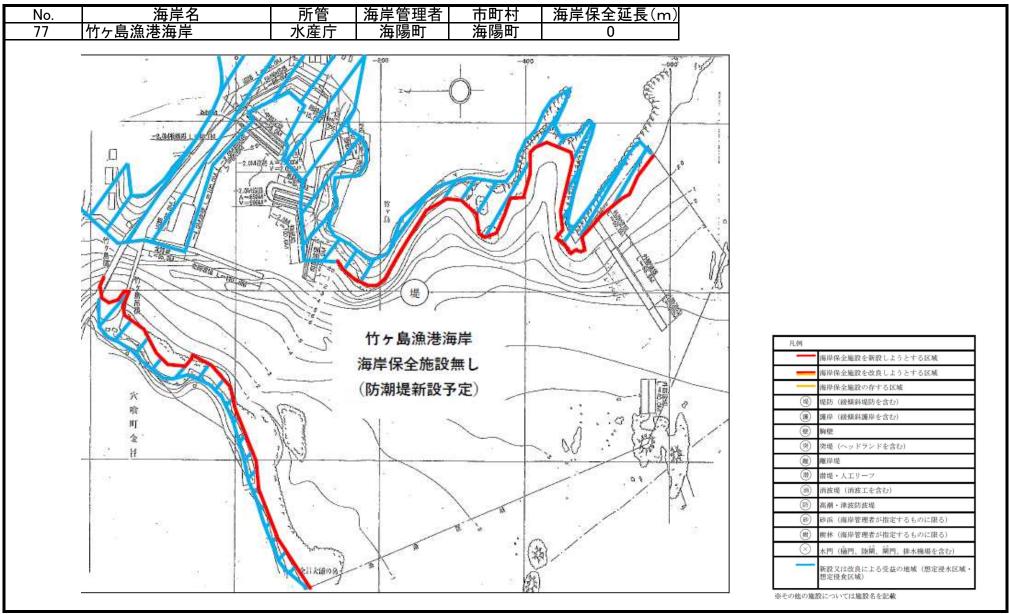
出典:徳島県 宍喰漁港海岸保全区域台帳



出典:徳島県 竹ケ島地先海岸保全区域台帳



出典:徳島県 金目地先海岸保全区域台帳



出典:海陽町 竹ヶ島漁港台帳